

旬刊
2018年7月
下旬号

福 利 厚 生

ISSN1343-568X
No.2252

特集

特集 2018年7月 本誌調べ 民間企業115社

生活関連諸手当の最新水準

2016年度 厚労省
組合健保の医療費と給付費,附加給付費

日本不動産研究所調べ 2018年3月末現在
住宅地価格と木造建築費の指数

アジアの人々の現在(最終回) 真田幸光

今,福利厚生がおもしろい!(59) 西久保浩二

福利厚生ナナメ読み(125)『新・生産性立国論』

福利厚生アラカルト(7月上旬分)

福利厚生関連史資料
シリーズ⁽⁴⁴⁾

工場従業者の聲

大正末期,長期化する不況,社会主義の拡大などにより社会不安の発生が危惧された。それを受け内務省外郭団体の産業福利協会では,工員の意識調査を実施,全国に報告書を配布した。報告書を見ると,当時は10時間労働が主であったが長時間労働に不満の声は少なく,一方で寮・食堂の粗末さを嘆く声が多数を占めた。若年者が多いことから,仲間同士で楽しむ娯楽・旅行の希望も多かった。(1927年刊)

(国立国会図書館蔵)

工場従業者の聲

産業福利パンフレット第八號

産業福利協会

特集

2018年7月 本誌調べ 民間企業115社

生活関連諸手当の最新水準

1 諸手当の実施率, 支給額のあらまし	5
2 住宅手当・家賃補助, 通勤手当・補助	6
3 家族手当など, 単身赴任手当, 帰宅旅費	8
4 地域, 寒冷地, 食事, その他の手当	9
5 生活関連諸手当の改定率の動き	11
別表1 住宅手当・家賃補助	12
別表2 通勤手当・通勤交通費(在来線・新幹線・マイカー等)補助	20
別表3 家族手当・扶養手当	36
別表4 両立支援手当・補助	44
別表5 単身赴任手当, 帰宅旅費	44
別表6 地域手当, 寒冷地手当	51
別表7 食事手当・食事補助	55
別表8 その他の生活関連手当	57

医療費, 附加給付

2016年度 厚労省

組合健保の医療費と給付費, 附加給付費	60
---------------------	----

連載 最終回

アジアの人々の現在

真田幸光 …… 61

— 国際社会をどう見るか —

連載 第59回

今, 福利厚生がおもしろい!

西久保浩二 …… 63

経営効果の理論的背景を探る

— 福利厚生と余暇⑦ —

住宅価格

日本不動産研究所調べ 2018年3月末現在

住宅地価格と木造建築費の指数	65
----------------	----

シリーズ

福利厚生ナナメ読み(125)『新・生産性立国論』	39
--------------------------	----

アラカルト

福利厚生アラカルト(7月上旬分)	40
------------------	----

生活関連諸手当の最新水準

実施率は5年前の13年に比べ、家族手当が5ポイント増、住宅手当・家賃補助が3ポイント増、その他の手当、補助は横ばいだった。支給額の対前年変動率は家族手当、単身赴任手当、地域手当は微増、寒冷地手当は13.6%増だった。住宅手当は4年続けて減少した。

1 諸手当の実施率，支給額のあらまし

実施率

家族手当は77%に増加

諸手当の18年の実施率の動きを5年前の13年と比べると図1のとおり、家族手当が5ポイント増の77%、住宅手当・家賃補助は3ポイント増の60%、食事手当は1ポイント増の34%になった。地域手当は横ばいの18%、新幹線通勤補助は1ポイント減の62%、単身赴任手当は1ポイント減の89%、帰宅旅費は2ポイント減の77%になった。その他の生活関連諸手当は20社だった。

図1 生活関連諸手当の実施率の動き (13年→18年)

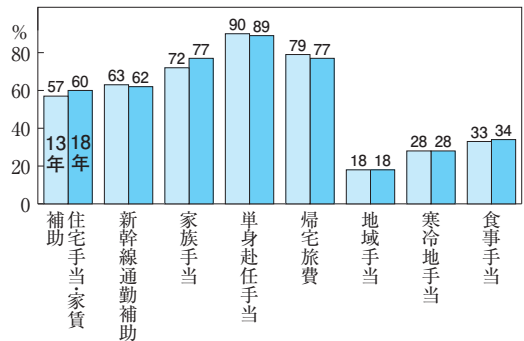


表1

生活関連諸手当の支給額の推移と分布

調査年		住宅手当 (借家居住)	通勤費補助 (全額支給率)	家族手当 (3人扶養)	単身赴任手当 (500km前後)	地域手当 (大都市居住)	寒冷地手当 (札幌・1冬分)	食事手当 (食堂なし等)
支給額等 (円)	2010年	34,540	85%	29,385	38,494	15,501	143,549	6,984
	11	34,832	85	29,815	38,494	15,569	156,313	7,137
	12	37,314	86	30,078	38,887	15,501	158,856	6,994
	13	35,710	86	30,421	38,886	15,501	173,528	6,966
	14	36,926	87	30,909	39,026	17,455	178,490	7,053
	15	36,418	87	31,123	39,127	17,485	141,782	6,957
	16	36,386	89	31,136	39,354	17,603	119,790	6,954
	17	35,800	90	31,098	40,481	18,336	136,096	6,998
	18	35,644	90	31,486	40,853	18,597		6,998
変動率(18年/17年, %)		△0.4	※ 0.0	1.2	0.9	1.4	13.6	0.0
実施率 (18年, %)		60	100	77	89	18	28	34
支給額分布 (18年・%)	10,000円未満	7.4		0.0	0.0	20.0	6.9	81.6
	10,000円以上	27.9		9.4	2.0	40.0	20.7	18.4
	18,000～	16.2		21.2	7.1	30.0	41.4	
	26,000～	10.3		28.2	24.5	5.0	24.1	
	34,000～	2.9		23.5	37.8	0.0	3.4	
	42,000～	10.3		11.8	10.2	0.0	0.0	
50,000～	25.0		5.9	18.4	5.0	3.4		

注1 調査対象企業には数社の入れ替えや手当の新設・統廃合がある
 2 支給額は、有扶養・一般従業員の最高額平均(特注ない限り各表共通)
 3 住宅手当には家賃補助を含む、通勤費補助の全額支給率は在来線の場合、変動率欄の※はポイント差
 4 支給額分布欄の寒冷地手当(実績)の支給額分布は1冬分÷6、同手当の変動率は17年/16年

実施率

寒冷地手当は13.6%増

諸手当の18年の支給月額（寒冷地手当は17年実績）は図2のようになった。

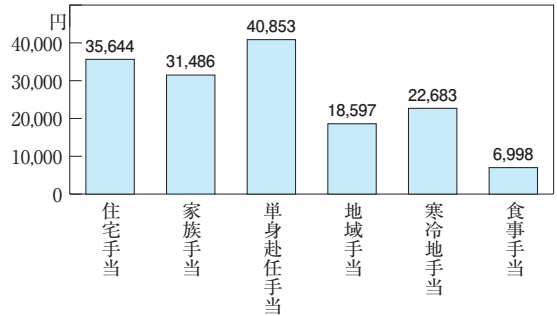
最も高額だったのは単身赴任手当で4万853円、住宅手当・家賃補助の3万5,644円、家族手当の3万1,486円が続いた。寒冷地手当は2万2,683円だった。

支給月額の変動率は、寒冷地手当が13.6%の大幅増になった。住宅手当は△0.4%を示した。

図2

生活関連諸手当の支給額

(18年)



注 表1による、寒冷地手当は17年実績（表1の額÷6で表示）

2

住宅手当・家賃補助, 通勤手当・補助

住宅手当・家賃補助 実施率60%

有扶借家で3万5,644円

実施率と支給額 住宅手当・家賃補助の実施率は、13年57%、14年60%、15年59%、16年58%、17年59%、18年60%で推移している。

18年の支給額は表2のとおりで、京浜地区の有扶借家居住者は3万5,644円だった。

支給額の分布をみると、17年は37.0%だった4万2,000円以上の割合は、18年は38.0%に増加した。1万8,000円未満は36.9%が35.3%に減少した。

17年は変動率が△1.6%と、金額改定などの動きがみられたが、18年は小幅な変動にとどまり△0.4%だった。自宅居住者は0.5%増の2万4,246円になった。

住宅手当と家賃補助の違い 住宅手当は、基本的に住宅の所有形態・家族構成などに注目して支給されるが、家賃補助は原則として支払い家賃にリンクして支給額が決まる。

前者は、住宅の所有形態・家族構成ごとに定額で支給されるケースが多い。

これに対し、家賃補助は家賃水準にリンクして支給額が決められるだけに、高額になる場合が多い。住宅手当と家賃補助の機能は微妙に異なっているが、本誌では、区別せずに集計した。

時間外基礎との関係 住宅手当を時間外基礎に算入するとした企業は66%、算入しない企業は34%だった。99年の労基法改正で、家賃にリンクする住宅手当は時間外基礎に含めなくてもよいこととされた。

表2

住宅手当・家賃補助支給額

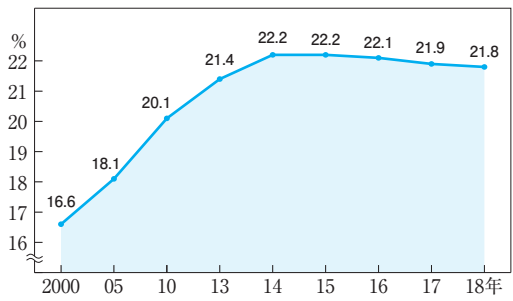
(18年, 円)

区分	全産業	製造業	非製造業	
有扶養者	借家	35,644 (35,800)	31,999 (32,165)	44,210 (44,160)
	自宅	24,246 (24,130)	21,016 (20,924)	31,919 (31,544)
単身独立借家・間	21,490 (21,206)	17,068 (16,793)	30,333 (30,278)	

注 京浜地区居住者の平均、()内は17年調査

図3

都区部民営借家家賃(63m²)に占める住宅手当・家賃補助支給額の割合



注 18年は3月を利用

民営借家家賃に占める割合 都区部民営借家家賃に占める京浜地区居住の有扶借家居住者への住宅手当・家賃補助支給額の割合は図3のとおり、18年は21.8%になった。

00年以降の動きをみると、00年の16.6%が05年は18.1%に、その後は、10年に20%を超え、ここ数年は15年22.2%、16年22.1%、17年21.9%、18年21.8%と22%前後の水準で推移している。

14年にかけての割合の上昇は、住宅手当・家賃補助の支給額の増加要因よりも民営借家家賃が低下を続けていたことによる。

在来線通勤費補助 実施率100%

95%が実質全額補助

支給方法 補助の支給方法の採用割合は表3のとおり、18年は全額補助が89.6%を占めた。

実質全額補助 全額補助以外の支給方法でも、免税点(16年1月1日より月15万円)まで補助2.6%、一定距離まで(平均93.3km)補助2.6%といった実質的に全額補助とみなせるものがあり、これを加えると94.8%になる。

支給方法としてはこのほか、一定額まで補助(平均6.3万円) + 超過分の一定率(平均60%)まで補助が5.2%あった。

新幹線通勤費補助 実施率62%

33%が実質全額補助

実施率と支給方法 18年の実施率は62%(17年61%)だった。

補助の支給方法には表4のとおり8つのタイプがあった。18年は全額補助が23.5%、これに、一定額まで(平均11.0万円)補助の7.8%、一定距離ま

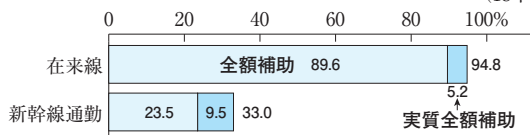
表3 在来線通勤費補助の支給方法 (18年, %)

支給方法	割合	平均
① 全額補助	89.6	
② 免税点まで補助	2.6	
③ 一定距離まで補助	2.6	距離上限 93.3km
④ 一定額まで補助 + 超過分の一定率まで補助	5.2	補助額 6.3万円 超過分補助率 60%

表4 新幹線通勤費補助の支給方法 (18年, %)

支給方法	割合	平均
① 全額補助	23.5	
② 一定額まで補助	7.8	補助額 11.0万円
③ 足切制	4.3	足切額 8,400円
④ 一定距離まで補助	1.7	距離上限 140km
⑤ 一定率まで補助	12.2	補助率 88%
⑥ 在来線分全額 + 超過分の一定率まで補助	10.4	超過分補助率 74%
⑦ 一定額まで補助 + 超過分の一定率まで補助	0.9	補助額 5.0万円 超過分補助率 60%
⑧ 乗車券全額 + 特急料金の50%	0.9	
制度なし(凍結含む)	38.3	

図4 全額補助および実質全額補助企業の割合 (18年)



で(平均140km)補助の1.7%といった実質的に全額補助とみなせるものを加えると合計で33.0%になる。

在来線と新幹線の比較 18年の在来線と新幹線の全額補助と実質全額補助の合計割合を比べると図4のようになった。

マイカー通勤費補助 実施率89%

自動車20kmで1万3,086円

実施率 マイカー等の通勤に対する補助の18年の実施率は89%(17年89%)だった。

支給額 自動車・バイク通勤への補助支給額はガソリン単価と距離で決められている。支給額は表5のとおり、18年は、通勤距離20kmの場合で、自動車が1万3,086円、バイクが7,426円だった。17年に比べると、自動車は7.0%の増加、バイクは7.1%の増加だった。

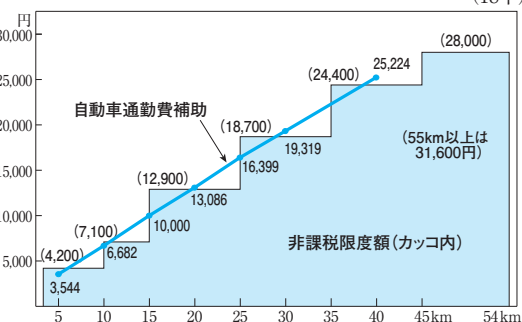
非課税限度額との関係 18年の自動車通勤費補助支給額と通勤手当の非課税限度額を重ねると図5のようになった。ガソリン価格の下落により補助額は、各距離とも非課税限度額を下回った。

表5 マイカー等通勤費補助 (18年, 円)

距離	自動車	バイク	自転車
5km	3,544 (3,295)	2,227 (2,076)	2,107 (2,074)
10	6,682 (6,234)	3,951 (3,756)	2,835 (2,772)
15	10,000 (9,344)	5,789 (5,409)	
20	13,086 (12,232)	7,426 (6,934)	
25	16,399 (15,337)		
30	19,319 (18,076)		
40	25,224 (23,588)		

注 支給額は各距離ポイントでの金額、()内は17年調査

図5 自動車通勤費補助と非課税限度額 (18年)



3

家族手当など，単身赴任手当，帰宅旅費

家族手当・扶養手当 実施率77%

3人扶養で3万1,486円

実施率 18年の実施率は前年比2ポイント増の77%だった。実施率は00年には80%だったが，その後は低下傾向となり，08年には72%に，09～12年は70%で推移していたが13年以降は回復した。

支給額 支給額は表6のとおり，18年は，扶養家族数別制の場合，配偶者，第1子，第2子の3人扶養で計3万1,486円となり，前年を1.2%上回った。世帯単位制の場合は3万6,703円で，前年を4.2%上回った。

時間外基礎への算入 家族手当を時間外基礎に算入する企業の割合は，労基法で除外が認められていることもあって一部算入を含め4.8%だった。

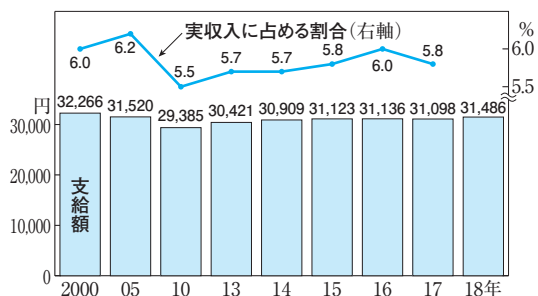
実収入に占める割合 扶養家族数別制の3人扶養への家族手当支給額が勤労者4人世帯（有業者1人）の実収入に占める割合は図6のとおり，17年は前年を0.2ポイント下回る5.8%になった。13年

表6 家族手当支給額 (18年, 円)

区 分		全 産 業	製 造 業	非 製 造 業
扶 養 家 族 数 別 制	配 偶 者	12,456 (12,932)	12,169 (12,547)	13,140 (13,831)
	第 1 子	9,873 (9,417)	9,834 (9,584)	9,964 (9,036)
	第 2 子	9,157 (8,749)	8,983 (8,798)	9,564 (8,636)
	計	31,486 (31,098)	30,986 (30,929)	32,668 (31,503)
世帯単位制 (3人扶養)		36,703 (35,222)	38,089 (35,337)	27,000 (33,500)

注 () 内は17年調査

図6 家族手当支給額と支給額が実収入に占める割合



注 実収入は総務省「家計調査」の勤労者4人世帯（有業者1人）

の5.7%以降，横ばいで推移している。

両立支援手当・補助

5社が実施

両立支援手当・補助は5社が実施していた。支給事由は育児，介護が中心で，支給方法も毎月定額支給，利用度合いに応じた金額設定などに分かれた。日立製作所では，共働きまたはひとり親に育児仕事両立支援金を支給している。

単身赴任手当 実施率89%

0.9%増の4万853円

実施率 18年の実施率は89%だった。実施率は12年までの80%台後半が，13～17年は90%に増加した。18年は1ポイントの微減だった。

支給額 支給額は表7のとおり，勤務地との距離500km前後の場合で，18年は4万853円だった。17年を0.9%上回った。

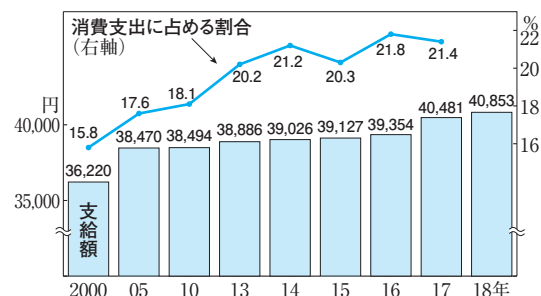
支給期限 単身赴任手当には表7のとおり大部分が支給期限を設けていないが，支給期限を設けている企業の支給期限は18年で46.0カ月だった。

表7 単身赴任手当支給額 (18年)

区 分	支 給 額	支 給 期 限	
		あ り	な し
全 産 業	40,853 円 (40,481)	46.0 月 (46.0)	93.9 % (93.9)
製 造 業	41,168 (40,676)	53.0 (53.0)	93.4 (93.4)
非製造業	39,826 (39,826)	12.0 (12.0)	95.7 (95.7)

注1 日額で支給するものは1カ月30日として集計
2 勤務地との距離500km前後の場合，() 内は17年調査

図7 単身赴任手当支給額と支給額が消費支出に占める割合



注 消費支出は総務省「家計調査」の単身男子勤労者世帯（35～59歳）

消費支出に占める割合 単身赴任手当が単身男子勤労者世帯（35～59歳）の消費支出に占める割合は図7のとおりだった。

12年以降は20～21%で推移しており、17年度も21.4%だった。

帰宅旅費 実施率77%
年間の支給回数は13.9回

実施率 単身赴任手当と帰宅旅費の両方を支給する企業は85社、帰宅旅費のみを支給する企業は4社で、18年の実施率は77%（17年78%）だった。

支給回数 年間支給回数は表8のとおり18年は13.9回だった。支給回数の分布は表8および図8のとおり12回が最多の63.6%だった。

例年の調査どおり、年間12回に大部分が集中した。18回、24回の9.1%、13～17回の6.8%、6回の4.5%が続いた。

世帯主収入に占める割合 東京～新大阪を新幹線で18年の支給回数（年間13.9回）で往復すると運賃は年間約38万円になる。

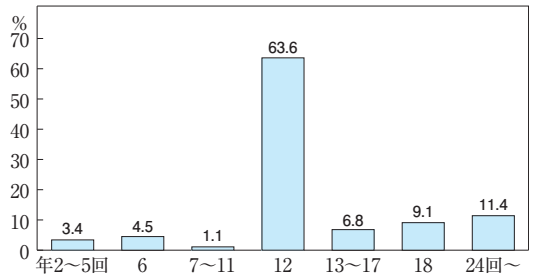
これは、17年の勤労者世帯の世帯主年収約503万円の8%に相当する。

表8 帰宅旅費の実施率と支給回数 (18年, %)

区 分	実施率・回数
あ り	77.4 (78.4)
な し	22.6 (21.6)
年 2～5 回	3.4 (3.3)
6	4.5 (5.5)
7～11	1.1 (1.1)
12	63.6 (60.4)
13～17	6.8 (7.7)
18	9.1 (8.8)
24	9.1 (8.8)
30～	2.3 (4.4)
平 均 (年間支給回数)	13.9回 (14.2回)

注 実施率は手当と帰宅旅費とも支給+旅費のみ支給企業計の割合、支給回数分布は実施率=100としたもの、() 内は17年調査

図8 帰宅旅費の支給回数 (18年)



4 地域, 寒冷地, 食事, その他の手当

地域手当 実施率18%
支給額は1万8,597円

実施率 18年の実施率は18%（17年20%）だった。実施率は00年の25%が、10年には20%に、11～13年は20%を下回った。14年は4年ぶりに20%を上回り、17年まで同率で推移していた。

支給額 18年の大都市居住の有扶養者への地域手当の支給額は表9のとおり、定額制では17年を上回る1万8,597円に、本給比例制では本給の5.8%相当額だった。

寒冷地手当 実施率28%
札幌有扶で13.6万円

実施率 実施率は減少が続いている。00年に52%だったものが05年には34%に低下、10年には30%に、11年には30%を下回り、12年26%、13年28%、14～16年29%で推移、17年、18年も28%が続いている。

支給額 札幌における寒冷地手当の17年実績の支給額（1冬分）は表10のとおりだった。

有扶養者は13万6,096円、単身独立生計者はその47%に当たる6万3,664円だった。17年実績の有扶養者への支給額は16年実績を上回った。

表9 地域手当支給額 (大都市居住・有扶養者) (18年)

区 分	支 給 方 法	
	定額制 (円)	本給比例制 (%)
全 産 業	18,597 (18,336)	5.8 (5.8)
製 造 業	15,503 (15,531)	5.8 (5.8)
非製造業	25,817 (25,817)	- (-)

注 本給比例制の値は本給比を示す、() 内は17年調査

表10 寒冷地手当支給額 (札幌・1冬分) (17年実績, 円)

区 分	有扶養者	単身独立生計者
全 産 業	136,096 (119,790)	63,664 (56,832)
製 造 業	137,828 (121,625)	65,808 (58,586)
非製造業	125,270 (108,320)	45,800 (42,800)

注1 現物支給の場合は総務庁「小売物価統計調査」17年10月の全国平均（本誌試算）により1円当たり79円で換算
2 () 内は16年実績

都市別支給額 都市別支給額を17年実績でみると表11, 図9のようになった。

札幌が最も高額で13万6,096円, 旭川は11万8,483円だった。本州では秋田が7万2,349円で最も高く, 岩手の6万9,457円が続いた。

寒冷地手当の推移 札幌市居住者への寒冷地手当支給額と札幌市の灯油単価の推移を比べると図10のとおり, 概ね連動している。灯油価格が高騰した年には寒冷地手当も引き上げられている。

1ℓ当たり灯油価格は14年には101.8円に上がり, 寒冷地手当も17.8万円に上がった。15年, 16年は灯油価格が下落し, 寒冷地手当も減額された。17年は灯油価格, 手当額とも再び上昇した。

手当てで購入できる灯油量 札幌市への寒冷地手当で購入できる灯油量は図11のようになった。00年は2,541ℓだったが, その後は減少し, 10年は2,000ℓを割り込んだ。11年から14年まではさらに1,800ℓを割り込んでいたが, 15年は1,893ℓに

上昇, 16年は2,027ℓと7年ぶりに2,000ℓを超えた。17年は1,791ℓに減少した。

その他地域の購入量 総務省の「小売物価統計調査」によると, 17年の灯油18ℓ価格は, 函館市1,456円, 旭川市1,348円となった。16年に比べ, それぞれ26.3%, 29.4%アップした。これを基に計算した本誌調べの17年実績の寒冷地手当(表11)での購入量は, 函館市1,238ℓ(前年比226ℓ減), 旭川市1,582ℓ(同233ℓ減)になった。

家計調査による札幌市の灯油購入量 総務省の「家計調査」によると, 17年の札幌市における灯油の年間購入総量(2人以上の世帯)は1,040ℓ(16年1,011ℓ), 支出金額は7万6,891円(同5万8,084円)だった。本誌調べの札幌市の寒冷地手当は13万6,096円であり, 年間支出金額を十分にカバーしている。

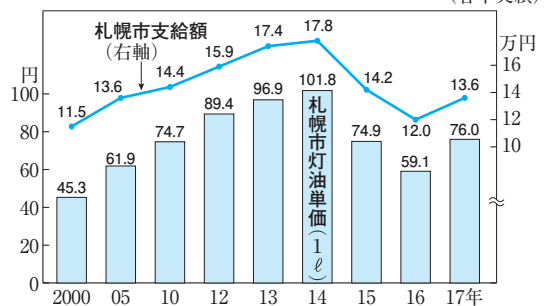
一方, 青森市の17年の年間購入総量は1,071ℓ, 支出金額は7万6,026円で, 本誌調べの寒冷地手当6万6,553円では9,473円不足する。その他の地域では, 本誌調べの寒冷地手当は家計調査の年間支出金額を上回っており, 購入総量を十分にカバーできる結果となった。

表11 寒冷地手当支給額 (有扶1冬分) (17年実績, 円)

地 域	支 給 額	格 差
札幌	136,096 (119,790)	100 (100)
旭川	118,483 (105,077)	87 (88)
釧路	128,680 (114,880)	95 (96)
苫小牧	107,100 (99,492)	79 (83)
室蘭	121,350 (111,600)	89 (93)
函館	100,148 (93,860)	74 (78)
青森	66,553 (63,649)	49 (53)
秋田	72,349 (67,791)	53 (57)
岩手	69,457 (65,158)	51 (54)
山形	67,148 (63,735)	49 (53)
新潟	55,061 (51,096)	40 (43)
長野	61,331 (56,663)	45 (47)
仙台	44,821 (40,303)	33 (34)
福島	54,731 (51,558)	40 (43)
北陸	48,455 (43,685)	36 (36)

注 総務省「小売物価統計調査」, 図9も同じ, () 内は16年実績

図10 寒冷地手当支給額と灯油単価 (各年実績)



注 札幌市灯油価格単価は総務省「小売物価統計調査」より本誌試算, 支給額は表11の本誌調べ

図9 寒冷地手当支給額の地域差 (17年実績)

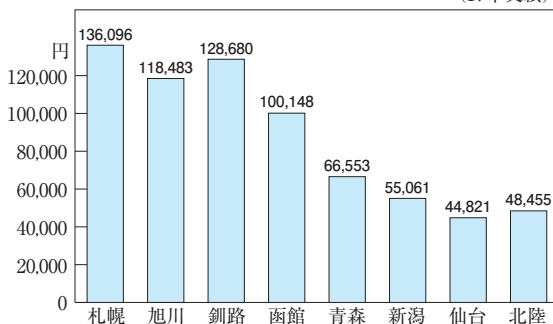
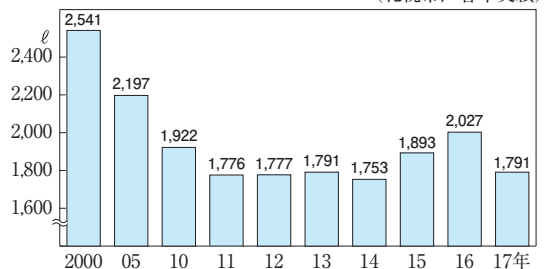


図11 寒冷地手当支給額で購入できる灯油量 (札幌市, 各年実績)



注 寒冷地手当支給額(札幌市, 表11) ÷ 札幌市灯油価格(1ℓ, 図10)

食事手当・食事補助 実施率34%

職場給食補助の1.6倍

実施率 給食施設がない事業所の従業員および施設があっても外勤のため利用できない従業員、あるいは施設の有無にかかわらず全従業員に一律に支給する食事手当・食事補助の実施率は18年は前年より2ポイント増の34%だった。

時間外基礎との関係 食事手当と時間外基礎との関係では、算入しないが18年は70%（前年75%）を占めた。食事手当は、労基法上時間外基礎への算入除外になっていないが、支給間隔の調整などの方法が取られているものと思われる。

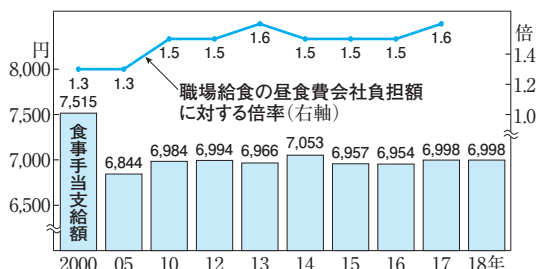
支給額 支給額は表12のとおり、18年は6,998円で、前年比横ばいだった。

表12 食事手当支給額 (18年, 円)

区 分	支 給 額
全 産 業	6,998 (6,998)
製 造 業	7,123 (7,126)
非製造業	6,175 (5,969)

注 () 内は17年調査

図12 食事手当支給額と支給額の職場給食の昼食費会社負担額に対する倍率



注 職場給食の昼食費会社負担額は本誌調べ（京浜地区各年の直接費+間接費）×22で計算

職場給食の会社負担額と食事手当との関係は図12のとおりで18年は会社補助額の1.6倍を食事手当・食事補助として支給している計算になった。

その他の生活関連手当

レク、自己啓発、予防接種など

その他の生活関連手当は20社が実施していた。手当というよりは補助金としての性格が強かった。名称は多様だったが、レク、自己啓発、予防接種関連への補助が目立った。

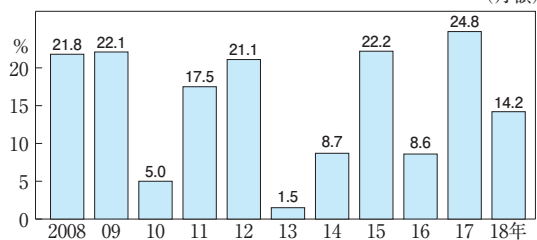
5

生活関連諸手当の改定率の動き

手当別の改定率 前年下期から当年上期までの直近1年間に生活関連諸手当を改定した企業の割合は表13のようになった。18年は住宅手当・家賃補助3.4%、家族手当・扶養手当7.9%、単身赴任手当2.9%だった。

合計改定率 各年の諸手当の改定率を合計してみると図13のようになった。08年、09年、12年、15年のように20%を超えた年がある一方、10年、13年のように5%以下の年もある。17年は24.8%に増加したが18年は14.2%に低下した。

図13 生活関連諸手当の合計改定率の動き (月額)



注 改定年は前年調査時点以降当年調査時点までに改定した企業の割合（廃止を除く）、合計改定率は、住宅手当・家賃補助、家族手当、単身赴任手当、地域手当、食事手当の各改定率の合計

表13 諸手当の最終改定時期と改定率 (%)

区 分	最 終 改 定 時 期				改 定 率 (前年下期+当年上期)		
	2016年以前	17年上期	17年下期	18年上期	2016年調査	17年調査	18年調査
住宅手当・家賃補助	93.3	3.4	0.0	3.4	1.5	5.9	3.4
家族手当・扶養手当	84.1	8.0	1.1	6.8	6.1	11.8	7.9
単身赴任手当	93.3	3.8	0.0	2.9	1.0	2.8	2.9
地 域 手 当	95.2	4.8	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0
食事手当・食事補助	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 改定率は各年調査時点の改定企業の割合であり、「16年調査」は15年下期+16年上期、「17年調査」は16年下期+17年上期の改定企業をいう、「18年調査」は17年下期+18年上期をいう、手当廃止は改定率から除いた

2 通勤費補助を除く、マイカー等通勤費補助、寒冷地手当は、ガソリン代、灯油価格変動が多いため除外した

別表1

住宅手当・家賃補助(69社)

注 17年下期～18年上期の改定は太字で表記、以下各表同じ

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎
金属工業	金属工業② (2,000名)	住宅手当 98年7月	社宅・寮居住者を除く(3カ月毎に支給) 首都圏 39,000円 その他 22,500円 世帯主 43,500円 単身者 22,500円	算入せず
	金属工業③ (299名)	住宅手当 90年4月	社宅・寮居住者を除く 有扶世帯主 2,000円 単身者 1,000円	算入する
電	日立製作所 (34,925名)	①家族用住宅手当 14年10月 ②単身用住宅手当 14年10月	①家族同居者で賃貸借物件に入居する者 支給期間 40歳到達月の月末 支給月額 賃貸住宅家賃×50%(100円未満切捨て) ただし、地域ごとに支給限度額あり(最大:東京・大阪圏7万円) ②単身者で賃貸借物件に入居する者 支給期間 31歳に到達する年度末日 支給月額 賃貸住宅家賃×50%(100円未満切捨て) ただし、地域ごとに支給限度額あり(最大:東京・大阪圏5万円) ※なお、制度の導入可否は事業所ごとに決定 転勤者は別に定める	算入せず
	日本電気 (22,235名)	厚生用家賃補助 15年4月	支給対象地域に所在する事業場・支社・支店に勤務し、かつ賃貸物件に居住する 40歳未満の社員 支払家賃のうち6万円を超える部分についてその半額を支給(4万円限度)	
	矢崎総業 (12,000名)	住宅手当 (従来より)	社宅・寮居住者を除く 世帯主 10,000円 非世帯主 5,000円	算入する
気	アズビル (5,146名)	家賃補助	A地区 43,500 B地区 34,500 C地区 30,000 D地区 26,000 ① 43,500 34,500 30,000 26,000 ② 16,500 13,000 11,500 9,500 ③ 25,500 20,000 17,500 15,000 ①独身者かつ会社が募集する早期独身寮退寮者等、②独身者かつ独身寮入居期間満了した者、③既婚者かつ世帯主の者(入籍後7年未満かつ36歳未満) *社宅・寮入居者除く	算入する
	スタンレー電気 (3,483名)	地域別住宅手当 16年9月	①A地域:東京都、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市 世帯主 20,000円 非世帯主 5,000円 ②B地域:埼玉県、千葉県、名古屋市、A地域以外の神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県 世帯主 12,000円 非世帯主 3,000円 ③C地域:A、B地域以外 世帯主 8,000円 非世帯主 2,000円	
機	安川電機 (3,000名)	家賃補助 17年9月	①家族同居者で賃貸借物件に入居する者 S地区 65% A地区 60% B地区 50% C地区 40% ②転勤を命じられた者で、家族帯同者 支払い家賃のうち月3万円を超える部分について支給 ③単身者(転勤を命じられた者を含む)で、賃貸借物件に入居する者 支払い家賃のうち月1万円を超える部分について支給 *①②③地域ごとに支給限度額あり ①②③上限年齢あり ①② 世帯主で主たる生計者に限る	算入せず
	電気機器① (3,000名)	①家賃補助制度 01年2月改定 ②業務用住宅手当 17年4月	①転居を伴わない有扶養者が賃貸住宅に入居した場合 支払家賃の30%相当額、33,500円を上限 ②寮、社宅がない事業場への転居を伴う異動、寮、社宅があるが入居を希望しない場合 首都圏 72,000～33,000円 大都市圏 48,000～22,000円 その他 29,000～13,000円	①算入せず ②算入する
器	電気機器③ (1,111名)	住宅手当 97年9月	社宅・寮居住者を除く 世帯主 15,200円 単身者 7,100円	算入する

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎
輸 送 機 械	輸送機械① (26,273名)	①住宅手当 94年4月 ②高額家賃補助 98年4月	①社有施設居住者を除く 世帯主 準世帯主 ※A=東京, 神奈川, 千葉, 埼玉 A 17,000円 8,500円 B=大阪, 名古屋, 京都, 神戸, 北九州, 札幌, B 15,000 7,500 福岡, 広島, 仙台, 静岡, 堺, 浜松, 新潟, 岡山 C 11,600 5,800 C=上記以外の都市 ②世帯主(家賃-17,000円-1,800円×居住坪数)×0.65 準世帯主(家賃-8,500円-1,800円×居住坪数)×0.325 ※補助額上限35,000円, 家賃上限10万円 補助期間10年間 住宅共済会加入義務	算入する
	日野自動車 (11,800名)	住宅手当 (従来より)	借家・間居住者 首都圏割増分 有扶養者 15,000円 無扶養者 10,000円	算入せず
	ボッシュ (5,261名)	住宅手当 18年4月	会社から住居貸与を受けていない従業員で, 36歳となる月の月末まで 渋谷・横浜ほか 月21,000円 東松山など 月12,000円 志木・広島など 月15,000円	算入する
精 密 機 械	精密機械① (6,662名)	住宅手当 89年4月	東京地区 会社施設非居住 有扶養者 16,800円 無扶養者 8,700円 会社施設居住 一律 2,000円 長野地区 会社施設非居住 世帯主 5,600円 非世帯主 3,800円 会社施設居住 一律 2,000円	算入する
	東京計器 (1,500名)	家賃補助制度 14年4月	賃貸家賃のうち月額5万円を超える部分の半額とする, ただし, 月額2万円を上限とする 支給期間は結婚後5年を限度とする	算入せず
	シチズン (1,357名)	住宅手当 (従来より)	世帯主 24,500円 独立単身者 12,000円 単身者 4,500円	算入する
一 般	クボタ (11,266名)	住宅手当 00年5月	管理職および社宅入居者を除く 世帯主 11,000円	算入する
	日本精工 (7,726名)	①住宅手当 18年4月 ②特別住宅補給金 91年4月	①社宅・寮居住者を除く 大都市地域 世帯主 10,800円 非世帯主 6,600円 その他地域 世帯主 9,800円 非世帯主 5,800円 ②首都圏事業所に勤務していること 算定式x = (家賃-住宅手当) - (基準内賃金×0.15) × 1/2 x世帯主: 1~2,500=2,500円 2,501~5,000円 5,001~7,500円 7,501~10,000円 x単身者: 1~2,500=2,500円 2,501~5,000円	①算入する ②算入せず
	コマツ (6,873名)	住宅手当 94年4月	社有施設居住者を除く A地区(東京近郊) 世帯主 18,500円 独立生計者 7,000円 B地区(主要都市) 9,500 2,500 C地区(その他) 5,500 1,500 沖縄地域 11,000 2,500	算入する
機 械	NTN (5,754名)	①住宅手当 ②住宅特別補助金	①社宅・寮居住者を除く 有配偶者 独身者 東京地区 16,000円 10,500円 東京以外 12,500円 7,000円 ②賃貸住宅の入居者で東京地区 有配偶者 月7,000円 独身者 月2,500円	算入せず
	住友重機械工業 (2,526名)	住宅手当 08年4月	A 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県 家賃の65% 支給上限額65,000円 (支給対象: 通勤時間片道2H以内) (支給上限額45,500円) 大阪府・京都府・兵庫県 (支給対象: 通勤時間片道1.5H以内) B 愛知県・札幌市・仙台市・新潟市・ 家賃の55% 支給上限額44,000円 静岡市・浜松市・広島市・福岡市・北九州市 (支給上限額30,800円) C その他地区 家賃の45% 支給上限額29,300円 () 内は単身者 (支給上限額20,500円)	算入せず

住宅手当・家賃補助

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎																										
一般機械 (統括)	一般機械① (2,936名)	住宅手当 06年4月	社有施設居住者を除く 有配偶世帯主 16,500円 非親元の独立生計の独身者 11,500円	算入する																										
	ナブテスコ (2,080名)	住宅手当 07年4月	社宅・寮居住者を除く単身生計者, 扶養親族を有する者 一律 5,000円	算入する																										
製紙・パルプ	日本製紙 (5,119名)	住宅手当 14年10月	会社施設外住居に居住する場合 家族手当支給者 17,000円 〃 不支給者 8,500円	算入する																										
化学 工学 業	旭化成 (12,333名)	住宅手当	会社施設に居住していないこと ・東京 6,000円 ・大阪 5,300 ・延岡 3,000 ・工場地域(延岡を除く) 4,600	算入する																										
	資生堂 (5,486名)	①住宅手当 14年4月	①独身寮・社宅適用有資格者が本人の希望で会社指定の独身寮・社宅に入居せず 個人で借家する場合 住宅手当月額 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">本人の居住地</th> <th rowspan="3">独身者</th> <th colspan="4">社宅</th> </tr> <tr> <th colspan="4">入居人数(本人含む)による家賃限度額</th> </tr> <tr> <th>単身 赴任者</th> <th>2人</th> <th>3~4人</th> <th>5人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 大阪府, 京都府南部, 奈良県, 神戸・尼崎・西宮・芦屋・宝塚・伊丹市</td> <td>6万円</td> <td>7万円</td> <td>9万円</td> <td>11万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>5万円</td> <td>6万円</td> <td>7万円</td> <td>8万円</td> <td>9万円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の居住地	独身者	社宅				入居人数(本人含む)による家賃限度額				単身 赴任者	2人	3~4人	5人以上	東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 大阪府, 京都府南部, 奈良県, 神戸・尼崎・西宮・芦屋・宝塚・伊丹市	6万円	7万円	9万円	11万円	12万円	上記以外の地域	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	算入せず
		本人の居住地	独身者			社宅																								
入居人数(本人含む)による家賃限度額																														
単身 赴任者	2人			3~4人	5人以上																									
東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 大阪府, 京都府南部, 奈良県, 神戸・尼崎・西宮・芦屋・宝塚・伊丹市	6万円	7万円	9万円	11万円	12万円																									
上記以外の地域	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円																									
②家賃補助 09年4月	②新たに世帯を有した者で以下の条件を満たした者 ・適用時点での資格はSⅢ以下の総合職の全国コースとし, 参事昇格と同時に適用除外とする ・世帯主で社宅適用有資格者でない者 ・賃借物件に自ら家賃を負担して居住している者 ・社宅または世帯主住宅手当の適用を一度も受けたことがない者 ・通勤可能区域内(2時間以内)に自己住宅を所有しない者および親元に同居することが不可能な者 ・同居者が入居物件に対し当社または他より社宅適用またはそれに準じる手当を受けていない者 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>本人の居住地</th> <th>家賃補助月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 大阪府, 京都府南部, 奈良県, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 宝塚市, 伊丹市</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の居住地	家賃補助月額	東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 大阪府, 京都府南部, 奈良県, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 宝塚市, 伊丹市	90,000円	上記以外の地域	70,000円																							
本人の居住地	家賃補助月額																													
東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 大阪府, 京都府南部, 奈良県, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 宝塚市, 伊丹市	90,000円																													
上記以外の地域	70,000円																													
J S R (3,383名)	住宅手当 98年4月 (受給資格改定)	社宅・寮居住者を除く ①主として生計を維持し, 同居の配偶者・子を有する者 ②主として生計を維持し, 本人, 配偶者, 子が同居した実績のある自宅に家族を入居させている者 ③本人名義の持家・借家に入居している者 13,000円	算入する																											

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎
化	積水化学工業 (3,709名)	1.世帯主手当 2.①住宅手当Ⅰ 06年4月 ②住宅手当Ⅱ 06年4月 ※①②の重複可 1+2②または 2①+2②はコ ース選択によ る	1. 60,000円 (家族手当相当を含む) 2. ①世帯主 27,000円 独立単身者 16,500円 ②住宅手当Ⅰまたは世帯主手当支給対象者のうち、賃貸住宅に入居している 者に支給する (独立単身者は世帯主の半額) ※社宅入居者以外は別に定める 支 払 家 賃 世 帯 主 支 払 家 賃 世 帯 主 35,000～40,000円未満 6,000円 80,000～ 85,000円未満 20,000円 40,000～45,000円 7,000 85,000～ 90,000円 22,000 45,000～50,000円 8,000 90,000～ 95,000円 24,000 50,000～55,000円 9,000 95,000～100,000円 26,000 55,000～60,000円 10,000 100,000～105,000円 28,000 60,000～65,000円 12,000 105,000～110,000円 30,000 65,000～70,000円 14,000 110,000円以上 32,000 70,000～75,000円 16,000 75,000～80,000円 18,000	算入する
	ライオン (3,000名)	家賃補助	転勤に伴う社宅貸与者 ①〔家賃+共益費・管理料〕<〔賃借料会社負担限度基準額〕 →使用料(家賃+共益費・管理料)×30% ②〔家賃+共益費・管理料〕>〔賃借料会社負担限度基準額〕 →賃借料会社負担限度基準額×30%+賃借料会社負担限度基準超過分	算入せず
工	信越化学工業 (2,839名)	住宅手当 99年4月	持ち家者等 13,000円	算入する
	三菱ガス化学 (2,352名)	住宅手当 16年6月	①世帯主住宅補助金・社員等級により 13,000～13,500円 ②非世帯主住宅補助金・社員等級により 3,500～ 3,700 ③借家住宅補助金・地域等により 27,000～75,000	算入せず
	住友ベークライト (2,260名)	住宅手当 94年4月	社有施設居住者を除く 複身者 14,100円 単身者 7,050円	算入する
	バンドー化学 (2,000名)	①住宅手当 ②住宅補助手当	①一般職に対して ・配偶者または扶養家族と本人名義の持家または借家に居住 16,500円 ・独身で扶養家族なしで本人名義の持家または借家に居住 9,900 ・上記以外(社宅または寮に入居する場合を除く) 6,000 ②東京圏(東京駅まで片道90分以内)で本人名義で賃借契約 ・扶養家族と同居 契約家賃から80,000円減額した額(上限50,000円) ・扶養家族なし 契約家賃から40,000円減額した額(上限25,000円)	①算入する ②算入せず
	トクヤマ (1,869名)	住宅手当 04年1月	社宅(寮を含む)以外の居住者で以下の場合、月額10,000円 ①本人が世帯主の場合 ②扶養家族手当受給者	算入せず 併給する
業 (続 き)	セントラル硝子 (1,724名)	住宅手当 12年4月	世帯主で社員本人名義または社員と他の者との共有名義の住居に居住する者 支給額16,000円	算入せず
	日産化学工業 (1,772名)	住宅手当 07年3月	社宅・寮居住者を除く(毎月支給) 世帯主・準世帯主 16,500円	算入する
	日油 (1,668名)	住宅手当 03年4月	寮・社宅居住者を除く ①世帯主で扶養家族のある者、または世帯主で配偶者のある者 A地区30,000円 B地区25,000円 ②独身の世帯主で扶養家族のない者 A地区22,000円 B地区17,000円	算入する

住宅手当・家賃補助

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額			時間外 基礎
化学工業	化学工業③ (1,523名)	住宅手当 98年4月	社宅・寮居住者を除く ①所得税法上の扶養家族ある者 ②住民基本台帳に基づく世帯主 ③親元居住者	工場地区 29,000円 25,400 9,800	工場地区以外 30,700円 27,100 11,500	算入する
	大陽日酸 (1,418名)	①持家補助費 03年4月 ②家賃補助費 05年4月	①社有施設居住者を除く(自宅) 有扶養者 15,000円 無扶養者 10,000円 ②(借家)家賃-(30,000円) 80,000円限度(都区内の場合, 有扶養者のみ対象), 8,000円を下回る場合は 8,000円支給			算入せず
業 (続 き)	東亜合成 (1,117名)	住宅補助金 10年4月	4カ月毎に次の金額を支給			算入せず
			扶養区分	地域区分	支給金額	
			扶養家族有	東京, つくば 大阪 名古屋, 福岡, 北海道 その他	125,200円 109,600 83,600 70,000	
			扶養家族無	東京, つくば 大阪 名古屋, 福岡, 北海道 その他	82,800円 76,400 58,800 53,200	
ゴム工業	横浜ゴム (5,200名)	地域住宅手当 01年4月設定	厚生用社宅廃止に伴う措置 東京・大阪など 平塚など その他	38,000円 35,000 16,000		算入せず
窯業	窯業① (2,300名)	住宅給 17年4月	社宅・寮居住者を除く 同居扶養家族を有する者または同居家族中の生計主体者, 独立生計の単身居住者 12,000円			算入する
織 維 工 業	帝人 (4,689名)	住宅手当 98年4月	自宅・社宅居住者・無扶・独身者を除く世帯主 東京 12,300円 名古屋 9,700 大阪 10,500 その他 6,900			算入する
	日本フェルト (480名)	住宅手当 04年4月	社宅居住以外の世帯主 有扶養者 11,000円 無扶養者 8,000円			算入する
食 品 工 業	森永製菓 (1,655名)	①住宅手当 04年4月	①社宅非入居者, 自己名義物件または住宅費を負担する者 A地区 20,000円 B地区 15,000 C地区 12,000			①算入する
		②家賃補助手当 04年4月	②満35歳未満の従業員で結婚により賃貸住居に入居かつ配偶者を扶養する者 月額家賃のうち30,000円を超える部分の50%相当額とし, 月額25,000円を上限とする			②算入せず

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎																								
食品工業	食品工業⑥ (1,425名)	住宅補給金 03年12月	居住地等により, 自宅6,850~20,875円	算入せず																								
	食品工業⑧ (1,007名)	生活手当	住宅手当と家族手当を統合し, 「生活手当」として新設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>持家</th> <th>賃貸</th> <th>社宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身</td> <td>13,000</td> <td>15,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>世帯主 扶養家族1人</td> <td>44,500</td> <td>49,000</td> <td>20,500</td> </tr> <tr> <td>世帯主 扶養家族2人</td> <td>50,000</td> <td>54,500</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>世帯主 扶養家族3人</td> <td>56,000</td> <td>60,500</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>世帯主 扶養家族4人</td> <td>62,000</td> <td>66,500</td> <td>38,000</td> </tr> </tbody> </table>		持家	賃貸	社宅	単身	13,000	15,500	0	世帯主 扶養家族1人	44,500	49,000	20,500	世帯主 扶養家族2人	50,000	54,500	26,000	世帯主 扶養家族3人	56,000	60,500	32,000	世帯主 扶養家族4人	62,000	66,500	38,000	算入する
		持家	賃貸	社宅																								
単身	13,000	15,500	0																									
世帯主 扶養家族1人	44,500	49,000	20,500																									
世帯主 扶養家族2人	50,000	54,500	26,000																									
世帯主 扶養家族3人	56,000	60,500	32,000																									
世帯主 扶養家族4人	62,000	66,500	38,000																									
(続き)	食品工業⑨ (955名)	① 住宅手当 12年4月 ② 社宅 10年1月 ③ 寮 07年3月	①地域別および等級別支給 (等級Ⅰ~Ⅴの5段階, Ⅱ~ⅤはⅠの半額) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>東京</td> <td>御殿場・群馬</td> <td>名古屋</td> <td>京都</td> <td>大阪・神戸</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ級</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>26,000円</td> <td>26,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ~Ⅴ級</td> <td>15,000</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>13,000</td> <td>13,000</td> </tr> </table> ②家賃 - (m ² 単価×入居物件m ² 数) = X m ² 単価 = 国税庁方式 ③家賃 - (家賃×0.25) = X		東京	御殿場・群馬	名古屋	京都	大阪・神戸	Ⅰ級	30,000円	20,000円	26,000円	26,000円	26,000円	Ⅱ~Ⅴ級	15,000	10,000	13,000	13,000	13,000	算入せず 算入せず 算入せず						
	東京	御殿場・群馬	名古屋	京都	大阪・神戸																							
Ⅰ級	30,000円	20,000円	26,000円	26,000円	26,000円																							
Ⅱ~Ⅴ級	15,000	10,000	13,000	13,000	13,000																							
その他製造業	コクヨ (148名)	① 住宅補助 ② 家賃補助	①社宅入居者を除く (カフェテリアプランによる補助) 管理職 30,000円/年 組合員 世帯主 15,000円/月 独身 5,000円/月 ②社宅・寮入居者を除く (賃借物件入居者のみ) 管理職以外 首都圏 45,000円 その他 25,000円	算入せず																								
鉱業・非鉄金属	住友金属鉱山 (3,030名)	①非社宅補給金 05年10月 ②借家補給金 98年11月	①東京地区 家族持ち 19,000円 単身者 13,600円 その他都市店部 16,000 11,400 その他 10,000 7,200 ②東京地区 34,000 20,800 その他都市店部 34,000 20,800 その他 17,000 10,400 注 借家補給金は, 支払い家賃の70%で上記を限度	①算入する ②算入せず																								

住宅手当・家賃補助

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎																							
鋳 業 ・ 非 鉄 金 属	三井金属 (1,796名)	①住宅手当 18年4月 ②住宅補助金 91年4月	①自宅居住者 都市 27,500円 地方 16,500円 ②借家・借間居住者 有扶養者 48,000円限度 無扶養者 41,000円限度	算入する (②は除く)																							
	非鉄金属② (800名)	住宅手当 05年4月	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">有扶養者</th> <th colspan="2">無扶養者</th> </tr> <tr> <th>持ち家・借家</th> <th>その他</th> <th>持ち家・借家</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>60,000円</td> <td>18,000円</td> <td>25,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>40,000</td> <td>12,000</td> <td>15,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 東京 神奈川 埼玉 千葉 大阪 京都 兵庫 B: 愛知 静岡 奈良 C: その他の道県</p>	区分	有扶養者		無扶養者		持ち家・借家	その他	持ち家・借家	その他	A	60,000円	18,000円	25,000円	9,000円	B	50,000	15,000	20,000	7,500	C	40,000	12,000	15,000	6,000
区分	有扶養者		無扶養者																								
	持ち家・借家	その他	持ち家・借家	その他																							
A	60,000円	18,000円	25,000円	9,000円																							
B	50,000	15,000	20,000	7,500																							
C	40,000	12,000	15,000	6,000																							
属 (続 き)	日鉄鋳業 (645名)	自宅居住手当 94年4月	社宅外居住の世帯主・独立生計者 半期 36,000円	算入せず																							
	古河機械金属 (本社 212名)	住宅手当 97年4月	社宅・寮居住者を除く (1) 世帯主および家族手当受給者(実態上世帯主と認められる者以外の単身者を除く) ①東京・大阪・名古屋・札幌・福岡・仙台・広島 20,000円 ②上記①以外 15,000円 (2) 上記以外の者 5,000円	算入する																							
建 設 業	建設業① (8,312名)	住宅手当 05年10月	社宅・寮居住者を除く(世帯主の場合) ・借家補助 大都市圏46,000～48,000円 其他地区33,500～35,500円 ・住宅手当 〃 27,000 〃 21,000～24,000 ※扶養者・同居者・生計の中心等に要件あり 借家補助は45歳未満	算入する (借家補助部分を除く)																							
	日揮 (2,466名)	住宅補助金 10年4月	<p><住宅補助金></p> <p>1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身者: 満32歳以上39歳未満の者 ・既婚者: 入籍日より84カ月以内かつ39歳未満の者 <p>2) 支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住居区分</th> <th>補助金対象額</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">賃貸住宅に住んでいる者</td> <td>月額家賃8万円以上</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>月額家賃4万円以上8万円未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>月額家賃4万円未満</td> <td>家賃相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持家に住んでいる者</td> <td>ローン残高2,000万円以上</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>上記未満</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	住居区分	補助金対象額	支給月額	賃貸住宅に住んでいる者	月額家賃8万円以上	60,000円	月額家賃4万円以上8万円未満	40,000円	月額家賃4万円未満	家賃相当額	持家に住んでいる者	ローン残高2,000万円以上	30,000円	上記未満	20,000円	算入せず								
	住居区分	補助金対象額	支給月額																								
賃貸住宅に住んでいる者	月額家賃8万円以上	60,000円																									
	月額家賃4万円以上8万円未満	40,000円																									
	月額家賃4万円未満	家賃相当額																									
持家に住んでいる者	ローン残高2,000万円以上	30,000円																									
	上記未満	20,000円																									
千代田化工建設 (1,717名)	家賃補助金 12年4月	賃借物件居住者 支払家賃の70%相当額, ただし下記を限度 既婚者で持ち家を有しない者(世帯主) 70,000円 独身寮入寮資格者(世帯主) 42,000円	算入せず																								
運輸業	東京急行電鉄 (4,188名)	遠隔地勤務者住居費補助 02年4月	単身者 上限面積50m ² 以下 会社負担上限 65,000円 家族を帯同し赴任する者 家族1名 60m ² 以下 会社負担上限 83,000円 2 70 97,000 3名以上 80 111,000																								

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	受給資格, 支給方法, 支給月額	時間外 基礎																																							
運輸業 (続き)	運輸業② (2,600名)	住宅手当 02年8月	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>社宅入居者</td> <td>社宅非入居者</td> </tr> <tr> <td>配偶者のみ</td> <td>18,000円</td> <td>21,850円</td> </tr> <tr> <td>配偶者と扶養家族2人まで</td> <td>18,400</td> <td>22,600</td> </tr> <tr> <td>〃 3人以上</td> <td>18,400</td> <td>22,600</td> </tr> <tr> <td>配偶者なく扶養家族あり</td> <td>16,350</td> <td>20,150</td> </tr> <tr> <td>扶養家族のないもの</td> <td>8,700</td> <td>9,600</td> </tr> </table>		社宅入居者	社宅非入居者	配偶者のみ	18,000円	21,850円	配偶者と扶養家族2人まで	18,400	22,600	〃 3人以上	18,400	22,600	配偶者なく扶養家族あり	16,350	20,150	扶養家族のないもの	8,700	9,600	独身者相当分算 入する																					
		社宅入居者	社宅非入居者																																								
配偶者のみ	18,000円	21,850円																																									
配偶者と扶養家族2人まで	18,400	22,600																																									
〃 3人以上	18,400	22,600																																									
配偶者なく扶養家族あり	16,350	20,150																																									
扶養家族のないもの	8,700	9,600																																									
	運輸業④ (陸上163名)	都市勤務手当 (従来より)	<p>①総合職</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>標 齡</td> <td>社宅非利用者</td> <td>社宅利用者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27 歳 未 満</td> <td>17,400円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29 〃</td> <td>30,600</td> <td>9,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32 〃</td> <td>37,100</td> <td>12,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35 〃</td> <td>43,100</td> <td>16,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35 歳 以 上</td> <td>49,700</td> <td>19,800</td> </tr> </table> <p>②準総合職・一般職</p> <table border="1"> <tr> <td>標齡27歳未満</td> <td>親元通勤者</td> <td>2,000円</td> <td>単身独立生計者</td> <td>13,900円</td> </tr> <tr> <td>〃 27歳以上</td> <td></td> <td>4,500</td> <td></td> <td>18,900</td> </tr> <tr> <td>〃 36歳以上</td> <td></td> <td>6,500</td> <td></td> <td>21,900</td> </tr> </table>		標 齡	社宅非利用者	社宅利用者		27 歳 未 満	17,400円	3,500円		29 〃	30,600	9,700		32 〃	37,100	12,700		35 〃	43,100	16,200		35 歳 以 上	49,700	19,800	標齡27歳未満	親元通勤者	2,000円	単身独立生計者	13,900円	〃 27歳以上		4,500		18,900	〃 36歳以上		6,500		21,900	算入する
	標 齡	社宅非利用者	社宅利用者																																								
	27 歳 未 満	17,400円	3,500円																																								
	29 〃	30,600	9,700																																								
	32 〃	37,100	12,700																																								
	35 〃	43,100	16,200																																								
	35 歳 以 上	49,700	19,800																																								
標齡27歳未満	親元通勤者	2,000円	単身独立生計者	13,900円																																							
〃 27歳以上		4,500		18,900																																							
〃 36歳以上		6,500		21,900																																							
通信業	日本ユニシス (4,852名)	住居費補助 17年4月	<p>有扶養者 30,000円+地域加算(0・3,000・17,000円)</p> <p>独身世帯主 20,000円+地域加算(0・10,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮入居者を除く ・社宅入居者(独身・家族帯同)は家賃と相殺 ・社宅入居者(単身赴任者)は別居配偶者地区に応じて支給 	算入する																																							
	東京放送ホールディングス (349名)	住宅手当 93年4月	一律 32,000円	算入する																																							
金融保険業	金融保険業② (16,000名)	住宅費補助 04年10月	月額 46,000円	-																																							
	金融保険業③ (2,551名)	住宅手当 88年4月	<p>自宅居住 46,000円 準世帯主 37,000円</p> <p>借家居住 48,000 単身者 20,000</p>	算入する																																							
商事サービス業	商事サービス③ (2,309名)	下宿手当 09年4月	<p>指定賃貸業者利用者</p> <p>入社より8年間</p> <p>入居費用補助 100,000円まで</p> <p>家賃補助 1~5年目 30,000円</p> <p>6~7年目 20,000円</p> <p>8年目 10,000円</p> <p>※新入社員採用促進のための施策</p>	算入せず																																							
	商事サービス④ (1,600名)	住宅手当 03年4月	<p>月額賃借料の50%を住宅手当として支給(支給区分および上限支給額は地区別に次のとおり)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>A地区</td> <td>B地区</td> <td>C地区</td> <td>D地区</td> </tr> <tr> <td>有配偶, 有扶養者</td> <td>55,000円</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>33,000</td> <td>30,000</td> <td>25,000</td> <td>22,000</td> </tr> </table>		A地区	B地区	C地区	D地区	有配偶, 有扶養者	55,000円	50,000円	40,000円	35,000円	単身者	33,000	30,000	25,000	22,000	算入せず																								
		A地区	B地区	C地区	D地区																																						
	有配偶, 有扶養者	55,000円	50,000円	40,000円	35,000円																																						
単身者	33,000	30,000	25,000	22,000																																							
商事サービス⑥ (348名)	住宅手当 12年6月	有扶養者 独身者 33,800円	算入する																																								
商事サービス⑦ (281名)	住宅手当 91年4月	家族手当の50%(41頁参照)	算入せず																																								
業	ニチモウ (257名)	住宅手当 98年7月	<p>社宅・寮居住者を除く</p> <p>世帯主 28,600円 独立生計者 14,300</p>	算入する																																							

別表2 通勤手当・通勤交通費(在来線・新幹線・マイカー等)補助(115社)

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
金 属 工 業	金属工業① (24,500名)	全額会社負担 12年10月	なし	①自動車 通勤距離×2×22日÷11.1km/ℓ×ガソリン単価 ②二輪車は自転車の半額 12年10月
	JFEスチール (20,000名)	全額会社負担 (特急料金は含まず)	なし	①自動車等補助額 {標準通勤距離×2×出勤日数(22日)} ÷燃費(ℓ10km)×ガソリン単価 ②單車、自転車等は自動車の半額
	日新製鋼 (3,843名)	全額会社負担 (従来より)	要件 在来線で90分以上、新幹線通勤 距離50km以上 補助 月額100,000円まで 90年4月	①自動車 ガソリン単価(地域別)×距離 ②自転車・バイク 1km～ガソリン単価×距離 ×70%、10km～同×65%、15km～ 同×60% 96年10月
工 業	古河電気工業 (3,591名)	全額会社負担 (従来より)	要件 京浜地区勤務者(単身赴任回避 は全国対象)、新幹線乗車時間90分 以内、新幹線乗車距離50km以上 補助 在来線定期代+上回る部分の80 % 90年12月	①四輪(①②ともに1kmごとに設定) 5km 3,560円 20km 10,960円 10 〃 6,370 25 〃 13,720 15 〃 9,070 30 〃 16,470 ②バイク…上記の50% 18年5月
	大同特殊鋼 (3,139名)	全額会社負担 03年4月	要件 首都圏・関西圏勤務者で新幹線 乗車距離100km以上、総通勤時間が 概ね2時間以内に短縮 補助 月額150,000円まで定期代1割自 己負担 91年7月、95年4月、03年4月改正	①自動車 往復通勤距離×営業日数(22日)×ガソ リン単価÷燃費(ℓ10km) ②バイクは上記の50% 17年4月
	金属工業② (2,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離100km以上、通 勤時間2時間以内 補助 在来線含み月額100,000円まで 91年4月	定期代に換算して補助 (従来より)
電 気 機 器	金属工業③ (299名)	全額会社負担 (従来より)	なし	2km～ 4,540円 20km～ 17,930円 5 〃 6,910 25 〃 21,940 10 〃 10,100 30 〃 26,780 15 〃 13,910
	日立製作所 (34,925名)	全額会社負担 90年4月	要件 新幹線乗車距離50km以上、概 ね2時間以内 補助 月額8,000円個人負担 89年10月	(往復運行距離÷ℓ当たり走行距離)×ガ ソリン単価×支払日数+駐車場代 02年9月
	三菱電機 (33,000名)	全額会社負担 06年4月	要件 新幹線利用で概ね90分以内 補助 月額8,000円個人負担、残額会 社負担 89年3月	①自動車…会社駐車場を利用できない場 合に限り、定期代に換算して補助 ②バイク、自転車…2km～2,480円 4km～3,200 その他通勤事情・交通事情によっては事業 所毎に定める 02年3月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
電	日本電気 (22,235名)	①定期券 原則、最廉価経路に基づき、算出した額を会社負担 ②有料特急は右欄新幹線通勤補助に準じる	要件 転勤を命じられた者で、転居の判定を受けているが、やむを得ない理由により転居せず、現住所から通勤する場合に支給(始業時刻までに勤務地に到着でき、乗車距離が一路線あたり50km以上あること) 補助 通勤費用を含めて月額10万円を限度とした実費	自動車、自動二輪車 往復通勤距離×20日÷1ℓ当たりの走行距離×ガソリン単価(円/ℓ) ※ガソリン単価は総務省統計局「自動車ガソリン」の全国平均額
	矢崎総業 (12,000名)	定期券相当額支給 月額50,000円 (従来より)	要件 新幹線距離60km以上150km未満 ローカルで1時間未満は不該当 補助 全額定期代相当支給	距離により手当額を区分(17区分) 有料道路 25~100km以下(高速)、ローカルで1時間以上
	富士電機 (10,000名)	全額会社負担 90年1月	要件 新幹線利用で概ね2時間以内 補助 月額8,000円個人負担、残額会社負担(ただし、転勤者は1年間全額会社負担) 90年1月	ガソリン×片道走行距離×2÷月当たり所単価×ℓ当たり走行距離÷定就業日数 ※単価は事業所別に設定 (従来より)
気	アズビル (5,146名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急 要件 新幹線と同様 補助 新幹線①と同様 (②は不可)	要件 住居から勤務先まで片道在来線2時間以上(首都圏)または1時間30分以上(首都圏以外)で、新幹線(在来線特急)を利用することで20分以上短縮かつ2時間未満(首都圏)または1時間30分未満(首都圏以外)となる。乗車距離50km以上 補助 ①全額(住居転居を必要とする転勤を命じられた者) ②新幹線定期代-在来線定期代)×75% 新幹線沿線に自ら居住する住宅を新しく取得する者	①自動車 要件 育児・介護・本人の体調・公共交通機関利用が著しく不便等、会社が許可した者 補助 ガソリン単価(全国平均)×20.5日×片道走行距離×2 ②自転車 要件 ①片道1km以上、5km以内で対象事業所のみ ②自動車要件と同様 補助 月額1,000円
	スタンレー電気 (3,483名)	全額会社負担 ただし、片道2km以上	なし	・四輪(私有車) 片道走行距離×2×25×基準ガソリン価格/9 ・二輪(四輪の50%) ・高速道路 自宅から事業所まで40km以上、高速道路等を片道20km以上100km以下、ただし月額50,000円を上限とする高速道路の通行料×2×(月次所定就業日数)
器	安川電機 (3,000名)	全額会社負担 98年4月	要件 新幹線乗車距離50km以上、乗車1時間程度 補助 最長期間で定期代の月割額から8,000円を控除した額 90年7月	ガソリン単価×順路片道走行距離×平均月度就業日数×2(往復) ※ガソリン単価は経済産業省エネルギー庁の調査結果より毎月検証のうえ決定 18年3月
	電気機器① (3,000名)	全額会社負担 04年4月	要件 新幹線利用で2時間以内、30分以上短縮 補助 ①転勤者…新幹線定期券の95%を会社負担 ②持ち家…新幹線定期購入金額の90%を会社負担 ①89年2月、②93年4月導入 ①、② 95年4月改正	①自動車…1km以上1,200円、上限30,200円 ②バイク…①50cc超 1km以上500円、上限12,100円 ②50cc以下 1km以上300円、上限7,500円 ※上限は50km以上(共通) ③自転車…自宅↔最寄駅 一律3,000円 自宅↔事業場 700円 17年10月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
電 気 機 器 (続 き)	電気機器② (2,600名)	①全額会社負担 89年1月 ②在来線特急 要件 東京、神奈川、千 葉の各事業所へ通勤す る一般従業員のうち、 在来線で2時間以上、 特急利用で30分以上短 縮でき、2時間以内で 通勤できる場合 補助 通常の通勤定期代 との差額の50% 94年1月	要件 左記在来線特急の該当者 補助 左記在来線特急補助に同じ 94年1月	①軽自動車を除く自動車 片道実走行距離×2×20×ガソリン単価(ℓ) 10km ②軽自動車、自動二輪車、原動機付自転車 片道実走行距離×2×20×ガソリン単価(ℓ) 15km 18年4月
	河村電器産業 (1,779名)	定期券相当額 (50,000円限度)	定期券相当額 (50,000円限度)	マイカー (往復通勤距離×都道府県別ガソリン単 価×月平均稼働日数)÷10 (50,000円限度)
	日本信号 (1,356名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線利用で30分以上短縮でき る場合、新幹線乗車距離50~150km 補助 全額会社負担 88年1月、91年7月改正	片道走行距離×2(往復)×ガソリン単価 ÷1ℓ当たり走行距離×支払日数 01年7月
	電気機器③ (1,111名)	全額会社負担 (従来より)	なし	なし
	電気興業 (515名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離70km以上、通 勤時間2時間以内 補助 全額会社負担 93年12月	{(片道直線距離×2(往復)×1.5ℓ×ガソ リン1ℓ当たり単価)+(消費税相当額)} ÷(1ℓ当たり走行距離)×(1ヵ月当た りの出勤日数) 07年10月
輸 送 機 械	輸送機械① (26,273名)	月額150,000円まで会社 負担 98年5月	要件 在来線で2時間以上新幹線利用 で2時間以内かつ30分以上の差があ ること、新幹線乗車距離50~150km 未満 補助 在来線定期代を含め月額 150,000円まで会社負担 98年5月	ガソリン代に換算 150,000円限度 98年5月 <高速道路利用料金> 要件 自宅-事業所間距離が50km以上か つ高速利用距離25km以上 補助 上記限度内で会社負担 98年5月
	輸送機械② (15,071名)	1ヵ月5万円まで、超過部 分は60%を支給 04年4月	1ヵ月5万円まで、超過部分は60%を支 給 04年4月	①自動車 5km未満…(350円×通勤距離片道+450 円)×ガソリン標準価格÷125 5km以上…(390円×同上+250円)×ガ ソリン標準価格÷125 30km以上…(290円×同上+3,250円)× ガソリン標準価格÷125 ②バイク(支給量) 2km未満 7.0ℓ 30~32km 61.0ℓ 10~12km 28.0ℓ 40km~ 74.0ℓ 20~22km 46.0ℓ 07年1月
	輸送機械③ (12,848名)	全額会社負担 (従来より)	要件 首都圏勤務者で、新幹線乗車距 離50~150km 補助 月額10,000円個人負担、残額会 社負担 92年12月	三菱製自動車に限り、ガソリン代補助 1ヵ月当たりガソリン代相当額=往復通 勤距離÷基準燃費×20.3日×ガソリン単 価×(1+消費税率) 08年8月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
輸送機械	日野自動車 (11,800名)	全額会社負担 (従来より)	要件 東京都区内勤務者で新幹線乗車距離50～160km未満、在来線利用で2時間以上あり、新幹線利用で2時間未満に短縮できる者 補助 新幹線定期代の90% 92年1月	①自動車・バイク等…実費相当のガソリン代を支給(2km以上) ②自転車…250円(2km以上) / 月 01年4月
	I H I (7,990名)	全額会社負担 99年4月	要件 ①転勤者で新幹線通勤選択可能者、新幹線乗車距離60～160km(起点、転勤先事業所最寄駅) ②首都圏勤務者で新幹線通勤選択可能者、新幹線乗車距離60～160km(起点東京駅) 補助 ①全額会社負担 ②在来線定期代+上回る部分の75%相当額 90年5月、94年1月、01年4月改正	①交通機関と併用 事業所↔最寄駅2km以上 2,000円 最寄駅↔自宅2km以上 1,500円 ②交通用具のみ利用 通常 自動車…直線距離5km以内14.4ℓ(原付含む) ℓ以上19.2ℓ 自転車…1,500円 特殊立地 四輪 2～5km24ℓ、5～10km32ℓ、以降5km毎の区分で1ℓずつ増、上限50km以上176ℓ バイク 2～5km14.4ℓ、5～10km19.2ℓ、以降5km毎の区分で9.6ℓずつ増、上限30km以上67.2ℓ 前年度平均ガソリン単価を乗じ支給額算出 08年4月
	ボッシュ (5,261名)	全額会社負担 1.5km以上かつ乗車距離1.0km以上 (従来より)	要件 ①勤務地変更を伴う異動者で転居不可 ②在来線2時間以上、新幹線利用で2時間未満 ③新幹線乗車距離は片道70km以上200km未満 補助 全額会社負担	①片道実走20km以下 $A \times 2 \times 20.3 \div 13 \times$ ガソリン価格 ②20.5km以上 $A \times 2 \times 20.3 \div 13 \times$ ガソリン価格 + $(A - 20) \times 150$ ※ A = 片道実走距離 18年4月 ③高速通勤手当 40km以上 実利用額×86.3% ④車両預り料(月額) 自動車 5,000円 バイク・自転車 2,500円 未就学児の保育施設への預け入れの特例 18年4月
(続き)	佐世保重工業 (732名)	全額会社負担 (従来より)	なし	①自動車 2km以上 2,500円 ②バイク 2,200円 5ℓ 4,100 2,200 10ℓ 6,200 3,600 15ℓ 8,700 4,300 20ℓ 11,300 4,300 25ℓ 14,500 4,800 30ℓ 16,100 6,800 ③自転車 2km以上 1,200円 07年4月
精密機械	精密機械① (6,662名)	全額会社負担 (従来より)	なし	自動車・バイク ※長野事業所の場合 $\frac{1\ell \text{ 当たり単価}}{9 \text{ (km/ℓ)}} \times \text{往復通勤距離} \times 22 \text{ 日}$ (従来より)
	シチズン (1,357名)	全額会社負担 (従来より)	なし	・自転車 片道2km以上にわたるときは、JR旅客会社同距離の定期券代相当額を支給

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
精密機械 (続き)	東京計器 (1,500名)	全額会社負担 ただし、会社を中心として直接距離1.2km以上または路程距離1.5km以上	要件 転勤者であり、以下すべてを満たすこと、長距離通勤が本人の肉体的、精神的負担となる場合許可しない ①JR在来線または私鉄(バスおよび路面電車を含む)を利用した時自宅から会社まで2時間以上 ②新幹線を利用した時の自宅から会社までの通勤時間が2時間30分以内であること ③新幹線の乗車距離が70km以上であること ④新幹線利用区間が新幹線フレックス定期の適用区間内であること 補助 全額会社負担	①自家用車 ガソリン代および2,500円を支給 (往復通勤距離km×1/10×21日)×ガソリン単価 ②自動2輪車 ガソリン代および1,300円を支給 (往復通勤距離km×1/30×21日)×ガソリン単価
	クボタ (11,266名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離が50km以上200km以下、自宅から事業所までの通勤時間が在来線を利用した場合2時間以上かかるが、新幹線を利用すれば2時間以内となりかつ通勤時間が30分以上短縮されること 補助 新幹線交通費を含む全通勤交通費の90%支給(10%個人負担)	・四輪車(マイカー) 月額 1ℓ当たりガソリン単価(市価+10円)で算定した距離別定額を支給 ・バイク 四輪車の50%支給 ・自転車 一律3,800円支給 ・高速道路料金 通行料実費90%を支給
一般	日本精工 (7,726名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線利用で2時間以内になる者(ただし、持ち家取得による利用は東京都・大阪府内通勤者のみ) 補助 転勤による利用 ①新幹線の乗車時間1時間以内 新幹線特急料金分の100% ②乗車時間が1時間を越える場合 〃 の85% 持ち家取得による利用 〃 の85% 97年4月	片道通勤距離×2×25日×ガソリン単価÷燃費 18年4月
	コマツ (6,873名)	全額会社負担 90年4月	要件 通勤時間2時間以内、新幹線乗車距離50~200km未満 補助 全額会社負担 06年4月	片道通勤距離×2×月当たり労働日数÷1ℓ走行距離燃費×ガソリン単価+1,000円 ①燃費の設定(ℓ当たり) ・ガソリン車 2,000cc以上 8km 2,000cc未満 11km 1,500cc未満 12 1,000cc未満 13 ・ディーゼル車 2,500cc以上 8km 2,500cc未満 10km 2,000cc未満 10 ②ガソリン単価は総務省統計局「小売物価統計調査」(81都市別)により設定、見直しは1月、4月、7月、10月 07年11月
機械	NTN (5,754名)	公共交通機関による通勤 1カ月当たり定期代	なし	①(ガソリン単価÷燃費)×往復通勤距離×平均稼働日数×出勤調整係数×その他係数 ②2輪車は①の1/2 01年9月
	一般機械① (2,936名)	全額会社負担 (従来より)	新幹線通勤補助は凍結	片道通勤距離×2×ガソリン単価 燃費(8km/ℓ)×23日 定期券相当額を上限 02年8月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
一般機械(続き)	ナブテスコ (2,080名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ①自宅最寄駅から事業所最寄駅まで在来線で2時間以上かかり、新幹線を利用することで通勤時間が30分以上短縮され2時間未満となる場合。②自己名義の持家から通勤する場合、または親族の介護等が必要な場合で介護する親族等の近くに居住する必要がある場合	交通機関がなく、または勤務態様の関係上、交通機関が利用できず実測1km以上の距離を自転車等の交通用具を利用して通勤する者、ならびに通勤定期券代受給者で自宅より主たる交通機関の最寄りの駅までの距離が実測1km以上の者のうち自転車等の交通用具を利用して通勤する者に対しては、距離に応じた通勤手当を支給する
	東芝機械 (1,729名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離80km以上、通勤2時間以内 補助 全額会社負担 89年6月	2～4km未満 2,400円 (中間省略) 28～30 " 19,200 16年10月
	住友重機械工業 (2,526名)	全額会社負担 (従来より)	要件 (1)支給対象者 ①異動発令を受けた者で、新幹線を利用することにより現住所から転居せず、新通勤先に通勤できる者 ②首都圏の勤務地に通勤するため、自ら居住する住居を取得している者、もしくは、新たに取得する者 (2)支給要件 上記の対象者が次の要件を満たす際に本制度を適用する ①転勤者 a 原則として会社住宅施設に入居していないこと b 新幹線を利用することで通勤時間が100分以内になること c 新幹線乗車距離が片道80km以上180km以内 ②首都圏通勤者 a 住居からの通勤時間が通常の交通機関で120分以上かかること b 新幹線を利用することで、通勤時間が100分以内になること c 新幹線乗車距離が片道80km以上180km以内 補助 新幹線定期代の80% 91年4月	①ガソリン単価 毎月、総務省による直近の全国平均単価 ②ℓ当たり走行距離 バイク…21km 自動車…10km ③通勤手当支給額 片道通勤距離(km)×1km当たり支給額(※) ※ガソリン単価÷ℓ当たり走行距離×2 (往復)×年間出勤日数(245日)÷12 (カ月)
	一般機械② (1,491名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50～150km未満 補助 特急料金の80% 92年4月	2km以上1kmにつき 550円 06年4月
	石井鉄工所 (150名)	全額会社負担 (従来より)	なし	なし
製紙パルプ	日本製紙 (5,119名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ・通勤距離100km以上200km未満 ・持家かつ世帯主の本社地区勤務者 補助 全額会社負担 14年10月	2km～ 2,500円 50km～ 28,000円 5 " 4,200 55 " 31,600 10 " 7,100 15 " 10,000 20 " 12,900 25 " 15,800 30 " 18,700 35 " 21,600 40 " 24,400 45 " 26,200 15年4月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
化	旭化成 (12,333名)	全額会社負担 (従来より)	要件 首都圏に通勤する持ち家者および富士地区からの転入者 補助 全額会社負担 88年11月, 91年4月改正	片道 ①バイク ②四輪 3km ~ 1,500円 1,500円 5 〃 3,100 6,100 10 〃 4,600 9,100 15 〃 6,100 12,200 20 〃 7,600 15,200 25 〃 9,200 18,300 30 〃 10,700 21,300 35 〃 12,200 24,400 40 〃 13,700 27,400 45 〃 15,300 30,500 18年3月
	化学工業① (6,186名)	全額会社負担 (従来より)	要件 転勤時の転居回避の場合で、片道2時間以上(東京以外1.5時間)かかる者 補助:特急料金定期券部分×75% 補助期間:7年間 05年4月改定	片道走行距離×2×20日÷排気量別燃費×ガソリン単価 種別燃費 自動車 9km/ℓ バイク 24km/ℓ 14年6月 ※構外駐車には別途補助あり
学	資生堂 (5,486名)	・在来線定期券 全額会社負担 ・在来線特急 特認とする	要件 転居を伴う転勤をした者で、以下の条件を満たし、本人が希望する場合 ①原則として自己所有住宅に居住し、そこから通勤している ②新幹線以外の交通機関を利用すると通勤に2時間以上かかる ③通勤区間の一部に新幹線を利用することにより通勤時間が2時間以内になる 09年4月	四輪者(マイカー)、自動二輪、原付自転車 { 往復通勤距離×出勤日数(20日)×ガソリン単価 ÷ガソリン1ℓ当たりの走行距離 普通自動車 10.0km/ℓ 軽自動車 14.0km/ℓ 自動二輪・原付 30.0km/ℓ 09年4月
	積水化学工業 (3,709名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ①, ②, ③いずれにも該当する者 ①新幹線乗車距離60km以上 ②新幹線による通勤所要時間が通勤2時間以内 ③在来線による通勤所要時間が2時間以上 補助 新幹線定期代の90% 90年4月	①自動車・バイク(250cc超) 2km 4,944円 以降1km毎に+972円 ②バイク(250cc以下)・原動機付き自転車・自転車 2km 2,972円 以降1km毎に+486円 10年12月
業	J S R (3,383名)	全額会社負担 (従来より)	01年4月以降 新規適用の廃止	1kmごとに580円加算(ただし2km以上) (四半期毎改定)
	ライオン (3,000名)	要件 自宅から各事業所までの通勤距離が1.5kmを超えた場合	要件 本社・両国・平井・千葉・小田原の5事業所 ・自分名義の持ち家から通勤する者 ・通常の通勤手段で2時間を超える者(徒歩含む) ・新幹線・その他特急の利用により、30分以上短縮できる者 ・通勤に使用する新幹線の乗車距離が片道50kmを超える者 ・同居家族を有する者	マイカー 通勤距離(往復:km)×ガソリン単価/ℓ×21日÷燃費17.4(km) 18年1月
	信越化学工業 (2,839名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線利用で通勤2時間以内、新幹線乗車距離50km以上(東京本社のみ) 補助 全額会社負担 89年6月	なし

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
化	三菱ガス化学 (2,352名)	全額会社負担 (従来より)	なし	支給額 = 距離(往復) ÷ 8km / ℓ × ガソリン単価 / ℓ × 22日 + 1,500円
	住友ベークライト (2,260名)	全額会社負担 (従来より)	要件 単身赴任が解消できる者 補助 全額会社負担 92年4月	支給額 = 片道通勤距離 × 2 ÷ 1ℓ 当たり走行距離 × 標準出勤日数 × 基準ガソリン単価 ① 1ℓ 当たり走行距離 排気量 660cc以上 = 7km 軽自動車 = 12 バイク = 20 ② 基準ガソリン単価 事業所近隣の市場価格(前月分) × 1.1 92年7月
	バンドー化学 (2,000名)	全額会社負担 (従来より)	なし	片道 自動2輪 軽自動車 自動車 1~5km未満 1,500円 1,500 2,000 5km以上 1,500 1,700 3,400 8 1,500 2,000 3,900 10 1,600 2,400 4,800 15 2,400 3,600 7,200 20 3,200 4,800 9,600 25 4,000 6,000 12,000 30 4,800 7,200 14,400 35 5,600 8,400 16,800 40 6,400 9,600 19,200 45 10,800 21,600 50 12,000 24,000
工	トクヤマ (1,869名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急全額自己負担 (従来より)	対象者 ①新たに持家をする東京本部管轄籍の者で、新幹線の利用により持家からの通勤が可能となる者 ②転勤を命じられた者で、介護、教育等の真にやむを得ない事由により新幹線の利用による現住所からの通勤を希望する者 要件 ①在来線による通勤時間が2時間以上で、新幹線利用により通勤時間を30分以上短縮できること、②新幹線の乗車距離が50km以上200km未満であること、③業務上支障がないと認められること 補助額 新幹線利用区間は補助は、フレックス定期券相当額の90%とする	自宅から会社通用門までの最短通勤距離が2km以上の従業員に対して公共交通機関、マイカー等(マイカー、バイク、自転車、徒歩、便乗等)の通勤方法の実態に即して行なう 補助額 自宅から会社までの最短距離(km) × 基準単価 基準単価 ガソリン単価 × 通勤日数 × 2(1往復) ÷ 燃費
	化学工業② (1,850名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50~250km、在来線による通勤2時間以上が、新幹線利用で30分以上短縮できること 補助 新幹線定期代の90% 98年4月改定	往復通勤距離 × 所定労働日数 × 燃費率 × ガソリン単価 × 1.32(係数) 燃費率は自動車1/9、バイク1/15、自転車・徒歩1/21 98年3月
業 (続 き)	日産化学工業 (1,772名)	全額会社負担 98年4月	なし	距離別にガソリン単価見合いで支給
	セントラル硝子 (1,724名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離100km以上で新幹線利用により通勤時間が2時間以内となること 補助 全額会社負担 02年4月	2km ~ 55km (55km以上は定額) 自宅から勤務地までの直線片道距離 × ガソリン単価 × 燃費km/ℓ × 迂回率 × 勤務日数 × 2(往復) (端数は1円に切り上げ) バイクは上記の50%支給 18年4月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
化 学 工 業 () 統 続 き () ゴ ム 工 業	日本ゼオン (1,710名)	全額会社負担 (従来より)	なし	自動車・バイク・自転車 1km～ 1,100円 18km～ 10,600円 2 〃 2,200 20 〃 13,200 4 〃 3,200 25 〃 15,900 6 〃 4,300 30 〃 18,500 8 〃 5,300 35 〃 23,800 10 〃 6,400 45 〃 29,100 12 〃 7,400 55 〃 34,400 14 〃 8,500 65 〃 40,000 16 〃 9,600 09年7月
	日油 (1,668名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50～150km, 在来線による通勤2時間以上, 新幹線の利用により2時間以内 補助 ①転勤に伴う転居あるいは単身赴任を回避できる者…全額会社負担 ②東京圏・大阪圏転勤者で住宅を自己取得…90%会社負担 92年10月	自転車手当 2km以上4km未満 1,500円 4km以上2kmごとに300円加算 92年6月 自動車通勤手当 自宅より勤務箇所までの自動車利用による片道最短距離から2km減じた距離に対応する勤務箇所最寄り公共交通機関の定期乗車券代の月割額 83年8月
	化学工業③ (1,523名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50km以上200km未満, 通勤時間2時間以内 補助 新幹線定期代の90% 91年10月	①自動車…ℓ当たり走行距離8kmとして時価相当額 ②バイク…ℓ当たり走行距離25kmとして時価相当額 ③自転車…駐輪場の実費を支給(領収書提出) 01年9月
	大陽日酸 (1,418名)	全額会社負担 (従来より)	なし	$\frac{\text{片道距離} \times 2}{\text{ガソリン1ℓ当たり走行距離}} \times (\text{地域別単価}) \times \text{労働日数}$ 98年4月
	化学工業④ (1,237名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離片道70km以上120km未満で, 新幹線を利用し通勤時間30分以上短縮可能な場合 補助 フレックス定期代の80% 96年10月	1km～660円, 2km～1,380円, のち1km増すごとに550円加算, 22,280円限度 18年7月
	東亜合成 (1,117名)	全額会社負担 (従来より)	なし	5km未満 3,600円 25km～ 16,100 5km～ 4,100 30 〃 16,700 10 〃 6,500 35 〃 20,900 15 〃 11,300 40 〃 21,500 20 〃 11,800 45 〃 26,000 89年11月
	横浜ゴム (5,200名)	全額会社負担 04年4月	要件 乗車距離 80km以上200km未満 補助 フレックス定期代の90% 91年12月	① ② ③ 自動車…1,000円 5,500円 30,500円 軽自動車… 700 4,000 21,800 バイク… 400 2,200 12,200 ①=1.5～2km ②=9～10km ③=50km以上(中間省略) 12年4月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
窯業	旭硝子 (6,374名)	全額会社負担 (従来より)	03年9月廃止。ただし、既支給対象者は経過措置あり	①補助額 = 20日 × 2 ÷ 10 (km) × ガソリン単価 × 通勤距離 ②バイクは上記の50%相当額 ※年2回定期見直し、10km以上の変動はその都度変更、距離は2km以上
	窯業 ① (2,300名)	全額会社負担 (従来より)		自転車・単車または自動車のみで通勤する者に対し片道通勤距離 × 2 × 21.9 × 基準単価 ÷ 燃費
繊維	帝人 (4,689名)	全額会社負担 90年4月	要件 首都圏事業所の勤務者 東海道 東京—小田原～静岡間 東北 東京—小山～那須塩原間 上越 東京—熊谷～軽井沢間 補助 全額会社負担 07年1月	自動車・バイク・自転車 2km ～ 2,300円 4.5 〃 4,200 9.1 〃 7,100 13.6 〃 12,900 22.7 〃 18,700 31.8 〃 24,400 40.9 〃 28,000 14年11月
	イチカワ (550名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急券 片道50km以上で自宅～事業所まで2時間を超え、特急利用により2時間以内になる者、5% (特急代) を個人負担 (従来より)	片道50km以上で自宅～事業所まで2時間を超え、新幹線利用により2時間以内になる者、5% (特急代) を個人負担	往復通勤距離 × 出勤日数 × ガソリン単価 ÷ 燃費 ・ガソリン単価 = 事業所近くのスタンド単価 ・燃費 = 車 (12km/ℓ), バイク (25km/ℓ) ・高速 = ETC価格
業	日本フェルト (480名)	免税点まで会社負担 89年6月	要件 新幹線乗車距離100km以上 補助 在来線を含み月額150,000円の範囲内 17年1月	①自動車…片道1kmにつき 700円 ②バイク… 〃 350 ③自転車…月額 1,100 86年1月
食品	食品工業 ① (10,943名)	全額会社負担 (従来より)	要件 片道通勤距離が50～200km、在来線1時間30分以上で、かつ新幹線利用で2時間以内、かつ自己の所有物件に居住していること 補助 新幹線定期代の90% 14年4月	①自転車 駐輪場代等、自転車通勤にかかる費用相当額 ②自動車 通勤距離 (片道km) × 2 × (年間所定労働日数 ÷ 12) × ガソリン単価 ÷ 10 ※ガソリン単価は毎年4月1日に事業所毎に改定
	食品工業 ② (4,916名)	100kmまで会社負担 (従来より)	要件 原則として持ち家からの通勤者 (ただし、別居手当支給要件を満たしている場合は持ち家以外からの通勤も可) 新幹線乗車距離が50km以上で、通勤時間が20分以上短縮できる場合 補助 150kmまで全額会社負担, 150km超は全額個人負担 99年9月	①普通車 ②軽自動車 ③バイク 5km 2,050円 1,540円 690円 10 〃 4,100 3,080 1,370 15 〃 6,150 4,610 2,060 20 〃 8,200 6,150 2,750 25 〃 10,250 7,690 3,430 30 〃 12,300 9,230 4,120 35 〃 14,350 10,760 4,810 40 〃 16,400 12,300 5,490 1km単位で支給 1km当たり手当 ①20.0円 ②15.0円 ③6.7円 16年4月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
食 品	食品工業③ (5,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 自家通勤在来線2時間以上新幹線 乗車距離50～150km未満 補助 全額会社負担 92年4月	①徒歩・自転車 1.5km～ 3,500円 25km 14,000円 5〃 4,500 30〃 16,000 10〃 6,500 35〃 19,000 15〃 9,000 40〃 21,000 20〃 11,500 45km以降5kmごとに 2,500円加算 ②マイカー ガソリン価格×出勤回数×片道通勤距離× 2÷燃費 ※ガソリン価格：直近6カ月間の全国平均 値を用い、毎年4月1日、10月1日に改定 出勤日数：各人・各月の所定勤務日数 燃費：四輪車8.5km/ℓ 二輪車30km/ℓ 09年
	アサヒビール (3,200名)	全額会社負担 (従来より)	要件 片道通勤距離が50～200km通勤 時間2時間以内が利用により20分以上 短縮 補助 全額会社負担 なお、対象は以下のいずれかに該当し、 業務上特に問題がないと会社が認めた 場合に限る ①持ち家から通勤する社員 ②子弟の教育・家族の病気のために扶 養家族と別居する社員で、制度利用 により同居が可能となる者	1カ月分ガソリン相当額(円/月)を支給。 算出：通勤距離1km当り支給額(円/km・ 月)×片道通勤距離(km) 1km当り支給額は以下で算出 都道府県別ガソリンℓ当たり単価 (円/ℓ)÷燃費(km/ℓ)(※)×2(往 復)×242日(年間所定勤務日数)÷12 カ月 支給対象：片道通勤距離2km以上 ※燃費は以下のとおり。 ①軽自動車以外の乗用車 10km/ℓ ②軽自動車 12km/ℓ ③自動2輪車 36km/ℓ
工 業	食品工業④ (3,477名)	①全額会社負担 (従来より) ②私鉄特急 要件 持ち家から2時間 以上かかる者が特急利 用で20分以上短縮でき る場合 補助 乗車券、特急料金 の80% 90年5月	要件 左記の私鉄特急と同じ 補助 在来線定期代+新幹線定期代の 80% 90年5月	イ 3交替勤務者①自動車 ②バイク 2km～ 1,340円 700円 5〃 2,940 1,450 10〃 5,600 2,700 15〃 8,270 3,950 20〃 10,940 5,000 25〃 13,600 5,000 30〃 16,270 5,000 ロ 2直帰り、午前6時出勤者 2～3km未満 1,050円 6km以上 2,490 95年5月
	食品工業⑤ (1,651名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50～150kmで在 来線で概ね2時間以上かかり新幹線 乗車時間が片道1時間程度 補助 90,000円まで 90年9月	居住地より事業所または最寄りの駅まで、 自転車または自動車を利用した場合、次 の通勤費を支給率を乗じ支給する 2km～ 1,030円 15km～ 10,320円 3〃 1,370 20〃 12,900 4〃 2,520 25〃 16,030 6〃 3,360 30〃 18,700 8〃 4,200 35〃 24,400 10〃 5,680 45〃 28,000 12〃 7,100 55〃 31,600 15年4月
統 括	森永製菓 (1,655名)	全額会社負担	要件 新幹線乗車距離片道60km以上 130km未満 補助 同区間の在来線定期代との差額 の1/2を個人負担	①自動車 片道通勤距離×2×20.5日×ガソリン単価 ÷燃費(10km/ℓ) ②自動2輪車 自動車算式で算出される額の1/3相当額 (下限3,900円) ③自転車 片道2km以上、3,800円
	食品工業⑥ (1,425名)	全額会社負担 01年10月	要件 新幹線通勤で単身赴任回避者 補助 在来線と同じ	自動車・バイク 6カ月定期代の6分の1相当額

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
食品工業(続き)	食品工業⑦ (1,194名)	全額会社負担 (従来より)	なし	ガソリン単価と通勤距離を基準
	食品工業⑧ (1,007名)	全額会社負担 (従来より)	なし	定期代に換算して補助 (従来より)
	食品工業⑨ (955名)	全額会社負担 (従来より)	要件 正社員、新幹線乗車距離80km以上かつ乗車時間片道1時間以内、在来線乗車時間片道2時間以上(関西圏通勤者は1時間以上)、新幹線通勤用定期券の適用範囲内 補助 新幹線通勤用定期券額の8割	四輪車(マイカー)・バイク・原動機付自転車 往復通勤距離×出勤日数×ガソリン単価÷燃費 *ガソリン単価 静岡県平均+15円(車両保守費用) *燃費(ℓ当たり) 普通自動車8km, 軽自動車12km, バイク20km, 原付35km
	月桂冠 (395名)	月額50,000円を限度として補助	なし	・自転車 月額800円 常時自転車通勤し、片道2kmかつ直線距離1.5km圏外から利用する者 ・マイカー 特に会社が必要と認めた者 片道の通勤距離による非課税限度額を手当として支給
	ヤマハ (4,350名)	公共交通機関利用者 1カ月定期代(会社負担)	要件 ①住宅または社宅から勤務先まで通常の交通機関で片道所要時間が1時間30分を超える場合 ②新幹線の乗車距離が片道50Km以上200Km以下通勤所要時間が2時間以内 補助 1カ月定期代の90% (14年4月)	・四輪車(マイカー)、二輪車 片道走行距離(km)×支給額単価 ・高速道路料金 片道利用料金×20
鋳鉄・非鉄金属	コクヨ (148名)	全額会社負担	なし	四輪車、バイク、自転車 非課税限度額を支給
	非鉄金属① (4,239名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線利用片道60~150km, 通勤時間2時間以上が新幹線利用で片道30分以上短縮される自宅通勤世帯主 補助 月額100,000円まで 96年6月	ガソリン単価を基準に設定
	住友金属鋳山 (3,030名)	全額会社負担 (従来より)	要件 鉄道営業距離50km以上かつ所要時間90分以内 補助 新幹線定期代の80% 91年6月	事業所ごとの基準による (従来より)
	三井金属 (1,796名)	全額会社負担 (従来より)	なし	事業所ごとの基準による (従来より)
	非鉄金属② (800名)	全額会社負担 (従来より)	なし	ガソリン単価を基準に設定
属	日鉄鋳業 (645名)	全額会社負担 (従来より)	なし	ガソリン単価を基準に設定
	古河機械金属 (本社 212名)	全額会社負担、ただし、非課税限度額まで 95年4月	なし	ガソリン単価×(片道距離×2×20.33日÷12) ※40km限度、ℓ単価7円増減改定 12年5月

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
建設業	建設業① (8,312名)	全額会社負担 (最も経済的かつ合理的と認められる経路における実費相当額) 07年8月	要件 単身赴任回避, 持ち家援助 (通勤地-自宅100km以上) 新幹線乗車70km以上, 2時間以上 補助 (通勤定期代+(新幹線1カ月定期代-普通定期代)×80%) 07年8月	走行距離(km)×15円/km(ガソリン代) ※ガソリン代単価は毎年改定(見直し) 16年10月
	関電工 (7,431名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急 9割会社負担 18年4月	要件 乗車距離が一路線当たり50km以上200km以下, 乗車時間120分以内 補助 定期券代金(在来線を含む)から新幹線区間に相当する定期券代金の10%を減じた額を支給 13年4月	・四輪, 二輪とも走行距離に応じ支給(ガソリン単価(全国平均)をもとに算出) ・駐車場は実費の90%補助(上限20,000円) 13年4月
	建設業② (4,000名)	全額会社負担 (従来より)	なし	なし
	熊谷組 (2,585名)	①在来線定期券 全額会社負担 ②在来線特急 通勤定期が存在しかつ 軌道距離75km以上	要件 鉄道軌道距離75km以上	2km~5,200円 10km~7,200円 15〃13,400 25〃19,600 35km以上は「JR本州3社内の地方交通線の定期運賃表」に基づく相当額
	日揮 (2,466名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離60~180km 補助 新幹線と在来線定期との差額の半額, 月20,000円限度 97年8月	定期代に換算して補助 (従来より)
	千代田化工建設 (1,717名)	全額会社負担 99年6月	なし	なし
運輸業	運輸業① (11,417名)	全額会社負担 (従来より)	なし	①自動車…片道通勤距離×2×1カ月当たりの月間基礎日数 単価 × $\frac{\quad}{10(km/\ell)}$ ②自動二輪車または原動機付自転車…事業所の定めによる
	東京急行電鉄 (4,188名)	全額会社負担 特別料金を徴収されるものは含まない (従来より)	なし	常時通常の交通機関(鉄道・バス)にて通勤することが困難な場合 ・四輪車(マイカー) 往復通勤距離×1カ月勤務日数×ガソリン単価÷燃費 10年7月
	運輸業② (2,600名)	全額会社負担 (従来より)	なし	なし
業	運輸業③ (陸上1,300名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車時間90分以内, 乗車距離60~130km 補助 全額会社負担 90年4月	なし
	トヨタ輸送 (1,000名)	在来線定期券 月額5万円上限 在来線特急券 補助なし (従来より)	なし	上限35,000円/月 ・四輪(マイカー) 往復通勤距離×通勤日数×ガソリン単価(契約スタンド)÷燃費 ・バイク 四輪車に準ずる, ただし距離制限あり 上限50,000円/月 ・高速料金 ただし往復60km以上に限る 片道分相当を補助

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
運輸業 (続き)	運輸業④ (陸上163名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車時間2時間以内, 乗車距離80~150km 補助 在来線定期代と新幹線定期代との差額の50%を会社負担 94年4月	なし
通信業	日本ユニシス (4,852名)	全額会社負担	なし	・四輪車(マイカー) 往復通勤距離×営業日数(21日)×ガソリン単価(全国平均)÷燃費 ・高速道路料金 自己負担
	東京放送ホールディングス (349名)	100kmまで会社負担 (従来より)	なし	なし
金融保険業	金融保険業① (40,000名)	全額会社負担 (従来より)	なし	マイカー(ガソリン代) 片道距離(km)×2×20.4÷10km/ℓ(四輪), 30km/ℓ(二輪)×ガソリン単価 15年10月
	金融保険業② (16,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 単身赴任回避 補助 全額会社負担 94年4月	なし
	金融保険業③ (2,551名)	全額会社負担 (従来より)	なし	自動車(届出制) 定期代相当額
商事	商事サービス① (10,000名)	全額会社負担 (従来より)	要件 転勤者で自宅からの在来線通勤時間が2時間以上で, 新幹線定期券が発券されている区間 補助 全額会社負担 92年9月	自転車 2km以上 1,500円 06年4月
	三菱商事 (6,760名)	在来線定期券代は会社負担 (従来より)	なし	なし
サービス業	ヤナセ (3,283名)	在来線定期券 全額会社負担 10年4月	基本なし *役員で一部グリーン車あり 10年4月	マイカー(ガソリン代) 片道距離(km)×2×22日×3ヵ月÷10km/ℓ×ガソリン単価+3,000円 (消耗品代として) バイク(ガソリン代) 片道距離(km)×2×22日×3ヵ月÷23km/ℓ×ガソリン単価+1,500円 17年3月
	商事サービス② (2,800名)	免税点まで会社負担 100,000円まで 98年4月	なし	マイカー JR料金基準, 100,000円まで 04年2月
	商事サービス③ (2,309名)	全額会社負担	要件 新幹線乗車距離80km以上 片道の通勤時間2時間以上 補助 3ヵ月FREX(通勤用) 定期券料金の1/3を毎月支給 (99年9月)	・四輪車(マイカー) 往復通勤距離×月間就労日数(21.08日)×ガソリン単価(全国平均)÷燃費(13km/ℓ) ・高速道路 35km以上50km未満 片道分通行料×21.08 50km以上 往復分通行料×21.08
商事サービス④ (1,600名)	全額会社負担 (従来より)	要件 ①新幹線利用区間50km以上, ②在来線通勤時間2時間以上が30分以上短縮できかつ2時間程度以内となる場合, ③本人が希望する場合 補助 全額会社負担	①四輪 通勤距離に応じるJRの普通回数券価格相当額 ②二輪・自転車 距離に応じるJR6ヵ月定期券価格相当額 ※「通勤距離」とは通勤順路の実距離を2割増した距離数(1km未満切り上げ)	

通勤手当・通勤交通費補助

産業	会社名 (従業員数)	在来線定期券補助 (最終改正年月)	新幹線通勤補助 (導入年月)	通勤用具(マイカー等)補助 (最終改正年月)
商事サービス業 (続き)	商事サービス⑤ (1,200名)	在来線定期券 全額会社負担 バス代定期券 要件 自宅およびバス 停から最寄り駅まで 1.5km以上	なし	なし
	商事サービス⑥ (348名)	全額会社負担 (従来より)	要件 新幹線乗車距離50~200km 補助 普通定期代+(新幹線定期代- 同区間普通定期代)×80% 91年6月	自転車 2km以上 700円 バス 2km以上 定期代支給
	商事サービス⑦ (281名)	80kmまで会社負担 (従来より)	なし	なし
	ニチモウ (257名)	在来線・バス定期券 全額会社負担 (従来より)	なし	マイカー、バイク、自転車 片道通勤距離に応じて定額支給 98年7月

別表3

家族手当・扶養手当(88社)

注 〈 〉は支給対象者の範囲を示す

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
金属工業	古河電気工業 (3,591名)	家族手当 00年4月	配偶者 17,300円 子1人 6,600円 2人以上 13,200円 〈配偶者は実質扶養, 子は18歳まで〉	算入せず 併給する
	金属工業② (2,000名)	家族手当 10年4月	1人目 8,000円 2人目以降1人につき 1,000円 〈税法準拠, 子は18歳まで〉	算入せず 併給する
電気機器	日立製作所 (34,925名)	家族手当	扶養親族1人につき月11,000円 子以外は上限4人, 子は上限なし	
	三菱電機 (33,000名)	扶養手当 04年4月	①22歳未満の扶養家族 1人につき14,000円 ②上記以外の扶養家族(配偶者等) 1人につき 9,000 (上限3人)	算入せず 併給する
	日本電気 (22,235名)	ファミリーサポート・ファンド	①満60歳以上または満18歳未満の直系血族 ②寡婦である母 ③満18歳未満の弟妹 ④重度障害者である2親等内の者 月5,000円 月20,000円	
	矢崎総業 (12,000名)	世帯手当 (従来より)	世帯主17,000円 扶養1人につき4,000円	算入する
富士電機	(10,000名)	養育手当 04年6月	子1人につき 10,000円 障害者1人につき 10,000円	算入せず 併給する
		養育手当	社員が養育する子女または障害者 子1人につき 10,000円 障害者1人につき 10,000円	算入せず 併給する
アズビル (5,146名)	家族給	①配偶者 17,800円 ②子女(就学中の22歳を迎えた3月まで) 7,000円 ③他1人につき(社員本人の父母, 配偶者の父母(要同居), 社員本人の祖父母(要同居), 弟妹(要同居)) 1,800円	算入せず	
スタンレー電気 (3,483名)	家族手当	支給対象 ①税法上の控除対象である配偶者 ②税法上の扶養親族である18歳未満の子および弟妹(18歳に達する年度の3月まで支給を継続) ③税法上の扶養親族で2親等以内の障がい者 ④税法上の扶養親族である70歳以上の父母または祖父母 ⑤その他会社が特に扶養家族と認めた者 支給額 (1) 第1扶養 月額15,000円(同一世帯については1人に限定) (2) 第2扶養以下1人につき 月額3,000円		

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
電 気 機 器 (続 き)	安川電機 (3,000名)	家族手当 99年3月	配偶者 19,500円 子1人につき 4,300円 (税法準拠, 子は18歳まで)	算入せず 併給する
	電気機器① (3,000名)	家族手当 17年3月	10,000円 (5人まで, 子は人数制限なし)	算入せず 併給する
	河村電器産業 (1,779名)	家族手当	配偶者のみ 11,500円 配偶者+子供1人 20,000円 子供2人目以降1子につき 10,000円	算入せず
	日本信号 (1,356名)	家族手当 17年4月	(1) 配偶者有 扶養配偶者 月額20,000円 扶養子女1人目 月額7,000円 扶養子女2人目以降 月額8,000円/人・その他扶養家族1人につき 月額 5,000円 (2) 配偶者不在 扶養子女1人目 月額20,000円 扶養子女2人目 月額 7,000円 扶養子女3人目以降 月額8,000円/人 その他扶養家族1人につ き 月額5,000円	算入せず 併給する
	電気機器③ (1,111名)	家族手当 94年4月	配偶者 22,200円 その他 1人扶養 5,400円 2人扶養 10,600円 3人扶養 15,600円 4人 20,400 5人 25,000 6人以上 29,400 (税法準拠, 子は就学20歳まで)	算入せず 併給する
	電気興業 (515名)	家族手当 13年4月	1人目 21,000円 2人目 7,000円 3人目 6,500円 4人目 6,500円 支給は4人目まで (税法準拠)	算入せず 併給する
輸 送 機 械	輸送機械① (26,273名)	育児介護手当 17年4月	1人につき20,000円 (上限なし) ※支給対象範囲 (育児) 税法上の扶養者, かつ18歳未満 (18歳の学年度末まで) (介護) ①税法上の扶養者, かつ要介護認定区分が「要介護1以上」の 場合 ②税法上の扶養者, かつ障害支援区分が「区分2以上」の場合	算入せず 併給する
	輸送機械③ (12,848名)	有扶手当 16年4月	基礎額 2,400円 扶養家族1人目 14,800円 2人以上4人まで1人につき 3,800円 5人以上1人につき 2,300円 (税法準拠)	基礎額2,400円は 算入する 併給する
	日野自動車 (11,800名)	親族手当 01年4月	1人目 19,500円 2人目以降1人につき 4,000円 (同居の直系尊属等) (税法準拠, 子は18歳未満まで)	算入せず 併給する
	ボッシュ (5,261名)	次世代育成手当 18年4月	扶養者1人 11,000円 2人 16,000円 3人 21,000円 4人 26,000円 (配偶者を除く) ※その他扶養者の15歳以上22歳以下 (3月末まで) の子女は1人につき 4,500円	算入せず 併給する
精 密 機 械	精密機械① (6,662名)	次世代手当 11年4月	子1人につき 20,000円 (税法準拠, 18歳に達する月まで)	算入せず 併給する
	東京計器 (1,500名)	家族手当	配偶者 月額18,000円 子1人につき 月額 7,500円 その他家族手当対象者1人につき 月額6,500円	算入せず 併給する
	シチズン (1,357名)	扶養手当	配偶者 25,000円 その他扶養家族 1人目9,000円 2人目6,000円 3人目3,000円 ①満60歳以上の直系尊属および直系尊属である寡婦 ②満18歳未満の子女および弟妹, 満18歳到達後は学年が終了するまで ③重度障害者, ただし3親等内の者	算入せず 併給する
一 般 機 械	クボタ (11,266名)	家族手当	1人目 13,000円 2人目以降 3,500円 (3人目まで) *管理職には適用しない	算入せず
	日本精工 (7,726名)	家族手当 18年4月	配偶者のみ 25,000円 配偶者と子1人 29,000円 子2人目以降1人につき 4,000円 (5人まで) 子のみ 子1人 17,000円 2人目以降1人につき 4,000円 (5人まで) その他 17,000円	算入せず 併給する
	コマツ (6,873名)	子ども手当 17年4月	対象: 18歳までの子どもを扶養する社員 15,000円+子の人数×5,000円	算入せず 併給する

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
一般機械 (続き)	N T N (5,754名)	扶養家族手当	配偶者またはその他の家族 1人目 月15,000円 その他の家族4人目まで 月5,100円/人	算入せず
	一般機械① (2,936名)	家族手当 07年4月	配偶者または第1扶養 18,000円 その他の扶養家族 4,000円	算入せず 併給する
	ナブテスコ (2,080名)	家族手当	・支給対象者は健康保険の被扶養者である配偶者および子 ・子の支給対象期間は18歳に到達した直後の3月支払賃金までただし要件を満たした学生および重度障害者である子は20歳に到達した直後の3月支払賃金まで支給する ・支給金額 1人目(第1扶養者) 月額6,000円 2人目以降(第2扶養者以降) 月額4,000円	算入せず
	東芝機械 (1,729名)	家族手当 98年4月	1人目 第1人目が子15,500円, 子以外13,500円 2人目以降1人につき4,000円(頭打ちなし) (子は3月31日時点で18歳以下, 親は60歳以上)	算入せず 併給する
	一般機械② (1,491名)	家族手当 00年4月	1人目 税法上の扶養配偶者 14,000円 その他1人目 8,300円 2人目 6,300円 3人目 5,300円 4・5人目各4,300円 (税法準拠, 子は18歳まで専門学校・短大・大学通学者3,000円)	算入せず 併給する
	石井鉄工所 (150名)	家族手当 17年7月	第1子 12,000円 第2子以降1人につき 8,000円 (税法準拠, 子は22歳まで)	算入せず 併給する
製紙パルプ	日本製紙 (5,119名)	家族手当 18年4月	扶養家族1人につき 8,000円(上限なし)	算入せず
化学	旭化成 (12,333名)	家族手当 18年3月	扶養1人目 19,260円 2・3人目1人につき 9,320円 (3人限度) (税法準拠)	算入せず 併給する
	化学工業① (6,186名)	次世代育成手当 12年4月	・子が18歳に達した日から最初に到達する3月31日まで 15,000円/人 ・子が6歳に達した日から最初に到達する3月31日まで 3,000円(子の人数にかかわらず定額)	算入せず 併給する
	積水化学工業 (3,709名)	①世帯主手当 ②家族手当 01年7月 ※①②は選択	①60,000円(住宅手当I 27,000円を含む) ②扶養家族 1人 36,000円 2人 41,500円 3人 47,000円 4人 52,500円 5人以上 58,000円 6人以上は1人につき2,000円加算	住宅手当I 27,000円は算入せず 併給する
学	J S R (3,383名)	家族手当 06年4月	税法上の扶養親族となる子1人目 27,000円 2人目 40,500円 3人目以降2人目手当額に対し1人増につき+8,500円	算入せず 併給する
業	ライオン (3,000名)	家族手当	第1扶養者 29,100円 第2扶養者 11,300円 第3扶養者 8,600円 第4扶養者 2,500円 第5扶養者 2,500円	算入せず
	信越化学工業 (2,839名)	家族給 08年4月	配偶者 27,500円 子1人につき 10,000円 (子は18歳未満)	算入せず 併給する
	三菱ガス化学 (2,352名)	家族手当 05年1月	配偶者 15,000円 その他(子, 父母)1人につき 15,000円 (税法準拠, 子は18歳まで(1人は22歳未満))	算入せず 併給する
	住友ベークライト (2,260名)	家族手当 94年4月	1人扶養 25,200円 2人扶養 31,200円 3人扶養 37,200円 4人扶養 38,200円 5人目以降1人につき 500円加算 (税法準拠)	算入せず 併給する
	バンドー化学 (2,000名)	家族手当	配偶者 18,000円 子 配偶者がいる場合 1人につき 7,300円 いない場合 1人目15,000円, 2人目以降1人につき7,300円 ※子が満22歳に到達した直後の3月分まで	算入せず 併給する

新・生産性立国論

— 人口減少で「経済の常識」が根本から変わった —

デービッド・アトキンソン 著

東洋経済新報社 (2018年3月刊 本体1,500円)

●異色の経歴を持つ著者が日本経済を分析

著者は、外資系金融機関の調査室長を務めた後に日本の国宝・重要文化財の補修を手がける会社へ転職したユニークな経歴の持ち主。裏千家茶名「宗真」を授けられるなど日本の伝統文化とも深い関係がある。対外経済政策研究会委員、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議委員、観光局特別顧問などの公職を歴任する。

前職在職中から日本経済の実像に関する様々なレポートを発表し、国内外から注目を集めていた。

本書は、日本社会に造詣が深い著者が、戦後日本経済の総括とともに、今後の展望を「生産性向上」という視点で提言する内容となっている。

●人口が経済成長に与える影響

著者は、戦後日本の急激な経済成長は人口の爆発的增加に起因したものと分析する。日本の労働者が優秀であったことは事実だが、それ以上に短期間に人口増加＝市場規模の拡大が起こったことが先進国入りの原動力になったとする。

日本の人口は戦後、数度のベビーブームによって急激に増加した。終戦直後には7,200万人だったのが、1990年には1億2,300万人へと5,000万人も増加した。一般常雇者数は1955年の1,000万人台がわずか10年後の1965年には2,100万人へと倍増した。こうした規模の拡大の後押しを受けて日本経済は急激に発達したというのが著者の主張だ。

それでは、人口が減少に転じた現代日本では、どのように経済規模や生活水準を維持、または発展させていけば良いのだろうか。

著者は生産性向上以外に方法はないとし、女性活用、働き方・最低賃金の見直し、対価を取れる付加価値の追求など様々な方策を提示する。

●処方箋にならないAIの活用と移民

一方で、人口減少への対策として持ち出される、AIの活用、移民の拡大については、前者はIT導入がスムーズにいかなかった日本において、AI導入が迅速に進むとは考えにくいこと、後者については、現在の経済規模を維持するために必要な移民の数を3,000万人強と試算し、世界的に労働力が逼迫する中で、経済的停滞を続ける日本にそれだけの外国人労働者に来てもらうことは難しく、また世論の反発も予想されることから実現は困難だと指摘する。

●生産性向上への5つの方法と12の工程

著者は生産性向上を達成するためには、①設備投資を含めた資本の増強、②技術革新、③労働者のスキルアップ、④新規参入、⑤競争の実施が必要だとする。

これに加え、生産性を上げるために、①経営者のリーダーシップ、②社員1人ひとりの協力、③継続的な社員研修の徹底、④組織の変更、⑤生産性向上のための新技術への投資、⑥生産性目標の設定と進捗の把握、⑦セールスやマーケティングへの着目、⑧コアプロセスの改善、⑨Knowledge Management (知識管理) の実施、⑩生産性向上の進捗の徹底的な追求、⑪効率的な実行、⑫報・連・相の徹底の12のステップを実施すべきとする。

これらは著者の独創的提言ではなく当たり前の内容といえる。しかし、それができていない企業が少なからずあることを指摘、「世界第4位の人材を武器にして、他の先進国でもやっていることを淡々とやれば、昔のように他の先進国がうらやむ素晴らしい経済を取り戻せます」と結ぶ。

福利厚生 アラカルト

7月上旬分

● 財形貯蓄残高は15.9兆円に減少

「財形貯蓄制度の実施状況について」の17年度集計がまとまった。契約件数、貯蓄残高とも引き続き減少した。

17年度の合計契約件数は781.2万件で2.7%の減少、合計貯蓄残高は15兆9,275億円で0.1%の減少だった。貯蓄種類別でみると、一般財形が、契約件数536.0万件（対前年度変動率△2.3%）、貯蓄残高は11.1兆円（同1.7%）、財形年金が、契約件数173.4万件（同△3.3%）、貯蓄残高3.0兆円（同△3.1%）、財形住宅が、契約件数71.8万件（同△4.4%）、貯蓄残高1.7兆円（同△5.5%）だった。

財形契約件数1件当たりの合計貯蓄残高は203.9万円、前年度より5.4万円、2.7%増えた。（厚労省HP, 7.2）

● 確定拠出年金加入者は4月末で679万人

厚労省資料からまとめた企業年金の実績は次のとおりだった。

確定拠出年金（企業型）は、規約数が5月末で5,867件（前年同期5,411件）、加入者数は4月末で678.5万人（同624.2万人）だった。

確定給付企業年金は、6月1日現在で、制度数が1万3,244件、うち基金型752件、規約型1万2,492件だった。前年同期の制度数は、総数1万3,534件、基金型723件、規約型1万2,811件だった。加入者数は16年度末で818万人、前年度より23万人増えた。老齢給付年金の受給者数は、16年度末で130万人、平均年金額は基金型が81.6万円、規約型が101.9万円だった。

厚生年金基金は7月1日現在で、基金数が総数23（単独4、連合5、総合14）になった。前年同期は総数71だった。（企業年金連合会HP, 7.5）

● 働き方改革推進法が成立

働き方改革推進法が7月6日に公布された。

施行期日は、①長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現（時間外労働の上限、高度プロフェッショナル制度の創設、勤務間インターバル制度、産業医・産業保健機能の強化は19年4月1日）、②中小企業におけ

る時間外労働の上限規制は20年4月1日、③不合理な待遇格差の解消、労働者に対する待遇の説明義務の強化は20年4月1日、④中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は21年4月1日、⑤月60時間を超える時間外労働に対する割増率50%以上の中小企業への適用の猶予措置の廃止は23年4月1日からとされた。同法には、47項目の附帯決議がなされている。（厚労省HP, 7.6）

● 過労死請求件数は脳・心臓疾患で840件

17年度の「過労死等の労災補償状況」によると、請求件数は、脳・心臓疾患840件（うち死亡241件）、精神障害1,732件（うち自殺221件）で、近年5年間では最も多い件数だった。

脳・心臓疾患および精神障害のうち裁量労働対象者の決定件数は25件、前年度より20件増えた。（厚労省HP, 7.6）

● GPIFの収益率は17年度で6.90%

年金積立金管理運用独法（GPIF）の「前年度末（17年度末）の運用状況ハイライト」によると、収益率は6.90%、収益額は10兆810億円、運用資産額は156兆3,832億円だった。

収益率は15年度末に△3.81%に低下したのち、16年度末には5.86%に回復、17年度末も引き続き好調を維持した。運用資産額も過去最高額だった16年度末の144.9兆円を上回った。（GPIFHP, 7.6）

● 18年1月1日現在の日本人住民は37万人減

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数」によると、18年1月1日現在の日本人住民は1億2,520万9,603人で、前年同期より37万4,055人減った。減少は9年連続、減少幅はデータのある68年以降では最も大きかった。ただし、外国人住民が17万4,228人増えて249万7,656人になったことにより、総計では19万9,827人減少の1億2,770万7,259人になった。

日本人住民の出生数から死亡数を差し引いた自然増減は07年度以来11年連続で減少が続く、18年は、出生数94万8,396人、死亡数134万774人となり、39万2,378人の減少になった。出生者数は過去最少、死亡数は過去最多だった。

15～64歳の日本人住民の生産年齢人口は18年には7,484万3,915人で、93年を除き毎年減少している。一方、65歳以上の老年人口は3,462万9,983人で、データのある68年以降毎年増加しており、全体に占める割合は27.66%になった。14歳以下の年少人口の割合は12.57%に減った。（総務省HP, 7.11）

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
化学工業	トクヤマ (1,869名)	家族手当	主たる生計維持者(その収入が生計維持の主体をなす者)に支給 扶養家族1人目 26,500円 2人目以降 1人につき10,400円 *扶養家族の定義 1. 配偶者(所得税法上の合計所得額で38万円以下の者) 2. 以下の所得税法上の扶養とされる親族 ①子女およびその配偶者, ②親(配偶者の親含む), ③実祖父母, 実兄弟姉妹, 孫 3. 16歳未満の子女	算入せず 併給する
	日産化学工業 (1,772名)	家族給 06年3月	配偶者 12,000円 子1人につき 18,000円	算入せず 併給する
工業(続)	セントラル硝子 (1,724名)	家族手当 18年4月	配偶者(税法上扶養) 7,500円 上記以外1人につき15,000円(税法準拠)	算入する 併給する
	日油 (1,668名)	家族手当 03年4月	一般職コースのみ 扶養1人目 20,000円 2人目 12,000円 3人目 8,000円 4人目 5,000円 5人目 5,000円 6人目以降については支給しない(税法準拠)	算入せず 併給する
	化学工業③ (1,523名)	扶養手当 98年4月 基幹職	第1順位 24,800円 第2順位 11,900円 第3順位 6,400円 第4順位以下1人につき 4,500円(税法準拠)	算入する 併給する
	大陽日酸 (1,418名)	家族手当 04年4月	1人目 20,000円 2人目以降1人につき 5,000円 (税法準拠, 子は22歳まで)	算入せず 併給する
	化学工業④ (1,237名)	家族手当 15年4月	1人目 21,000円 2人目以降5人目まで 10,000円 (同一事業所共働きは不支給, 子は20歳未満の大学, 短大, 高専, 専修学校などに在学中の子)	算入せず 併給する
ゴム	東亜合成 (1,117名)	家族手当 03年10月	1人扶養 30,000円 2人扶養 40,000円 3人扶養 45,000円 4人以上扶養 50,000円(子は22歳まで)	算入せず 併給する
	横浜ゴム (5,200名)	家族給 05年4月	自宅 家族3名 A地区 42,000~C地区 34,000円 社宅 家族3名 23,000円	算入せず 併給する
窯業	窯業① (2,300名)	家族給 11年4月	扶養家族である配偶者 16,500円 子 11,000円 その他家族 6,900円	算入せず 併給する
繊維工業	帝人 (4,689名)	家族手当 98年4月	配偶者のみ 23,900円 配偶者+父母1人 25,400円 配偶者+父母2人 26,900 配偶者+子1人 28,800 左記+父母1人 30,300 配偶者+子2人 33,700 (配偶者社内共働きは子と父母のみ対象, 子は20歳年度末)	算入せず 併給する
	日本フェルト (480名)	家族手当 17年4月	扶養1人 18,000円 2人目以降1人につき 3,000円 (税法準拠, 子は20歳到達の年度末まで)	算入せず 併給する
食品工業	食品工業① (10,943名)	次世代育成手当 11年4月	扶養する子(※) 1人につき月額20,000円(上限5名) ※20歳に達する年度末まで, ただし18歳以上で学校教育法に定める学校等に在学していない者は除く	算入せず 併給する
	食品工業② (4,916名)	①ファミリーサポート手当A 08年1月 ②同 B 08年1月 ③同 C 08年1月	①本人または配偶者の満40歳以上の実養父母で, 地方自治体によって要介護認定を受けている者 対象となる家族1人につき月額10,000円 ②本人または配偶者の満75歳以上の実養父母を含む世帯 対象となる1世帯につき月額3,000円 ③2親等内の親族で心身に障害を有する者であり, 主として本人の収入によって生計を維持する者 対象者1人につき月24,000円	算入せず 併給する
	食品工業③ (5,000名)	家族手当 (従来より)	22歳未満の扶養親族1人につき 20,000円 その他介護を要する親族1人につき 7,500	算入せず 併給する
業	アサヒビール (3,200名)	家族手当 17年4月	子1人につき 16,000円 (税法準拠, 18歳まで) ※18年12月までは移行期間とし, 段階的に金額を変更	算入せず 併給する

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
食 品 工 業 (続 き)	食品工業④ (3,477名)	家族手当 17年4月	税法上の扶養親族のうち、以下のいずれかに該当する扶養親族がいる者に、対象1人につき15,000円支給 ①満18歳未満の子女 ②要介護認定1以上の認定を受けている2親等内の親族 ③障がい者の認定を受けている2親等内の親族	算入せず 併給する
	食品工業⑤ (1,651名)	①家族手当 14年10月 ②特別扶養手当	①・扶養配偶者 10,000円 ・扶養の子 18歳以下(満18歳到達日以後最初の3月末まで) 1~2人目 各13,000円 3人目以降 15,000円 ・同 18歳以降の学生(一度就職した者を除く、満18歳到達日以後最初の4月から) 1人につき 5,000円 ・その他扶養家族(扶養配偶者手当または下記特別扶養手当が支給されている社員を対象とし、原則として本人と同居し、生計を一にする以下の親族を対象とする) 本人および配偶者の両親・兄弟・祖父母・孫および障がい者) 1人につき 5,000円 ②10,000円	算入せず 併給する
	森永製菓 (1,655名)	家族手当 04年4月	扶養する子1人につき 8,000円(4名まで)	算入せず
	食品工業⑥ (1,425名)	家族手当 96年4月	扶養1人 16,250円 2人 19,150円 3人 22,050円 4人 24,750円 5人以上 27,450円(税法準拠)	算入せず 併給する
	食品工業⑨ (955名)	①配偶者手当 ②次世代育成手当 ③扶養家族手当	配偶者 10,000円 子1人につき15,000円 最大60,000円 満60歳以上の直系尊属、満18歳未満の弟妹を税法上の扶養としている場合、1人につき3,000円	①算入せず ②算入せず ③算入せず
	月桂冠 (395名)	家族手当	・従業員本人が世帯主で、下記に該当する同居の扶養家族を有する者に支給する(最高第3人者までにとどめ2万円を上限とする) 配偶者(配偶者がいない場合は扶養家族の第1人者) 10,000円 第2人者以下の扶養者(1人につき) 5,000円	算入せず
	ヤマハ (4,350名)	次世代育成支援 手当	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養する子女1人につき 月額18,000円 ・18歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養する子女で学校教育等を受けている者 1人につき 月額18,000円	
	コクヨ (148名)	家族手当	配偶者 17,000円 子1人につき 4,000円(3名まで) 子は18歳3月まで	算入せず
	非鉄金属① (4,239名)	家族手当 08年4月	1人目 19,000円 2人目 7,000円 3人目 5,000円 4人目 2,500円 5人目以降1人につき2,000円 (税法準拠、子は18歳まで、ただし在学中の場合満22歳まで)	算入せず 併給する
	鋳 業 ・ 非 鉄 金 属	住友金属鋳山 (3,030名)	家族手当 15年7月	1人目 18,000円 2人目以降1人につき 4,000円 前年度末現在21歳以下の子どもに対し、以下の額を加算 1人1,000円 2人3,000円 3人6,000円 以降子の数×1,000円を順次加算
三井金属 (1,796名)		家族手当 01年4月	1人目 7,500円 2人目以降1人につき 3,000円 (子は20歳まで)	算入せず 併給する
古河機械金属 (本社 212名)		家族手当 95年4月	配偶者 13,000円 その他1人につき 5,000円 (配偶者は制限なし、子は高卒まで)	算入せず 併給する
建設業 関電工 (7,431名)		家族手当	配偶者 10,000円 配偶者以外1人につき 5,000円(3人まで) ※所得税法上の扶養家族	算入せず 併給する

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
建設業 (続き)	建設業② (4,000名)	家族手当 18年9月	子1人 18,000円 2人 36,000円 3人 60,000円 4人以上 85,000円 ※子は4/1年未満23歳未満につき当該年度の手当を支給	算入せず 併給する
	熊谷組 (2,585名)	家族手当	配偶者 16,000円 子 4,500円 支給対象: 主たる生計者, 子の支給は18歳まで (管理監督者は対象外)	算入せず 併給する
運輸業	運輸業① (11,417名)	家族手当 17年4月	配偶者 5,500円 高校・大学・高等専門学校・学校教育法に定める専門学校の子ども 12,100円 その他の子ども 9,700円 子ども以外の その他扶養家族 5,000円	算入せず 併給する
	東京急行電鉄 (4,188名)	育英手当	支給対象 22歳以下の子 支給金額 子1人につき 月額23,000円	
	運輸業② (2,600名)	① 家族給 02年8月 ② 教育手当 08年3月	① 配偶者 11,050円 配偶者以外の扶養2人まで1人につき 5,050円 3人目 5,000円 4人目以降1人につき 1,900円 (子は18歳未満, 親は60歳以上) ② 中学生1人につき 5,500円 高校生1人につき 7,500円 短大・大学・高専生1人につき 10,000円	算入せず 併給する
通信業	トヨタ輸送 (1,000名)	家族手当	配偶者 5,000円 子1人につき 17,000円 ※支給対象 税法準拠および健康保険の被扶養者	算入せず 併給する
	日本ユニシス (4,852名)	家族手当 (13年4月)	前提: 有扶養者で生計維持区分が「主たる生計者」であること 配偶者 18,000円 税扶養配偶者に限る 子 10,000円 22歳に達した年度の3月まで (人数制限なし)	算入せず 併給する
	東京放送ホールディングス (349名)	家族手当 16年4月	配偶者 20,000円 子1人につき 10,000円 (頭打ちなし) (税法準拠)	算入せず 併給する
金融保険業	金融保険業② (16,000名)	家族手当 04年10月	子1人につき 6,700円 (20,100円限度)	算入せず
	金融保険業③ (2,551名)	家族手当 94年4月	配偶者 24,000円 配偶者がなく子のみ 9,800円 その他1人につき 1,800円 (配偶者と子1人25,800円) (税法準拠)	-
商事サービス	商事サービス① (10,000名)	家族手当 06年4月	配偶者除く2人まで1人につき 17,000円 (年収103万円未満, 子は卒業まで)	算入せず 併給する
	ヤナセ (3,283名)	扶養手当 10年4月	1人につき7,000円 (3人まで) ※支給対象範囲 ①満60歳以上の父母, 祖父母, 養父母, ②20歳未満の子, ③20歳未満の兄弟姉妹	算入せず 併給する
	商事サービス② (2,800名)	扶養手当 01年4月	配偶者 9,000円 その他1人につき 9,000円 (2人まで) (税法準拠, 子は18歳まで)	算入せず 併給する
	商事サービス④ (1,600名)	扶養手当 02年4月	配偶者28,000円 配偶者以外 1人目 16,000円 2人目 14,000円 3人目以降 11,000円 (税法上の扶養親族である子, 原則22歳到達年度末まで, ただし学籍 にある者には支給)	算入せず 併給する
	商事サービス⑤ (1,200名)	世帯手当	配偶者, 18歳未満実・養子, 18歳以上23歳未満実・養子で学生または学生に準ずる者, 満60歳以上の実・養父母 (配偶者の実・養父母を含む) ※健保・税法上の扶養親族であること 1人扶養 10,000円 2人扶養 14,000円 3人扶養 18,000円 4人扶養 22,000円	算入せず
	商事サービス⑥ (348名)	家族給 12年6月	扶養家族1人目 27,300円 扶養家族2人目以降1人につき 13,600円 (税法準拠, 子は就学中23歳まで, 親は60歳以上) 家族特別加給 税法上扶養している中学生以下の子1人につき6,000円	算入せず 併給する

家族手当・扶養手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額	時間外基礎・児童手当との関係
商事サービス業(統括)	商事サービス⑦ (281名)	家族手当 91年4月	1人目 19,000円 2人目 7,000円 3人目 5,000円 4人目 3,000円 5人目 2,000円 6人目以降1人につき 1,000円	算入せず 併給する
	ニチモウ (257名)	家族手当 98年7月	扶養 配偶者 25,600円 扶養配偶者以外 12,500円 ※子どもは満24歳の年度末が限度	算入せず 併給する

別表4

両立支援関連手当・補助 (5社)

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給方法, 支給月額
日立製作所 (34,925名)	育児仕事両立支援金 16年10月	共働きまたはひとり親で小学校3年生までの子を養育する者へ保育施設やベビーシッター利用料等の実費を補助 年間上限額 就学前：10万円/人 小学1～3年制：5万円/人
河村電器産業 (1,779名)	① 育児補助 ② 介護認定者補助	① 保育園施設に入園している3歳未満の子を有する正社員 (要申請) 30,000円 ② 親族に要介護3以上がいる正社員 (要申請) 25,000円
ボッシュ (5,261名)	ベビーシッター補助	未就学児を持つ本採用者で夫婦ともに働いている者 (WLB・育児支援促進のため補助) 月20時間まで1時間当たり1,000円+保険料+交通費を超える部分を会社が負担
東京急行電鉄 (4,188名)	① 学童保育入会金補助 ② 病児保育利用費用補助	① 対象者 小学生の子がいる社員, 試用, 日勤契約社員, 日勤嘱託 公営・私営にかかわらず学童保育を申し込んだ場合, 申請により入会金の補助を行なう 上限20,000円 ② 月齢6カ月～小学校3年生の子のいる社員, 試用, 日勤契約社員, 日勤嘱託 NPO法人フローレンスに法人会員として入会した場合, 訪問型病児保育サービスを低額で利用できる 利用補助 1時間600円
運輸業 ② (2,600名)	教育手当	中学生 1人につき5,500円 高校生 1人につき7,500円 短大・大学・高専生 1人につき10,000円

別表5

単身赴任手当 (102社), 帰宅旅費 (89社)

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
金属工業	金属工業 ① (24,500名)	別居手当 12年10月	36,000円	月1回実費支給
	JFEスチール (20,000名)	単身赴任手当 03年4月	係長以上 本給制適用者 賄付居住施設 35,000円/月 30,000円/月 上記以外 45,000円/月 40,000円/月	帰省交通費 月1回実費支給 (03年4月)
	日新製鋼 (3,843名)	別居手当 17年4月	25,000円 (5年間)	1カ月に1回実費支給
	古河電気工業 (3,591名)	別居手当 18年7月	距離により 28,000～73,000円 (全期間)	なし
	大同特殊鋼 (3,139名)	別居滞任手当 84年4月	月額 21,300円 (全期間)	月1回実費支給 (11年4月)
金属工業 ② (2,000名)	別居手当 14年4月	会社施設入居 非入居 (全期間) 遠距離 (100km～) 30,000円 37,000円 近距離 (~100km) 12,000 14,000	年6回実費支給	

単身赴任手当, 帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
電	金属工業③ (299名)	単身赴任手当 91年4月	一般 25,000円 係長 28,000円 課長 32,000円 部長 35,000円 (全期間)	月1回実費支給
	日立製作所 (34,925名)	別居手当 14年4月	40,000円 (事由消滅まで)	月1.5回実費支給
	三菱電機 (33,000名)	別居滞任手当 12年4月	40,000円 (事由消滅まで)	月1.25回実費支給
	日本電気 (22,235名)	転任別居手当 16年4月	現勤務地と新勤務地の距離による 120km未満 45,000円 600km以上 78,000円 120km以上 58,000円 1,000km以上 91,000円 300km以上 66,000円 1,500km以上 102,000円	なし
	矢崎総業 (12,000名)	単身赴任手当 (従来より)	距離による区分 (18区分)	なし
	富士電機 (10,000名)	単身赴任手当 11年4月	①自宅までの帰宅往復交通費×1.17 (事由消滅まで) ②会社が必要と認めた者は月50,000円を合算して支給	なし
	アズビル (5,146名)	別居手当 11年9月	・会社施設以外居住の場合 45,000円/月 ・会社施設居住の場合 32,000円/月 ※上記と別に留守宅帰宅交通費支給 別居手当を受けている者または配偶者・子に対し, 毎月1回, および春・夏・年末年始長期休暇毎に各1回, 帰宅または呼び寄せに要する往復交通費実費支給	左欄参照
	スタンレー電気 (3,483名)	別居手当 11年1月	・管理者等 40,000円 ・その他 30,000円	なし
	安川電機 (3,000名)	単身赴任手当 08年4月	150km未満 32,000円 150km～ 35,000円 500km～ 41,000円 700km～ 46,000 900km～ 50,000 (全期間)	年12回実費支給
	電気機器① (3,000名)	別居手当 15年7月	距離により 40,000～106,000円 (全期間)	なし
器	電気機器② (2,600名)	別居手当 92年1月	60,000円 (全期間)	月2往復分実費支給
	河村電器産業 (1,779名)	単身赴任手当 05年8月	80,000円	なし
	電気興業 (515名)	別居手当 13年4月	資格等級により 41,500～51,500円 (全期間)	月1回実費支給
	輸送機械① (26,273名)	単身赴任手当 17年4月	一律50,000円	月1回実費支給
輸	輸送機械② (15,071名)	別居手当 06年4月	①贈いが提供される施設 寮費免除 一般日額 900円 幹部職員同 950円 ②贈いが提供できない施設 寮費免除 一般日額 1,100円 幹部職員同 1,200円 ③その他の場合 (寮費を免除できない施設) 一般日額 1,500円 幹部職員日額 1,700円	月1回実費支給
	輸送機械③ (12,848名)	別居滞任料 06年4月	①30,000円 (1年目) ②24,900円 (1年超から家族引ききりまで)	月1回実費支給
	I H I (7,990名)	別居手当 95年1月	家族が転居してくるまでの期間 会社施設贈付 資格により33,000～39,000円 その他 資格により 43,000～49,000円 赴任先事業所が片道鉄路160km以上のときは上記に2,000円/月加算	月1回実費支給

単身赴任手当, 帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
輸送機械 (続き)	ボッシュ (5,261名)	単身赴任手当 14年1月	(家族引き取りまでの期間) 新旧事業所間最短実移動距離 100km未満 35,000円 100km以上 39,000円	月1回実費支給
	佐世保重工業 (732名)	単身赴任手当 (従来より)	社宅入居者 30,000円 寮入居者 10,000	年4回実費支給 (96.4)
精密機械	精密機械① (6,662名)	別居手当 98年4月	資格により 42,000～52,000円(全期間)	月1.5回実費支給
	東京計器 (1,500名)	別居手当 17年1月	一般 37,000円 管理職 42,000円	赴任地最寄駅から 配偶者最寄駅ま での往復費用月 額7万円限度
	シチズン (1,357名)	単身赴任手当 06年4月	40,000円	家族帯同および独 身者 1回/6カ月 単身赴任者 2回/1カ月 06年4月
一般機械	クボタ (11,266名)	別居手当 03年4月	47,400円	年14回実費支給
	日本精工 (7,726名)	単身赴任手当 18年4月	子女の教育都合および傷病等 40,500円(事由消滅まで)	月1回と夏冬各1回 実費支給
	コマツ (6,873名)	単身赴任手当 93年8月	一般 36,000円 管理職 39,000円(期間限定あり)	年13回実費支給
	NTN (5,754名)	別居手当	独身寮入居者 月20,000円 その他入居者 月30,000円	月1回実費支給
	一般機械① (2,936名)	単身赴任手当 01年4月	基準額一律40,000円	往復交通費5万円 未滿は5万円
	住友重機械工業 (2,526名)	別居手当 08年4月	一律 34,000円(全期間)	月1回実費支給
	ナブテスコ (2,080名)	単身赴任手当 10年4月	部長クラス 35,500円, 課長クラス 33,500円, 一般 32,000円	月1回実費支給
	東芝機械 (1,729名)	別居手当 02年4月	資格により 40,000～41,000円(全期間)	月1回実費支給
	一般機械② (1,491名)	単身赴任手当 98年5月	一般 35,000円 管理職 40,000円(事由消滅まで)	月1回実費支給
	製紙パルプ	日本製紙 (5,119名)	単身赴任手当 14年10月	単身赴任に該当する場合 35,000円
化学工業	旭化成 (12,333名)	単身赴任手当 02年10月	職階により 36,000～41,000円(全期間)	月1回実費支給
	化学工業① (6,186名)	別居手当 05年4月	一般 45,000円 管理職 55,000円	月1.5回実費支給
	資生堂 (5,486名)	別居生計手当 14年4月	月額 45,000円	月2回までの往復 交通費実費精算
	積水化学工業 (3,709名)	単身赴任手当 98年4月	資格 上級 一律 50,000円(全期間) 主事・参事・理事 中・初級 〃 40,000 (〃) 一律60,000円(3年間)	月1回実費支給 (業務を伴うこと)

単身赴任手当、帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間				帰宅旅費	
化	J S R (3,383名)	単身赴任手当 95年4月	100km未満 100km～ 200km～ 300km～	35,000円 40,000 45,000 55,000	500km～ 800km～ 1,000km～ 1,200km～	65,000円(全期間) 70,000 80,000 90,000	なし	
	ライオン (3,000名)	単身赴任手当	G5・G4・G3 部員	50,000円 40,000円	G2・G1	45,000円	月1回実費支給	
	信越化学工業 (2,839名)	別居手当 96年6月	30,000円(全期間)				月1回実費支給	
	三菱ガス化学 (2,352名)	別居手当 92年12月	職階により 14,000～18,000円(全期間)				月2回実費支給	
	住友ベークライト (2,260名)	別居手当 (従来より)	200km未満 200km～ 400km～	22,000円 24,000 26,000	600km～ 800km～	28,000円(全期間) 30,000	月1回実費支給	
学	バンドー化学 (2,000名)	単身赴任手当	一律 30,000円(10年間)				月1回実費支給	
工	トクヤマ (1,869名)	別居手当 01年1月	月額本人給×5%+12,000円(本人給とは給与から手当を除いた額) 期間の定めはなし				事業所間の往復交通費を帰省実績の有無に関わらず1賃金計算月に1回支給	
	化学工業② (1,850名)	別居手当 10年4月	取締役 E職 N職	執行役員 33,000 33,000	理事 33,000	(持ち家処理は6カ月・出産は12カ月間、 その他は事由消滅まで)	月1回実費支給	
業	日産化学工業 (1,772名)	別居手当 06年3月	45,000円まで(全期間) 関東管内 35,000円				月1回実費支給	
	セントラル硝子 (1,724名)	別居手当 17年4月	34,000円(全期間)				年12回実費支給	
統	日本ゼオン (1,710名)	単身赴任手当 99年2月	150km未満 150km～ 300km～	30,000円 40,000 50,000	600km～ 900km～	60,000円(全期間) 70,000	なし	
	日油 (1,668名)	別居手当 00年10月	賄い有り 賄い無し	250km未満 250km未満	30,000円(全期間) 40,000円(全期間)	250km以上 250km以上	40,000円 60,000円	月1回実費支給
業	化学工業③ (1,523名)	別居手当 97年1月	部長格 次長格	43,000円 41,000	課長 課長補佐格	39,000円 36,000	その他 34,000円(全期間)	月2回実費支給
	大陽日酸 (1,418名)	単身赴任手当 04年10月	理由により、A 35,000円 B 20,000円 Aは①中学～高校(満18歳の3月末まで)の子女教育、進学準備、②両親の病氣看護、③扶養家族の病氣療養、④その他やむを得ない理由 BはA以外で単身赴任する場合				月1回実費支給 (A、B共通)	
業	化学工業④ (1,237名)	単身赴任手当 02年6月	200km未満 200km以上	20,000円 30,000	(全期間)		月1回実費支給	
	東亜合成 (1,117名)	単身赴任手当 08年3月	40,000円+留守宅への月1回往復交通費相当額(全期間)				左欄参照	
ゴ	横浜ゴム (5,200名)	単身赴任手当 04年4月	12,000～15,000円(2年間)				月1回実費支給	
業	旭硝子 (6,374名)	単身赴任手当 10年6月	35,000円				月1回実費支給	
	窯業① (2,300名)	転勤手当 90年1月	30,000円(全期間)				月1回実費支給	

単身赴任手当, 帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
繊維工業	帝人 (4,689名)	単身赴任手当 06年4月	資格により 38,000~44,000円 (全期間)	月1~2回実費支給
	イチカワ (550名)	単身赴任手当 11年7月	部長級 48,000円 課長級 43,000円 一般 38,000円	月3回実費支給
	日本フェルト (480名)	別居手当 95年4月	30,000円 (全期間)	月1~2回実費支給
食品工業	食品工業① (10,943名)	別居手当 11年4月	32,000円 (全期間)	月1回実費支給
	食品工業② (4,916名)	別居手当 07年9月	・社宅事情 60,000円 社宅事情以外 30,000円 (全期間)	月2回支給
	食品工業③ (5,000名)	単身赴任手当 (従来より)	30,000円 (全期間)	月2回 (1回は無条件, 2回は申請)
	アサヒビール (3,200名)	別居手当 14年2月	家族の病気, 教育による場合 35,000円 (全期間)	月2回実費支給
	食品工業④ (3,477名)	別居手当 17年4月	45,000円 (別居または別居事由解消時まで支給, ただし, 子女の教育都合は高校卒業時まで)	月1.5往復分支給
	食品工業⑤ (1,651名)	単身赴任手当 00年1月	500km未満 37,000円 500km~ 40,000円 (全期間)	月1回実費支給
	森永製菓 (1,655名)	別居手当 09年4月	35,000円 配偶者および扶養する18歳未満の子全部または一部と別居	着任後1カ月経過ごとに1往復実費相当額支給
	食品工業⑥ (1,425名)	単身赴任手当 00年4月	20,000円 (全期間)	月1回実費支給
	食品工業⑦ (1,194名)	単身赴任手当 02年4月	40,000円 ※見直し予定あり	月1回実費支給
	食品工業⑧ (1,007名)	別居手当 89年4月	管理職 配偶者扶養有り 40,000円 配偶者扶養無し 38,000円 一般職 配偶者扶養有り 33,000円 配偶者扶養無し 28,000円	月1回実費支給
食品工業	食品工業⑨ (955名)	①転勤別居手当 ②赴任手当 11年9月	等級区分 ① ② ③ ④ 近距離 21,000円 19,000円 17,000円 15,000円 遠距離 40,000円 37,000円 32,000円 30,000円 単身 基本給の 90% 80% 70% 60% 帯同 基本給の120% 110% 100% 90%	月1回実費支給
	月桂冠 (395名)	単身赴任手当 03年3月	月額15,000円 (以下の場合, 月額15,000円加算) ・同居の扶養家族が傷病のため家族の看護・介護が必要なとき ・同居の扶養家族である子が小学校・中学校・高校在学中であるとき (該当する最年少の子が高校を卒業するまで)	月1回支給
	ヤマハ (4,350名)	単身赴任者手当 14年4月	①勤務地から家族居住地までの一往復分交通費15/12相当額 ②別居手当 40,000円	年12回支給
その他製造業	コクヨ (148名)	単身赴任手当	一律15,000円	帰省旅費 年18回 実費支給

単身赴任手当、帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
鉄業	非鉄金属① (4,239名)	単身赴任手当 12年7月	会社施設入居 20,000円 その他 32,000円	月1回実費支給
	住友金属鉱山 (3,030名)	単身赴任手当 02年4月	賄い付き 25,000円 その他 35,000円 (全期間)	月1回実費支給
	三井金属鉱業 (1,796名)	単身赴任手当 11年4月	40,000円 (全期間)	年6回実費支給
非鉄金属	非鉄金属② (800名)	単身赴任手当 (従来より)	賄いなし 27,000円 〃あり 9,000円 (全期間)	月1回実費支給
	日鉄鉱業 (645名)	別居手当 97年10月	会社施設入居 18,000円 その他 27,000円	年12回実費支給
	古河機械金属 (本社 212名)	単身赴任手当 07年7月	国内の住居の移転を伴う転勤により単身赴任した者で家族居住地と本人居住地の距離区分により支給 400km未満 月額 30,000円 400km以上800km未満 40,000円 800km以上 50,000円	なし
建設業	建設業① (8,312名)	別居手当 (従来より)	勤務地-自宅 100km以上、所要2時間以上 30,000円 (全期間)	定額支給 18年8月支給分より(予)
	関電工 (7,431名)	赴任補助手当 10年4月	一般 37,000円 課長・副長 40,000円 部長 43,000円	月4回実費支給
	熊谷組 (2,585名)	別居手当 07年9月	賄いつき 14,000円 賄いなし 29,000円	月2回 交通費相当額に社会保険料等を上乗せ分として規定の係数を乗じた金額
運輸業	日揮 (2,466名)	別居手当 04年2月	一般 37,000円 主任クラス 41,000円 次長・課長 45,000円 部長クラス 47,000円 理事 49,000円 (最長10年間)	月1回実費支給
	運輸業① (11,417名)	単身赴任手当 04年4月	30,000円	一般年4回・管理職年2回実費支給
	東京急行電鉄 (4,188名)	別居手当 02年4月	一律 30,000円	単身赴任者 年18回 家族帯同者 年4回 家族なし 年2回
運輸業	運輸業③ (陸上1,300名)	帰省旅費 (従来より)	なし	月1回実費支給
	トヨタ輸送 (1,000名)	別居手当	一般 25,000円 主任相当以上 30,000円	年8回、月1回を上限 8回のうち4回までは配偶者の呼び寄せに使用可能 18年4月
	運輸業④ (陸上163名)	帰宅旅費 91年4月	なし	年6回までを限度に実費支給

単身赴任手当, 帰宅旅費

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額・期間	帰宅旅費
通信業	日本ユニシス (4,852名)	単身赴任手当 (14年1月)	転勤発令により, 同居中の配偶者と別居開始した場合 月40,000円	年15回(最大) ・単身赴任期間に応じた回数設定あり ・年度途中の単身赴任解除による返金あり 17年4月
金融保険業	金融保険業① (40,000名)	単身赴任手当	往復交通費の実費1回分+24,000円 ・1年間	なし
	金融保険業② (16,000名)	別居手当 04年10月	等級, 距離により 33,000~67,000円(全期間)	なし
	金融保険業③ (2,551名)	別居手当 94年4月	①ただちに同居する意思のある場合(社宅整備の遅延等) 月収の3割(6カ月限度) ②中学・高校在学中の子女と別居 50,000円(期限なし) ③上記以外の別居 30,000円(期限なし)	なし
商事	商事サービス① (10,000名)	別居手当 06年4月	家族全部と別居 66,000円(全期間) 配偶者と別居 55,000 配偶者以外と別居 44,000	年2回実費支給
	三菱商事 (6,760名)	国内別居・帰宅手当 15年4月	転任に際し単身で赴任する場合または任地に引きまとめた家族を他地へ移した場合で, 配偶者と31日以上別居し, 人事部長の承認を得た者 基本部分 45,000円 地域別加算(東京からの距離に応じる) (a) 首都圏以外の関東・静岡 5,000円 (b) 東北・中部(静岡除く)・北陸・近畿 10,000 (c) 中国・四国 15,000 (d) 北海道・九州 20,000	なし(左記を含む)
サ	ヤナセ (3,283名)	赴任手当 08年5月	執行役員 幹部社員 一般社員 単身 200,000円 150,000円 100,000円 家族帯同 300,000 250,000 200,000 ※再赴任や帰任の場合は上記の半額を支給(1回限り)	月1回支給
ビ	商事サービス② (2,800名)	単身赴任手当 01年4月	一般 40,000円 役付チーフ・マネージャー 45,000円 管理職 50,000円 本部長 55,000円	月1回実費支給
	商事サービス④ (1,600名)	単身赴任手当 99年5月	50km未満 27,000円 100~150km 54,000円 200km~ 77,000円 50~100 35,000 150~200 58,000 (全期間)	なし
	商事サービス⑥ (348名)	帰省補助 89年6月	なし	月1回実費支給
ス	商事サービス⑦ (281名)	別居手当 92年9月	300km未満 30,000円 300km~ 45,000 600km~ 65,000	なし
業	ニチモウ (257名)	別居手当 98年7月	単身赴任による別居 30,000円	月に1度, 本人または配偶者に対して往復交通費実費支給

別表6

地域手当（21社）、寒冷地手当（32社）

※寒冷地手当の支給額等は注記ない場合、1冬分

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額				時間外 基礎	
金属	日新製鋼 (3,843名)	冬季手当 17年11月	11～3月分	北海道	青森・秋田・長野	新潟	金沢・仙台・富山	算入せず
			世帯主	139,200円	43,900円	34,000円	28,400円	
工業	金属工業② (2,000名)	燃料手当 17年度分	・世帯主および準世帯主		・単身者		算入せず	
			社宅外	常昼 89 円 交替97 円	借家・借間	27 円または15,810 円		
	矢崎総業 (12,000名)	特定地主当 (従来より)	世帯主	東京 10,000円	大阪 8,000円	名古屋 7,000円	算入する	
			独身	8,000	6,000	5,000		
電気	アズビル (5,146名)	寒冷地冬期手当	家族同居の	独立	単身者		算入せず	
			世帯主	単身者				
機械	スタンレー電気 (3,483名)	寒冷地手当	北海道内	世帯主	年2,000 円または1,400 円	非世帯主	年600 円	
			・上記以外の寒冷地	世帯主	年 600 円または 400 円	非世帯主	年200 円	
器	安川電機 (3,000名)	地域手当 91年4月	東京・大阪・名古屋	有扶養者	20,000円	単身者	14,000円	算入する
			入間事業所（入間市）		14,000	8,000		
（統	日本信号 (1,356名)	勤務地主当 96年10月	東京・大阪・名古屋・各支店 14,500円				算入する	
			電気機器③ (1,111名)	地域手当 91年4月	本社・支店・出張所 7,500円			
輸送	輸送機械① (26,273名)	寒冷地手当 (従来より)			北海道（6カ月分）			
			世帯主	灯油 1,500 円	準世帯主	880 円		
機械	輸送機械② (15,071名)	寒冷地手当 05年9月	北海道の営業所・出張所に勤務する者（6カ月分）				算入せず	
			・有扶養者	48,000円	・単身・独身者	18,000円		
	I H I (7,990名)	冬季手当 82年1月	北海道勤務者				算入せず	
			世帯主（扶養家族と同居）	1,800 円相当額	世帯主（単身）	1,080 円相当額		
精密	佐世保重工業 (732名)	都市手当 95年1月	東京・大阪	有扶養者	20,700円		算入する	
				単身者	19,700円			
精密	精密機械① (6,662名)	北海道赴任手当 02年4月	北海道地区に赴任するとき一時金として20,000円				算入せず	
			東京計器 (1,500名)	寒冷地手当	北海道地区	長野県および東北地方および北陸地方各県		
世帯主	1,800 円	720 円						
機械	シチズン (1,357名)	寒冷地手当 68年4月	世帯主	720 円	290 円		算入せず	
			準世帯主	360 円	150 円			
			非世帯主	360 円	150 円			
			冬期間の10月1日から翌年3月末までの6カ月間、地域や扶養の有無による 2,400～93,600円				算入せず	

地域手当，寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額	時間外 基礎
一般機械	日本精工 (7,726名)	冬期暖房費補助 74年10月	北海道地区のみ 有扶養者 2,070ℓ 単身世帯主 1,080ℓ 親元 720ℓ	算入せず
	N T N (5,754名)	寒冷地手当	世帯主 2,160ℓ 独身者 1,080ℓ 親元通勤者 540ℓ 札幌 100% 秋田 60% 松本・新潟 40% 伊那 35% 仙台・金沢・福井・郡山 30%	算入せず
	一般機械① (2,936名)	石炭手当 01年10月	石炭手当は凍結	
	ナブテスコ (2,080名)	都市手当	東京地区勤務者 月額16,000円 独身者，単身赴任者は月額8,000円	算入する
	東芝機械 (1,729名)	本店・支店勤務 手当	基本給×5.5% ただし，12,000円まで	算入する
製紙・パルプ	日本製紙 (5,119名)	都市勤務地手当 14年10月	〈世帯主〉 家族手当支給者 東京 20,000円 札幌・仙台・名古屋 12,000 ・大阪・福岡 〈非世帯主〉 家族手当不支給者 10,000円 5,000円 6,000 3,000	算入する
化学	旭化成 (12,333名)	勤務地手当 17年3月	J1・K1地区 J2 J3 K4 K4' K4'' 有扶養者 24,440円 17,420円 12,440円 9,090円 8,280円 2,470円 無扶養者 14,020 10,610 7,810 5,570 5,020 1,470	算入する
	資生堂 (5,486名)	地域手当	地域手当は社員が居住する地域（現住所）によって適用する。 ※海外勤務者は特A地区を適用する 特A A B C D 全国・地域コース 9,000 6,750 4,500 2,250 0 事業所コース 28,000 24,500 18,000 11,500 5,000 ・特A 東京23区内 ・A 東京都（23区以外），千葉県，埼玉県，神奈川県，愛知県， 三重県，岐阜県，大阪府，京都府，滋賀県，奈良県，兵庫県 ・B 茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，山梨県，和歌山県 ・C 札幌市，苫小牧市，宮城県，岡山県，広島県，福岡県 ・D その他の地域	算入せず
学	積水化学工業 (3,709名)	寒冷地手当 81年4月	(6カ月分) 10～3月 世帯主 独立単身 非独立・単身者 札幌 32,000円 21,000円 16,000円 長野・新潟・青森・盛岡 16,000 11,000 8,000 仙台・金沢 12,000 8,000 5,000	算入せず
	住友ベークライト (2,260名)	寒冷地手当 87年10月	(6カ月分) 複身者 単身者 その他 北海道 105,000円 52,500円 26,300円 秋田 80,000 40,000 20,000	算入せず
工	バンドー化学 (2,000名)	寒冷地手当	10～3月 北海道 岩手 青森 秋田 宮城 長野・富山・福島 新潟 (ℓ/月) 福井・石川 世帯主 378 95 89 75 60 60 75 非世帯主 108 29 25 22 17 17 22	算入せず
業	化学工業② (1,850名)	寒冷地給 98年実績	本人定額 月15,000円（扶養家族1人につき月5,000円加算） ※北海道は暖房加算あり（非世帯主 月100ℓ，世帯主 月170ℓ，定額扶養加 算 扶養家族1人につき 月100ℓ） 注1 支給期間 北海道6カ月間，ただし，毎年4～6月の気候状況により，暖房費 加算としてこの期間に合計200ℓを限度に追加支給することがある 2 北海道以外の支給対象地区（青森・秋田・山形・盛岡・宮城・郡山・新潟・ 松本・金沢・福井・富山・仙台他）	算入せず
	日産化学工業 (1,772名)	地域給 08年9月	本支店手当 7,300円	算入する

地域手当、寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額	時間外 基礎
化学	トクヤマ (1,869名)	地域手当	東京・神奈川(本人給+家族手当)×5% 上限15,000円 石川・京都・大阪・岡山(本人給+家族手当)×3% 上限 9,000円 山形・埼玉・静岡・愛知(本人給+家族手当)×1% 上限 3,000円 ・和歌山・広島・長崎 ※①勤務地の物価差により地域手当は1~7%増減する ②勤務地の物価差は、各都道府県庁所在地と山口市との物価差(総務省消費者物価指数による過去5年間の平均値)を用いる ③該当地域は3年に1度改訂する	算入する
		寒冷地手当	札幌市、栗山町に在勤の場合 ①世帯主・扶養家族同居者 月額 (9缶×200ℓ/缶÷6カ月)×9月末現在の灯油公示価格円/ℓ ②世帯主・単身者(独身者含む) 月額 (5缶×200ℓ/缶÷6カ月)×9月末現在の灯油公示価格円/ℓ ③その他 月額 (3.2缶×200ℓ/缶÷6カ月)×9月末現在の灯油公示価格円/ℓ その他地区に在勤する場合 札幌市、栗山町に在勤する場合の上記算式による基準を100%として ・旭川市、帯広市 120% ・盛岡市、花巻市、奥州市、大仙市 70% ・長野市、山形市 50% ・仙台市 25%	算入せず
工業	セントラル硝子 (1,724名)	勤務地手当 12年4月	Aランク 24,000円 Cランク 14,000円 B " 18,000 D " 9,000 Eランク 7,000円	算入する
		暖房補助費 17年10月	A地区(10~3月)有扶月10,350円単身世帯主は有扶の50% 非世帯主は有扶の25% B地区(12~3月)同上 C地区(12~3月)有扶月 3,620円単身世帯主は有扶の50% 非世帯主は有扶の25% ※A地区 札幌・旭川・函館・苫小牧・帯広 B " 青森・秋田・盛岡・長野・茅野 C " 仙台・郡山・新潟・宇都宮・秩父・那須塩原・下野	算入せず
業 (統)	日油 (1,668名)	寒冷地手当 01年10月	北海道に勤務し、扶養家族または配偶者を有する世帯主 110,000円 " 単身または独身の世帯主 60,000 " 単身または独身の非世帯主(独身寮の入居者を含む) 35,000 北海道に扶養家族または配偶者を残置している者 55,000	算入せず
		準寒冷地手当 06年11月	仙台以北の東北地方、神岡、白河に勤務し、扶養家族または配偶者を有する世帯主 27,000円 仙台以北の東北地方、神岡、白河に勤務し、単身または独身者 9,000	算入せず
業 (統)	化学工業③ (1,523名)	寒冷地手当 (従来より)	A 北海道地区 ①越冬準備金 有扶養者(家族帯同) 30,000円 準世帯主(単身者) 15,000円 親元居住 7,500円 ②暖房費補助 ※ℓ単価:10月1日付灯油価格 有扶養者(家族帯同) 1.5ドラム×3.82カ月 準世帯主(単身者) 有扶×2/3 親元居住 有扶×1/3 B 仙台地区(暖房費補助) 有扶養者(家族帯同) 18ℓ14缶 準世帯主(単身者) 18ℓ14缶×2/3 親元居住 18ℓ14缶×1/6	算入せず
業	窯業① (2,300名)	北海道手当 82年	札幌支店勤務者(10月から7カ月間) 同居有扶養家族者・同居家族中の生計主体者 月19,800円 単身居住者 9,900 その他 7,000	算入する
業	帝人 (4,689名)	本社勤務手当 03年4月	東京 8,700~17,600円 大阪 7,400~16,300円	算入する
業	イチカワ (550名)	特別手当	東京 10,000円 開発研究所 5,000	算入する

地域手当, 寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額					時間外 基礎
食品工業	食品工業⑤ (1,651名)	寒冷地手当 17年4月	同居・扶養家族あり ①北海道 ②青森・秋田・岩手・山形 ③宮城, 福島, 新潟, 富山 石川, 福井, 長野	同居扶養家族なし 130,000円 100,000 66,000	65,000円 50,000 33,000			算入せず
	食品工業⑧ (1,007名)	寒冷地手当 96年4月	北海道のみ9~12月 世帯主1.8本, 独身単身者0.9本, その他0.45本					算入せず
	月桂冠 (395名)	寒冷地手当	札幌支店勤務者および青森県に駐在する者 (10月~3月給与) 世帯主 (扶養家族あり) 準世帯主 非世帯主 月額16,000円 月額9,000円 月額6,000円					
その他製造業	ヤマハ (4,350名)	寒冷地手当	北海道地区 その他 (青森・岩手・秋田・山形 宮城・福島・長野・新潟・富山 石川・福井・鳥取・島根) *福島は太平洋沿岸部を除く	世帯主 10,000円/月 3,000円/月	独身 3,000円/月 1,000円/月			
	コクヨ (148名)	寒冷地手当	11~4月 北海道 東北・山陰・北陸	有扶 20,000円 5,000	無扶 7,000円 2,500			算入する
鉱業・非鉄金属	日鉄鉱業 (645名)	都市手当 84年4月	東京・大阪・名古屋 岡山・姫路・仙台・苫小牧 ・福岡・札幌・広島等	一般 6,000円 5,700	課長 7,000円 6,700	部長 8,000円 7,600		算入する
建設業	関電工 (7,431名)	北海道手当	有扶養者 11,000円 無扶養者 8,000円					算入せず
	熊谷組 (2,585名)	地域手当	東京・神奈川・千葉・埼玉 大阪・京都・兵庫	本人 10,000円 5,400	配偶者 7,200円 4,500	子 (18歳未満) 3,600円 1,800		算入する (本人分)
運輸業	運輸業① (11,417名)	地域手当 05年4月	都道府県 東京・神奈川・岐阜 千葉・大阪・福井・埼玉 愛知・石川・京都・三重・茨城 静岡・山梨・奈良 兵庫 (※)・香川・富山・滋賀・長野 栃木・群馬・岡山・広島 その他 ※神戸は大阪と同区分	手当 (円) 15,000 12,500 10,000 7,500 5,000 2,500 なし				算入する
	運輸業③ (陸上1,300名)	都市勤務手当 01年4月	Y2等級以上 Y3等級 K1, K2等級 K3等級	京浜地区 有扶養者 36,500円 無扶養者 26,000 名阪神 有扶養者 31,500 無扶養者 23,000 その他 有扶養者 26,000 無扶養者 20,500	29,500円 22,500 24,500 19,500 21,000 17,500	20,500円 17,500 16,000 14,500 14,500 13,500	16,000円 13,000 13,000 10,000 10,000 8,000	算入せず
		暖房手当 97年	北海道 (10~4月) 18ℓ入り140缶 ※札幌の灯油価格により算出					算入せず

地域手当，寒冷地手当

産業	会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給月額	時間外 基礎
金融業	金融保険業③ (2,551名)	暖房手当 03年4月	地域により，160,000～27,000円	算入せず
商事サービス業	ヤナセ (3,283名)	①地域手当	①東京 40,000～90,000円 神奈川・大阪 36,000～80,000円 埼玉・千葉・愛知・京都・奈良・兵庫 32,000～60,000円 その他 27,000～30,000円	算入する
		②冬季暖房費補助	②北海道地区 世帯主 2,000円 準世帯主 1,000円 独身 600円	
	商事サービス② (2,800名)	地域手当 01年4月	首都圏・政令都市15,000円 一般都市10,000円 その他5,000円 ※支給ゼロ地域もあり	算入する
	ニチモウ (257名)	暖房手当 98年7月	世帯主 独立生計者 北海道央・道南 (11～4月) 13,000円 7,000円 北海道東・道北 (11～4月) 15,000 8,000 青森・岩手・秋田 (12～3月) 10,000 5,500	算入する

別表7

食事手当・食事補助(39社)

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給対象	支給内容	時間外 基礎
JFEスチール (20,000名)	食事補助 03年4月	①工場給食，食堂施設あり ② なし	①240円+消費税/食 自己負担 残りを会社負担 ②弁当を主とする場合月7,340円 その他9,720円	算入する
日新製鋼 (3,843名)	食事手当 93年4月	給食施設のない事業所	470円×出勤日数	算入する
大同特殊鋼 (3,139名)	食事手当 08年7月	給食施設のない事業所	9,000円 (配達弁当事業所4,400円)	算入する
金属工業② (2,000名)	食事補助 89年7月	給食施設のない事業所	3,500円	算入せず
矢崎総業 (12,000名)	食事補助 (従来より)	給食施設のない事業所	昼630円 (630円×出勤日数)	算入せず
アズビル (5,146名)	勤務地手当	給食施設なし事業所勤務(組合員のみ)	月額6,800円	算入せず
電気機器① (3,000名)	食事補助 87年4月	給食施設のない事業所	1,500円	算入せず
河村電器産業 (1,779名)	昼食費補助	食堂施設あり	2割程度会社負担	算入せず
電気機器③ (1,111名)	昼食費補助 94年3月	給食施設のない事業所	510円×出勤日数	算入せず
輸送機械① (26,273名)	食事補助 94年4月	給食施設のない事業所	615円×出勤日数	算入せず
輸送機械② (15,071名)	営業所手当 15年4月	給食施設のない事業所	5,500円	算入する
ポッシュ (5,261名)	食事手当 (従来より)	・給食施設なし ・6時間以上の休日勤務を行ない 食堂利用できない場合	・月7,000円 ・1回350円	算入せず

食事手当・食事補助

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給対象	支給・内容	時間外 基礎
佐世保重工業 (732名)	昼食費補助 80年4月	本社・大阪支社	8,250円	算入せず
シチズン (1,357名)		一律	月4,000円	算入せず
クボタ (11,266名)	14年6月	給食施設なし	230円/食	算入せず
日本精工 (7,726名)	食事手当 94年12月	本社・支社関係	7,500円	算入せず
N T N (5,754名)	食事手当	厨房施設のない事業所勤務者	月8,000円	算入せず
一般機械① (2,936名)	食事補助 (従来より)	給食施設のない事業所	8,000円	算入せず
ナブテスコ (2,080名)	食事手当 07年4月	正社員全員	工場地区勤務者 3,000円 本社・営業所地区勤務者 4,000	算入する
東芝機械 (1,729名)	食事補助 96年3月	本社・営業所関係	10,500円	算入する
J S R (3,383名)	食事補助 96年4月	給食施設のない事業所	5,000円	算入する
ライオン (3,000名)	食事手当	・給食施設のある事業所 ・給食施設なしの事業所	・給与より2,500円控除 ・手当10,000円支給	-
バンドー化学 (2,000名)		一般職 給食施設あり なし	1回利用につき 165円 (1日1回) 500円×出勤日数	算入する
トクヤマ (1,869名)	昼食費補助 食費補助	給食施設のない事業所 (徳山製造所以外の事業所) 借上独身寮居住者	3,000円 12,000円	算入せず 算入せず
化学工業④ (1,237名)	昼食費補助 93年10月	本社・支店	9,300円	算入せず
横浜ゴム (5,200名)	食事補助 81年	給食施設のない事業所	5,000円	算入せず
旭硝子 (6,374名)	食事補助 85年10月	本社・支店	3,500円	算入せず
窯業① (2,300名)	食事手当 14年4月	給食施設のない事業所、営業担当 社員および出向者	6,050円	算入せず
日本フェルト (480名)	本社手当 96年4月	本社	14,000円	算入する
森永製菓 (1,655名)	昼食代補助	給食施設なしの場合	出勤日数×270円	算入せず

食事手当・食事補助

会社名 (従業員数)	手当名 最終改正年月	支給対象	支給・内容	時間外 基礎
食品工業⑤ (1,651名)	食事代補助 09年4月	一律	430円×出勤日数	算入せず
食品工業⑧ (1,007名)	昼食補助手当 87年4月	給食施設のない事業所	300円×出勤日数	算入する
食品工業⑨ (955名)	食事手当 14年4月	会社施設による昼食利用ができない社員で、所定労働時間を満たした者	1日200円	算入する
コクヨ (148名)	昼食費補助	社員食堂のない事業所の社員	カフェテリアプランによる補助 年 10,000円	算入せず
	食事補助	賭いのない寮生、単身赴任の社員	カフェテリアプランによる補助 年 72,000円 年100,800 年144,000	
古河機械金属 (本社 212名)	食事手当 (従来より)	会社(関係会社を含む)から食堂(給食サービス)の便宜供与を受けられない場所に勤務する正社員	5,000円	算入せず
運輸業③ (陸上1,300名)	食事手当 92年4月	総合職 準総合職 一般職	6,500円 6,000 5,100	算入せず
運輸業④ (陸上163名)	食事手当 17年4月	一律	7,000円	算入せず
商事サービス② (2,800名)	給食手当 01年4月		一律 5,875円	算入せず
商事サービス業⑥ (348名)	食事手当	給食施設なし	パークレイ・パウチャー 月7,000円	-

別表8

その他の生活関連手当 (20社)

会社名 (従業員数)	制度・手当名称	制度内容	対象者	支給額
アズビル (5,146名)	レク補助金	グループ以上の職場単位で2/3以上の参加率・行楽、スポーツを伴う親睦行事に支給	全社員	日帰り 3,000円 宿泊 5,000円
スタンレー電気 (3,483名)	公的資格取得奨励規定	会社の認める公的資格を取得した場合奨励金を支給	該当者	資格による
河村電器産業 (1,779名)	ワークウェア補助	会社で着るスーツ、作業着、靴の購入費を支給(要申請)	正社員	上限8,000円
N T N (5,754名)	インフルエンザ予防接種 社内親睦会費用補助	インフルエンザワクチン接種 職場で親睦会をした場合	健保組合被保険者 全従業員	自己負担1,200円/人 4,000円/人

その他の生活関連手当

会社名 (従業員数)	制度・手当名称	制度内容	対象者	支給額
東京計器 (1,500名)	リフレッシュ休暇 福利厚生イベント 発明等の報奨金規程 公的資格援助制度規程 経費口座手当 インフルエンザ予防接種	リフレッシュ休暇（有休）3日＋助成金付与 社員同士の交流、職場の活性化になる活動に助成金付与 発明等に対し報奨金支給 業務または自己啓発で資格を取得した者に援助を行なう 周辺に三井住友銀行がない地区の勤務者に手数料分を支給 社内でインフルエンザワクチンを接種できる	当該年度内に満45歳に到達する従業員で勤続10年以上の者 全従業員＋家族 発明者 全従業員 全従業員 全従業員	15万円（手取り） 参加者1名につき3,000円（家族は含まない） 5,000～50,000円 奨励金3,000～30,000円 受講料1回目全額 再度受験半額 月500円 全額会社負担
ナブテスコ (2,080名)	資格取得報奨金 資格取得援助 インフルエンザ予防接種援助 リフレッシュ制度 定年慰労制度 レクリエーション活動補助 クラブ活動補助	会社が推奨する資格を取得した場合に報奨金を支給 会社が推奨する資格を取得した場合に取得費用の半額を援助 インフルエンザ予防接種した場合の援助 勤続年数に応じて賞金・休暇を付与 ※勤続10年から勤続40年まで10年ごとに実施 定年退職者の慰労会 福利厚生行事としてふさわしいと判断した場合、各事業所毎に4,000円/人・年を総予算として拠出する 会社が認定したクラブ活動においてかかった費用の半額を補助する	正社員全員 正社員全員 健康保険加入者全員 正社員全員 正社員全員 役員以下全社員 役員以下全社員	取得した資格により金額を設定 講習費用、受験料、交通費等会社が認めるもの 2,000円/人（健保からの援助） 勤続10年で休暇2日、勤続20年で休暇3日＋旅行券8万円、勤続30年で休暇5日＋旅行券20万円等 記念品、飲食代補助、その他費用（会場費・講師費用） 4,000円/人・年 半額補助対象 ・施設利用料 ・大会参加費 ・講師への月謝等
J S R (3,383名)	コミュニケーション補助	職場単位での飲食やレクリエーション等、コミュニケーション費用の支給（参加人数80%以上）	役員・嘱託・契約・パート・社員	1人 3,000円/年度
トクヤマ (1,869名)	自己啓発支援制度	①資格試験の受験料補助 ②会社規定の通信講座受講料補助	①会社規定の資格試験を受験し、合格した者（要事前申請） ②所定の成績以上で修了した者	①受験料および交通費 ②受講料の半額
化学工業④ (1,237名)	学位取得祝金	社員にして学位を取得した者に対し、祝金支給	学位取得者	30万円
旭硝子 (6,374名)	インフルエンザ予防接種	社内でインフルエンザワクチンを接種できる（費用を一部補助）	健保組合加入の被保険者	自己負担 1人2,000円
食品工業④ (3,477名)	職場旅行・レクリエーション補助	従業員の親睦や健康増進を目的としたレクリエーション、または職場単位での親睦旅行への補助	従業員、シニア再雇用社員、嘱託社員	1人当たり年間4,100円

その他の生活関連手当

会社名 (従業員数)	制度・手当名称	制 度 内 容	対 象 者	支給額
森 永 製 菓 (1,655名)	公的資格手当 公的資格取得奨励金	会社として必須の資格を有する者が官公庁に申請、登録された者	正規従業員	2,000円
		取得促進する公的資格を取得した者にその難易度に応じて支払う	正規従業員	5,000～50,000円
食 品 工 業 ⑥ (1,425名)	社外交流補助 (カフェテリアプラン)	文体サークル活動・ボランティア活動・婚活イベント等の参加費・結婚相談登録料の補助	社員	実費
月 桂 冠 (395名)	インフルエンザ 予防接種補助	インフルエンザ予防接種の促進 要領取書添付の申請書	従業員本人(正社員・契約社員・パート・シニアスタッフ)、家族3人まで共済会で補助あり	3,000円限度(家族は1人 当たり1,500円限度)
	資格取得奨励金	受験料の補助(要領取書)、合格 証添付の申請により祝金	従業員本人(正社員・契約社員)	受験料は実費、祝金 5,000～50,000円
	無 償 酒 親 睦 会 補 助	年3回希望者にお酒を支給 忘・新年会の費用の一部補助	従業員本人(正社員・契約社員・パート・シニアスタッフ) 従業員本人(正社員・契約社員・パート)	現物支給 1人2,000円
コ ク ヨ (148名)	インフルエンザ 予防接種 自己啓発援助 (報奨金)支給	インフルエンザワクチンの接種 (社内・社外)費用 社員の資格取得に対して報奨金を 支給	正社員・契約社員・健保加入被扶 養者 正社員	全額(2,000円) 資格ごとに予め設定
古 河 機 械 金 属 (212名)	資格取得奨励金 制度	会社が指定する公的資格を取得した 場合、難易度に応じて設定した 区分による奨励金を支給	原則組合員が対象、ただし一部の 公的資格については管理職も含 む	10,000～50,000円
	語学力向上奨励 金制度	TOEICテストのスコアに応じて 応じて奨励金を支給する	全社員	15,000～20,000円
ト ヨ タ 輸 送 (1,000名)	インフルエンザ 予防接種 レクリエーショ ン費用補助	社内巡回健診または医療機関でワ クチン接種できる	当社従業員	全額会社負担
		部署単位で親睦会を実施(宿泊or 食事会)	全従業員(役員、嘱託、派遣社員 含む)	上限1人8,000円
東京放送ホール ディングス (349名)	インフルエンザ 予防接種		希望者	全額会社負担
商事サービス③ (2,309名)	まちイチ休暇活 動支援金	年休を使い、地域活動に従事する と手当を支給	全社員	3,000円(半日は1,500円)
商事サービス⑥ (348名)	旅 行 補 助	1年間に1泊を限度とし、1泊につ いて補助	社員	5,500円 (5,500円未満の場合は実 費)
	インフルエンザ 予防接種	社内でインフルエンザ予防接種を 実施	社員等社会保険加入者	全額
	自己啓発支援	自己啓発に要する費用を支援(講 座指定)	社員および常勤嘱託者	講座による、半額相当
	公的・民間資格 取得支援	国家資格等の公的資格あるいは民 間団体による資格の取得に対す る支援(資格指定)	社員および定年後嘱託者を除く常 勤嘱託者	資格による(1万～10万 円)
資 格 手 当		上記資格を持つ者で、業務上必要 とする部署に所属する者	資格による(月1,000～ 3,000円、月額上限 5,000円)	
誕生日祝金	本人の誕生月に支給	共済会会員	商品券5,000円	
日本アカデミー 賞会費補助	加入者の申請による	共済会会員	10,000円	

組合健保の医療費と給付費，附加給付費

— 入院1日当たり医療費は53.7千円 —

加入者数は2,931万人に増加 18年7月にまとめた16年度の「健康保険・船員保険事業年報」によると，組合健保の加入者数（被保険者数+被扶養者数，年度平均，以下同じ）は2,931万人で，前年度より19万人増えた。増加は9年ぶりだった。ただし，近年のピークだった07年度に比べると141万人減だった。70歳未満の加入者数は2,905万人，10年度より38万人減った。

1人当たり医療費は13.4万円 70歳未満の加入者1人当たりの医療費は右図のとおり，16年度は前年度を9.5%下回る13.4万円になった。

70歳未満の加入者1人当たり医療給付費は10年度の9.9万円が15年度には13.1%増の11.2万円に増えた。しかし，16年度は3.3%減の10.2万円になった。医療費に対する割合は10年度の75.0%が76.1%になった。

入院は1日当たり53.7千円 入院などの医療費および現金給付は表1のようになった。70歳未満の

加入者のうち受給者が受けた16年度の医療費は，入院が1日当たり53.7千円で，10年度比20.4%増だった。入院外は10.4千円で同5.1%増，歯科は11.8千円で横ばい，薬剤は8.1千円で同6.6%増，入院時食事・生活療養費は0.7千円で横ばい，訪問看護療養費は11.5千円で同8.5%増だった。高額療養費（給付費）は61.4千円で10年度比は18.8%減になった。

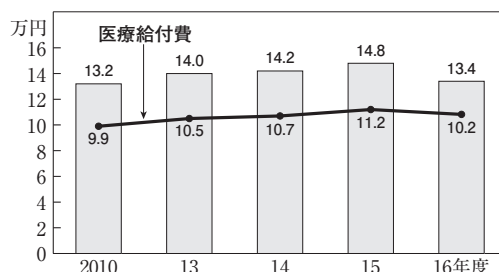
現金給付では，傷病手当金は1日当たり6.8千円で横ばい，埋葬料も49.7千円で横ばい，出産育児一時金は424.3千円で10年度比1.2%増，出産手当金は460.0千円となり，10年度比は0.8%減だった。

家族出産育児一時金は434.0千円で10年度比2.6%増だった。

一部負担還元金は30.8千円 附加給付をみると表2のとおり，被保険者対象項目のうち，10年度より増加したのは一部負担還元金（30.8千円）の8.8%増，訪問看護療養費（13.9千円）の56.2%増，延長傷病手当金（293.1千円）の1.8%増だった。

被扶養者対象では増加が目立ち，家族療養費は10年度比17.3%増の37.3千円になった。

1人当たりの医療費と医療給付費



注 70歳未満の加入者（被保険者+被扶養者）

表1 1日当たり・1件当たりの医療費，現金給付 (千円)

区 分		2010年度	13年度	14年度	15年度	16年度
入院	日	44.6	49.8	51.1	52.2	53.7
入院外	件	9.9	10.1	10.2	10.3	10.4
歯科	件	11.8	11.5	11.5	11.5	11.8
薬剤	件	7.6	8.1	8.1	8.5	8.1
食事・生活	日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
訪問看護	日	10.6	11.4	11.4	11.5	11.5
高額療養費(給付費)	件	75.6	68.4	66.4	62.8	61.4
傷病手当金	日	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
埋葬料	件	49.9	50.0	49.9	49.9	49.7
出産育児一時金	件	419.1	419.3	419.4	419.5	424.3
出産手当金	件	463.7	474.3	479.0	483.6	460.0
家族出産育児一時金	件	423.1	419.1	419.2	419.5	434.0

注 70歳未満の加入者

表2 1件当たりの附加給付 (千円)

区 分		2010年度	16年度
被保険者	一部負担還元金	28.3	30.8
	訪問看護	8.9	13.9
	傷病手当金	50.5	46.2
	延長傷病手当金	287.8	293.1
	埋葬料	58.6	56.7
	出産育児一時金	54.9	53.9
	出産手当金	102.8	86.9
	合算高額療養費	40.3	39.4
被扶養者	家族療養費	31.8	37.3
	訪問看護	8.9	12.9
	埋葬料	32.4	34.5
	出産育児一時金	48.3	50.4

注 70歳以上を含む

アジアの人々の現在

— 国際社会をどう見るか —

愛知淑徳大学ビジネス学部ビジネス研究科
研究科長・教授

真田 幸光

はじめに

今回は早くも最終回となった。これまで、アジア各国の様子を筆者の経験も織り交ぜながら、コメントさせて戴いた。

色々なところが、世界、アジアにはあるが、どの地域もそれぞれに魅力的で素晴らしいと筆者は感じる。

筆者は、アジアのみならず、世界各国を訪問、特に初めて訪問するところでは、必ず、

「その地域の庶民が行く市場」

「その地域の中心駅、バスターミナル」

「その地域の庶民が行く本屋さん」

などを訪問している。

そうした場所が、「その地域の特徴を良く示しているところではないか。」と確信しているからである。

そして、それらの場所を通して、地域の特徴を知ると共に、筆者の常識や日本との違いを知り、その違いを乗り越えて、世界の人々と共に生きることに努力していくことの素晴らしさを知っている。

世界には、多くの国があり、「現行の世界は国という単位を乗り越えて、ベクトルを一にして、共に生きていくことを必ずしも具現化してはいない。」

否、最近の世界情勢を見ていると、「国家を基本とした考え方が世界を席卷し、世界はむしろ、その違いを共には生きず、強い国の論理がまかり通る世界となっている。」と言えるかもしれない。

そこで、そうした背景を、今回は、「InternationalとGlobal」と言う言葉の概念の違いから眺めてみることにしたい。

InternationalとGlobal

日本語にすると、「international」と「global」は、「国際的な」と言った言葉となり、あまり変わりはないが、英語で見ると、この2つの言葉には、究極の違いがある。

即ち、internationalはnationのinterという意味で、「国家を基軸に国家間という視点から見た国際的な」であり、一方、globalは、その言語であるglobe=地球を意識し、「地球的視点から見た国際的な」という意味になる。

筆者自身は、「地球規模で国際社会を考える」ことが重要であり、「global」を好むが、しかし、現実には、世界に200近い国家がある中、「international」の視点で国際的な議論がなされることが多く、例えば、「環境問題」などはglobalに考えるべきであるにも拘らず、国家間の利害が背後に見え隠れする中、internationalに議論されることが多くなっているのではないかと考える。

こうして、「international」に国際的な議論がなされるようになれば、国家を基軸として考え、「自国第一主義」と言った考え方がはびこるようになり、また、現行の世界一の大国となるアメリカのリーダーたるトランプ大統領も、「international」に国際問題を捉えるようになっていくことから、「America First」と叫び、上述した環境問題での国際的な枠組みからも離脱したのである。

そしてまた、一般的に見れば、国家を基軸として考えてくるとなると、必ずと言って良いほど、「国益=National Interest」が大切にされるようになる。

ここで、世界約200カ国の国益に利害関係が生まれず、皆、同じ方向に国益を見出すことが出来

れば、問題は生じないのであるが、国益が相反するようなこととなれば、そこでは必ず、対立、否、「紛争=Conflict」が発生するようになる。

そして、そうした紛争を勝ち抜こうとすれば、まずは自国が他国に攻め込まれても生き残れるようにしなければならないとの発想が生まれ、「国防力=National Defense」の強化が必要になると考える傾向が強くなり、更にこれが発展して、「自国が強くなければならない。」と考え始めれば、「軍事力強化=Armament」にも動く可能性もある。

平和憲法を持つ日本であっても、こうした動きに向かう可能性はあり、その場合には、「平和憲法の改正」にも向かう可能性があるのである。

筆者は、人類の倫理観からすれば、「Think Globally, Act Globally」であるべきだと考えるのであるが、現実には、力のある大国は、「Think internationally, Act Globally」に動き、自国の国益を意識しつつ戦略を立てた上で、強者の論理を以って弱者を従え、それを自国の国益を反映した国際標準に仕立て上げた上でグローバルに動く。

一方、力のない国々は、「Think internationally, Act Internationally」と考えも行動も、「国」を基軸として動きがちであると見ている。

ああ、世界はこれで良いのであろうか？
心配である。

現行の世界の動き G-7の行方

さて、上述したような認識の下、筆者は先にカナダで開催された今年のG-7について、以下のような見方をしている。

米国のトランプ大統領はしたたかである。

即ち、「先進7か国（G-7）」の首脳らが参加する主要国首脳会議（サミット）がカナダ・シャルボワで開催した。

米国が中国本土や日本などを対象に実施していた鉄鋼やアルミニウムの関税上乗せ措置をカナダや欧州連合（EU）にも発動した直後の開催となり、G-7は米国とそれ以外の「1対6」の対立構図となっており、ご高承の通り、EU各国は特に強い反発を示している。

トランプ大統領としては、「大統領就任以降初の国賓として米国に招待、トランプ政権外交の基軸」として捉えたフランスのマクロン大統領からも、「米国のトランプ大統領は孤立を気にしない

かもしれないが、我々も必要があれば、6か国で共同声明に署名することもいとわない。」とツイッターに書き込まれたことは、トランプ大統領には強い影響を与える。

因みに、そのマクロン大統領は、トランプ大統領を指して、「トランプ大統領は、中にどの肉がどのように入っているか分からないソーセージのように、良く分からない人間である。」とも表している。

こうして、トランプ大統領は、世界を相手にして戦う姿勢を示しているが、しかし、日本は防衛装備品の購入や在日米軍に対する費用負担増加などを見返りとした和解の方向性を模索、中国本土も農産品などの輸入拡大などの譲歩を示し、韓国は既に米国に対して譲歩、圧力に屈した見返りに、米国に対して、「南北融和」を一定程度飲んで欲しいとのDealを行っている。

そして、考えて戴きたい、英国はEUからの離脱を前提に今、動いており、英国はトランプ大統領との間で、水面下で英国は対象外との約束を取っている可能性もあり、トランプ大統領としては、こうして、「世界の米国に対する不満の結束」を崩したうえで、「EUに対してはイランの核問題での協力を取り付ける、そしてあわよくば、シリア問題でのロシアに対する圧力強化を見返りに、関税問題を取り下げる。」と言う、

「地政学的視点」からのBig Dealを行っている」と筆者は見る。

更にトランプ大統領は、成長著しく、近い将来、米国のライバルとなり、世界に於ける影響力の拡大を図る中国本土を対象に、知的財産権の保護の視点から、強力な圧力を加えようとしており、世界経済の成長鈍化を、一定程度、覚悟しかつ、AMERICA FIRSTを実践しようともしている。

トランプ大統領を侮ってはいけぬ。「ただの大きい国のリーダーではない。」とも考えておきたい。

上述したような世界情勢にあつて、「読者の皆様方には、いつも、日本の立ち位置を考え、日本の国益は守りつつも、Globalな視点からの世界観を持ちながら、世界に貢献していくことが重要ではないか。」とのお考えをお持ち戴き、益々のご発展を祈念するものである。

（終り）

経営効果の理論的背景を探る

— 福利厚生と余暇⑦…働き方改革時代の余暇とは

山梨大学教授 西久保 浩二

17週間分も増えた非労働時間

日本人の働き方が大きく変わろうとしている今日、ビジネスマンにとっての最善の余暇とはどうあればよいのか。伝統的な福利厚生が主導した「集团的余暇」が、文字通り、日本的経営モデルが機能した高度成長期に生まれ、集団主義を基調に数少ない余暇時間さえも社内の上司同僚たちと共に過ごそうとしたわけで「従業員の一体感」は今で言うところの“ハンパなかった”のであろう。この一体感が確かに日本企業の強さの源泉でもあったことも事実である。

こうした「集团的余暇」が必然であった時代とは背景が大きく違っていた。余暇と対置する労働時間の動きを改めて振り返ってみよう。

2017年の「年間総実労働時間」は1,721時間であった（毎月勤労統計調査 厚生労働省）。ちなみに統計値として同統計で確認できる総実労働時間のピークは高度成長期初頭の1960年で2,426時間である。その差は実に705時間にもなる。昔の日本人はホントに猛烈に働いていた。もう少し近いところでは、バブル景気のピークを日経平均が38,915円を付けた1989年とすると、総実労働時間は2,076時間で、それでも現在との差は355時間もある。

「集团的余暇」が始まった高度成長期との差、705時間といえば1週40時間とすれば17週も働かなくなったわけである。バブルの忙しい時期と比べても9週分近く労働時間が減り、余暇のベースとなる非労働時間が拡大してきたわけである。

改めて考えてみると「集团的余暇」が始まり、余暇の主流となった時代は、圧倒的な労働時間に生活が支配されるといえるような中で、なんとかか捻り出した余暇時間であったであろう。それをあ

えて全くのプライベートな時間として楽しもうとせず、会社生活の延長線上ともいえる形態の余暇を選んだことになる。それが当時のビジネスマン、企業戦士の多くにとって、ある種の妥協点、バランス点であり、今風に言えば彼らなりのワークライフバランスであったのかもしれない。また以前に紹介した「余暇善用論」といった規範が従業員の心理の中に根強くあったことも影響したのであろう。企業にとっては従業員同士が良好なコミュニケーションを取り、短時間といえ一定のストレス解消となれば福利厚生としての目的を十分に果たしていたのである。

そして今、さらに労働時間が縮小し、いずれはフランス（1,472h）、ドイツ（1,363h）といったレベルにまで至るのかもしれない。既に統計的には米国（1,783h）、イタリア（1,730h）を凌ぐ短時間労働になっているのが日本なのである。

経営資源としての活用の3つのキー概念

ともかく、働き方改革によってさらに労働時間の制約からの解放が進もうとする中で、もはや“おまけ”扱いできなくなった余暇という存在といかに向き合うか、単なる会社生活の延長線ではない、より新しい意味、機能が求められている。それは企業としては延長線上に置いて上記のような機能を期待していたはずの「集团的余暇」が徐々にではあるが機能しなくなった事と表裏をなしているのであろう。改めて余暇を一種の経営資源として捉え新たな活用の途を探らなければならない。

では、どのような余暇のあり方が求められているのか。いくつかのキー概念を見つけてみよう。

読者も既にお気づきであろう。第一のキーワードは間違いなく「個」である。

これまで色々な角度から検討してきたように

「集团的」「全体的」「一斉的」「組織的」といった「集团的余暇」が前提としていた過去の状況が崩れている。働き方改革は、さらに従来からの働く時間と空間を大きく変える。すなわち、時間と空間の双方において分散的なものとなる。従業員個人の働き方、休み方が分散していくとすれば、福利厚生における余暇はそれに適応するしかない。まずは、個人の余暇ニーズに応えることに徹する。

第二のキー概念は「多様化した個」である。単に「多様性」としてもよい。

「多様化した個」に注目せざるを得ないのは働き方改革の影響が大きい。今回の改革に通底する理念として読み取れる点は「多様性」である。働く者として、働く時間として、労働市場へ、その中で多種多様な生活課題や背景をもつ人々にある個々の受容体としての企業へと参画を強く促そうとしている。働き方改革がターゲットとしている人材層は広範囲である。女性、若者、高齢者、障害者、外国人材、副業・兼業者、それらすべてに働く者として参画し、参画し続けることを求めている。加えて、「両立」というキーワードの下で、ともすればそのリスクやハンディキャップによって離脱せねばならなかった者たちを両立可能性を高めることで保持しようとしている。出産・育児、老親介護、病气、障害等々の両立リスクへの対抗力を高めようとする共通点が見出せる。

一方で豊かな時代に育った世代が中核を占め、ネット世代が職場に流れ込んでくる今、「遊び」の経験値、偏差値が高い従業員が拡大する中で、余暇に「多様性」が求められるのは必然である。いかに会社の福利厚生だからといっても「おもしろくないものはおもしろくない」のであって利用したくなくなる。「集团的余暇」のあまり気づかれていない弊害は「一人で遊べない大人」や「趣味を持たない大人」を大量生産したことではなかろうか。だから「集团的余暇」でもある程度満足できた。しかし、時代は変わり仕事はできなくとも、しっかり遊べる世代が増えたのである。

このように多種多様な生活課題や背景をもつ人々、多様なワークスタイルをもつ人々が職場内で協働する中での有効な「余暇」とは何か、を考える必要がある。「同質的な個」であれば、従来の制度体系の改訂や運用の柔軟性である程度の適応が可能であったかもしれないが、多様性が飛躍

的に高まろうとする中では制度全体の再構築が必要となろう。余暇の選択肢を飛躍的に広げる必要があろうし、個々のサービス、コンテンツの質も高めなければならない。会社所有の古びた「海の家」の時代は終わったのである。

第三のキー概念はやはり「生産性」とせざるを得ないだろう。より大きな概念である「経営的效果」としてもよいのだが、働き方改革時代の到来とすればこのキー概念に特定してもよからう。元来、余暇には労働による消耗、疲労を効果的に回復させるある種の治療効果が期待された。労働力がいち早く修復されることで一定の生産性を維持することが経営的效果だった。つまり、労働生産性の「回復」と「維持」に主眼があったと考えられる。佐口卓（1974）が「労務管理は労働力消費過程の問題だが、企業福祉は労働力再生産過程の問題である」と指摘したとおりである。しかし、これからの福利厚生における余暇には、「回復」と「維持」だけに留まらず、さらに「開発」「向上」まで期待されるだろうし、その役割を担うべきであろう。つまり、多様な魅力的な余暇を通して、独自の能力開発や多様な生活体験、様々な人々との接点や人脈を拡大させることなどによって、余暇を通じた職業人としての成長、職務能力の発展を期待効果として設定してもよいのでないか。

課題は多様な余暇ニーズへの対応策に

以上、「個」「多様化した個」「生産性」、この三つのキー概念が、これからの福利厚生における余暇のあり方の柱となるものと考えられる。

加えて企業としての余暇の提供のあり方も当然、再考する必要がある。まずはアウトソーシング・インフラが必然となる。総合型、専門型を含めて多様な余暇ニーズに高い品質で対応するためには自社自製型ではもはや不可能である。多様なアウトソーシングサービスの質、コスト・パフォーマンスを見極めながら従業員に提供することである。

また新しい余暇では均等予算配分と自立選択が基本となる提供方式であるカフェテリアプランが最善となるだろう。そして問題は効果測定である。余暇利用の実態と能力評価の推移をモニタリングするなどして生産性への寄与度等を測る必要があるだろう。

住宅地価格と 木造建築費の指数

— 東京圏は10期連続で上昇 —

日本不動産研究所は、5月22日に全国223都市（約2,000地点）を対象とした18年3月末現在の市街地の住宅地価格指数と全国木造建築費指数を発表した。

住宅地価格の指数

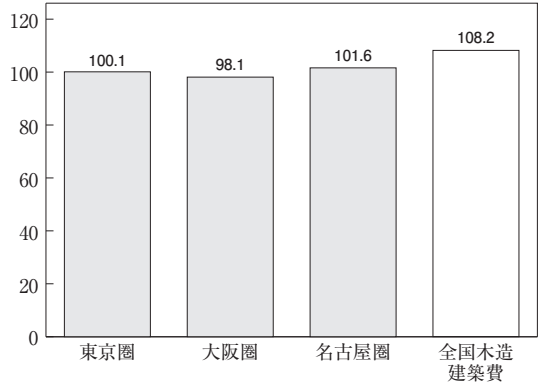
全国は0.2%上昇 変動率は94年3月末以降△1~3%台後半の水準で推移していたが、01年3月末以降は拡大し、04年3月末、同年9月末は△6.0%台になった。その後、下げ幅は縮小傾向を示していたが、09年3月末以降11年9月末までは△3~△4%台となった。12年3月末以降下落幅は縮小し、18年3月末は0.2%に、10年3月末を100とする指数は89.8となった。

東京圏は0.6%上昇 下落幅は99年9月末には△6.6%だったが、その後は縮小に転じ、06年3月末は0.0%と30期ぶりにマイナスを脱し、08年3月末は4.0%上昇した。その後は再び下落に転じたが、13年9月末は0.1%となり、18年3月末は0.6%と10期連続の上昇となった。指数は100.1になった。18年3月末の東京圏各地の変動率は、区部1.5%、都下0.3%、神奈川県△0.3%、埼玉県0.8%、千葉県1.1%だった。

大阪圏は0.3%上昇 01年9月末以降は△7.0%台に、03年9月末以降は△8%台と下落幅が拡大していた。しかし、

住宅地価格と木造建築費の指数（18年3月末）

(10年3月末=100)



06年9月末には下げ止まり、08年3月末の3.0%まで上昇を示したが、08年9月以降は13年9月末の△0.1%まで11期連続で下落した。しかし、16年9月末は0.3%、17年3月末は0.3%、18年3月末は0.3%それぞれ上昇した。

名古屋圏は0.7%上昇 06年3月末以降は下落幅が小さくなり、同年9月末には△0.5%に、09年3月末からは8期連続で下落した。13年3月末以降は上昇に転じ、17年3月末は0.4%、18年3月末は0.7%上昇した。

6大都市圏を除く市街地は0.1%上昇 18年3月末の変動率は0.1%と上昇に転じた。

木造建築費の指数

全国木造建築費指数の18年3月末の変動率は0.2%だった。指数は108.2になった。

00年から続く下落は13年に底を打ち一転して上昇、13年9月末から14年9月末にかけ2%近い大幅な伸びをみせ、15年3月末から17年9月末までは107台を示した。

18年3月末は108.2にアップした。

住宅地価格指数と木造建築費指数の推移

(10年3月末=100) (対前期比と前年同期比は%)

区分 (各月末)	全国・3大都市圏・3大都市圏内6大都市除く市街地の住宅地価格指数											全国木造建築費指数
	全国市街地			東京圏		大阪圏		名古屋圏		6大都市除く市街地		
	指数	対前期比	前年同期比	指数	前年同期比	指数	前年同期比	指数	前年同期比	指数	前年同期比	
2010・9	98.2	△1.7	△3.6	99.2	△1.9	98.8	△3.1	99.9	△0.9	98.2	△3.6	99.6
11・3	96.5	△1.7	△3.4	98.6	△1.3	97.9	△2.1	99.6	△0.4	96.5	△3.4	99.5
・9	95.2	△1.5	△3.2	98.1	△1.2	97.3	△1.5	99.3	△0.4	95.0	△3.2	99.6
12・3	93.8	△1.4	△2.9	97.7	△1.0	96.8	△1.1	99.2	△0.3	93.6	△2.9	99.6
・9	92.6	△1.2	△2.6	97.3	△0.8	96.5	△0.8	99.2	△0.2	92.6	△2.7	99.6
13・3	91.7	△1.0	△2.2	97.1	△0.5	96.4	△0.5	99.3	0.1	91.7	△2.2	100.0
9	91.1	△0.7	△1.7	97.3	0.1	96.4	△0.1	99.6	0.5	90.9	△1.7	101.5
14・3	90.6	△0.5	△1.2	97.8	0.6	96.7	0.3	99.9	0.5	90.5	△1.2	103.6
9	90.3	△0.3	△0.8	98.1	0.8	97.0	0.6	99.9	0.3	90.2	△0.8	105.5
15・3	90.0	△0.3	△0.6	98.4	0.7	97.1	0.4	100.0	0.1	89.8	△0.7	106.8
9	89.8	△0.2	△0.5	98.7	0.7	97.3	0.3	100.1	0.2	89.7	△0.6	107.2
16・3	89.7	△0.1	△0.4	99.0	0.3	97.3	0.2	100.4	0.2	89.5	△0.2	107.3
・9	89.7	△0.1	△0.2	99.2	0.4	97.6	0.3	100.7	0.5	89.4	△0.3	107.6
17・3	89.6	△0.1	△0.2	99.4	0.4	97.7	0.3	100.8	0.4	89.4	△0.2	107.8
・9	89.6	0.0	△0.1	99.6	0.5	97.8	0.2	101.2	0.5	89.2	△0.1	107.9
18・3	89.8	0.2	0.1	100.1	0.6	98.1	0.3	101.6	0.7	89.4	0.1	108.2